

名古屋市

# 災害対策 実施計画

防災の日常化による災害に強いまちづくり



2024年度～2028年度  
(令和6年度～令和10年度)

名古屋市



# <目次>

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけ等	3
第2章	本市の災害対策を取り巻く状況	4
1	本市の概況	5
2	近年の潮流と課題	9
3	大規模災害への本市の取組	24
第3章	計画の基本的な考え方	33
1	基本的な考え方について	34
2	めざす姿	36
3	取組方針	38
4	施策の体系	39
第4章	具体的事業の展開	40
1	施策の体系に基づく事業の展開一覧	41
2	方針別個別事業の展開	53
	方針1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】（ソフト対策）	54
	方針1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】（ハード対策）	66
	方針2：災害対応力の強化【行政の体制強化】	71
	方針3：災害に強いまちづくりの推進【行政による都市基盤の整備等】	99
	方針4：防災人材育成の推進【普及啓発・教育、訓練・研修】	115
第5章	進行管理	131
1	進行管理	132
	参考資料	133
	【資料1】ハザードマップ	134
	【資料2】南海トラフ巨大地震の被害想定	135
	【資料3】検討経過	137
	【資料4】名古屋市防災条例	138



## 第1章

# はじめに

## 1 計画策定の背景と目的

昭和34(1959)年の伊勢湾台風を踏まえ、昭和36(1961)年に国が災害対策基本法を制定したことに伴い、本市では昭和38(1963)年に防災会議を設置し、名古屋市地域防災計画を策定しました。平成18(2006)年には名古屋市防災条例を制定し、「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めてきました。

また、本市では南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、最大の死者数が約6,700人、最大の建物全壊・焼失棟数が約66,000棟という甚大な被害が想定されています。この南海トラフ地震については、国の地震調査委員会において今後30年以内に発生する確率が「70%～80%」、40年以内に発生する確率が「90%程度」と予測されるなど、一段と大規模地震発生の切迫度が増しています。

一方、気候変動の影響が指摘されているように、雨の降り方が従来と異なり、激甚化するなど、全国各地で過去に経験したことがないような豪雨による甚大な被害が発生しています。このような状況に対応するため、平成27(2015)年の水防法改正等に伴い、想定し得る最大規模(以下「想定最大規模」という。)の風水害に関し、命を守るための迅速な避難行動に資するソフト対策の必要性が示されました。

こうした中、本市においては、平成31(2019)年3月に策定した「名古屋市災害対策実施計画」に基づき、市有施設や民間建築物の耐震化、河川整備などのハード対策を進めるとともに、災害対策本部の移転拡張や災害対応体制の拡充のほか、「なごやハザードマップ 防災ガイドブック」の全戸配布による防災意識の啓発など、ソフト対策も進めてきたところです。

このように災害対策を実施していく一方で、災害に立ち向かうには過去の教訓や経験から学ぶことが重要となります。本市では、近年大規模災害が発生していないことから、被災経験のない市民が増えるとともに、経験のある市民でも災害の記憶が風化し、危機意識が希薄化することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、この度、平成31(2019)年3月策定の名古屋市災害対策実施計画が期間満了を迎えたことから、改めて市民の防災意識の現状、社会情勢の変化、関係法令の改正、近年の災害からの教訓などを捉えることにより新たな課題を見定めるとともに、日頃より防災・減災を意識し行動することが当たり前となる社会を構築することによる「防災の日常化による災害に強いまちづくり」も念頭に置き、本市の災害対策をハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進するため、新たな災害対策実施計画を策定するものです。

なお、令和6年能登半島地震を踏まえた新たな課題については、今後速やかに検証を行い、必要な災害対策を検討していきます。

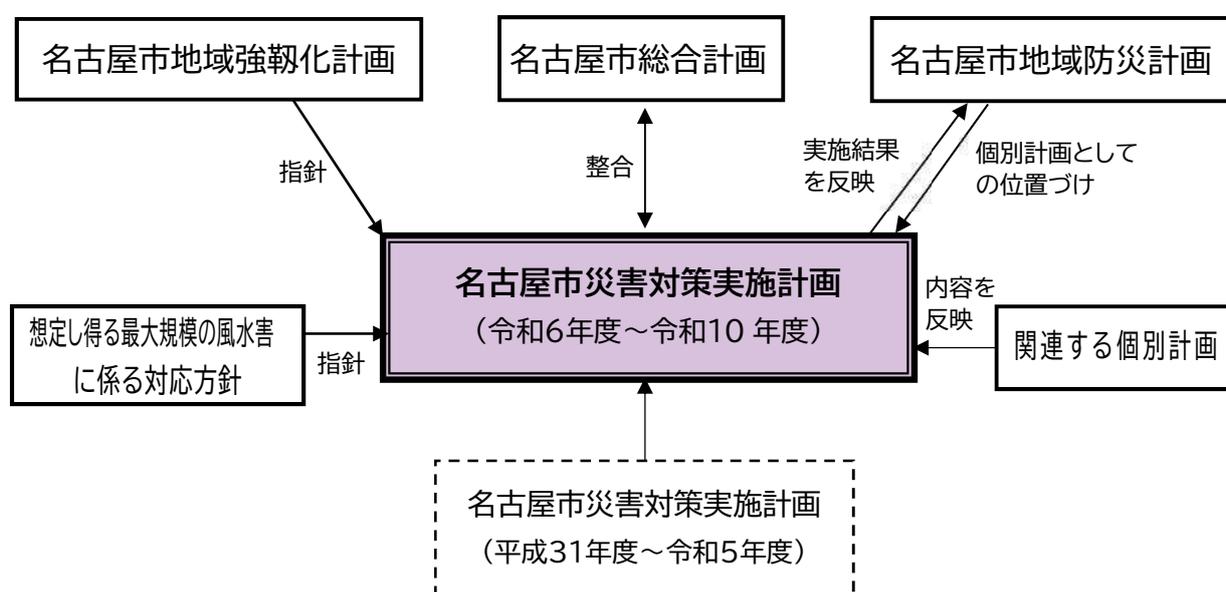
## 2 計画の位置づけ等

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「名古屋市地域強靱化計画」を指針としながら、そのアクションプランとして作成するものであり、「名古屋市地域防災計画」の個別計画として位置づけるとともに、「名古屋市総合計画」とも整合を図っていきます。

計画の作成にあたっては、災害対策に関連する各局所管の個別計画等の内容を反映し、部局間連携のもと災害対策を推進していきます。

《イメージ図》



### (2) 計画期間

災害対策は、中長期的な展望のもと、時代の潮流・課題を踏まえ、迅速かつ効果的・効率的に実施する必要があります。

このため、本計画では、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間に実施する災害対策を対象とします。

### (3) 対象災害

本計画において対象とする災害は、地震、津波、洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害、暴風とします。

## 第2章

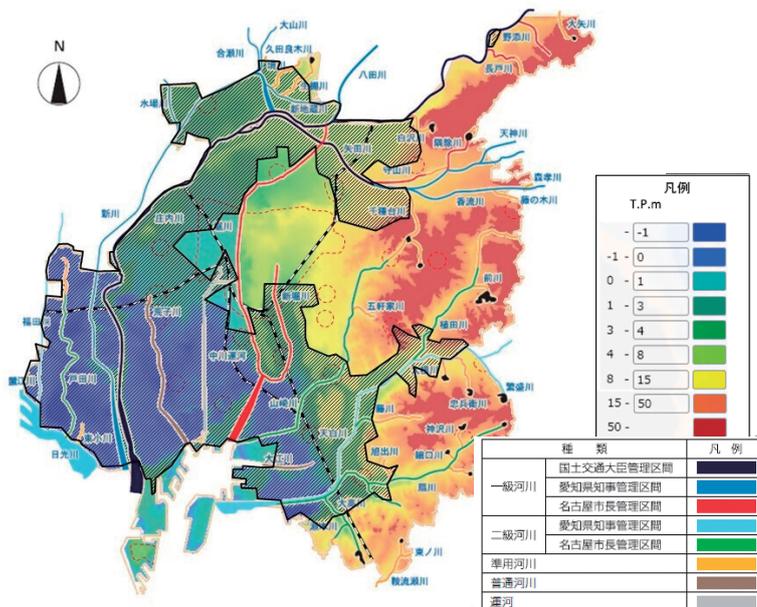
# 本市の災害対策を 取り巻く状況

# 1 本市の概況

## (1) 本市の地形

本市は濃尾平野の南東端にあり、丘陵地と沖積平野とで形成される地域に位置しています。中心部の名古屋城から熱田神宮の一帯にかけては、標高10～15mの熱田台地が広がり、その西側は主として庄内川の土砂によって形成された沖積平野が広がっています。南西部は、17世紀中ごろから干拓によって新田開発が進められたゼロメートル地帯と、明治以降に埋め立てられた臨海工業地帯となっています。

低地では、雨水を河川等へ自然に流すことができないため、雨水ポンプ所を設けて強制的に排水しており、こうした地域が市域の約50%を占めています。



## (2) 本市の気候

本市は、伊勢湾に面していますが、外洋から離れているため、黒潮の直接の影響をほとんど受けず、内陸性に近い気候となっています。

このため、冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低く、逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35度を超える猛暑日が、令和5(2023)年には32日もありました。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より長くなっています。

### (3) 災害に関する方針・計画策定等の経緯

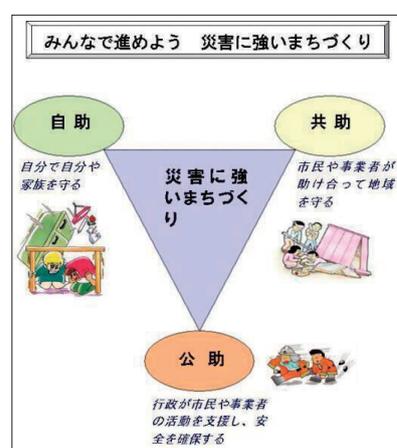
年	主な出来事	本市の取組
昭和34年	伊勢湾台風	
昭和35年		名古屋市災害対策要綱の策定
昭和36年	災害対策基本法の制定	
昭和38年	防災基本計画の策定	名古屋市防災会議の設置 名古屋市地域防災計画の策定
平成7年	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	
平成12年	東海豪雨	
平成14年	本市が東海地震に係る防災対策強化地域に指定される	庄内川・新川洪水ハザードマップの作成
平成15年	本市が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定される	天白川洪水ハザードマップの作成
平成16年	新潟県中越地震	
平成18年		名古屋市防災条例の制定
平成19年	新潟県中越沖地震	
平成20年	平成20年8月末豪雨	
平成22年		洪水・内水氾濫ハザードマップの作成
平成23年	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	名古屋市震災対策基本方針の策定
平成25年	国土強靱化基本法の制定	
平成26年	国土強靱化基本計画の策定 平成26年8月豪雨 (広島市土砂災害) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定	南海トラフ巨大地震の被害想定公表 地震・津波ハザードマップの作成 名古屋市震災対策実施計画の策定
平成27年	平成27年9月関東・東北豪雨	防災危機管理局を新たに設置

年	主な出来事	本市の取組
平成28年	熊本地震 平成28年台風第10号	名古屋市地域強靱化計画の策定 名古屋市風水害対策実施計画の策定 名古屋市震災対策実施計画の改定
平成29年	平成29年7月九州北部豪雨	推定されている断層の調査を実施 活断層の早期評価を国へ要望開始
平成30年	大阪府北部の地震 平成30年7月豪雨(西日本豪雨) 北海道胆振東部地震	
平成31年 令和元年	令和元年東日本台風 本市の一部が津波災害警戒区域に 指定される 南海トラフ地震臨時情報の提供開始	名古屋市災害対策実施計画の策定 名古屋市防災条例の一部改正 災害救助法に基づく救助実施市の指定
令和2年	令和2年7月豪雨	名古屋市地域強靱化計画の改定
令和3年	熱海市伊豆山土石流災害	名古屋市災害対策実施計画追加版の策定 名古屋市防災条例の一部改正 南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難等の運用開始
令和4年		名古屋市防災人材育成方針の策定 想定最大規模の浸水想定を踏まえたハザードマップの作成

### ア 名古屋市防災条例の制定

行政の防災対策だけではなく、市民や事業者、行政が手を携えて、災害に強いまち、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を作っていくため、平成18(2006)年に名古屋市防災条例が制定されました。(平成31(2019)年・令和3(2021)年一部改正)

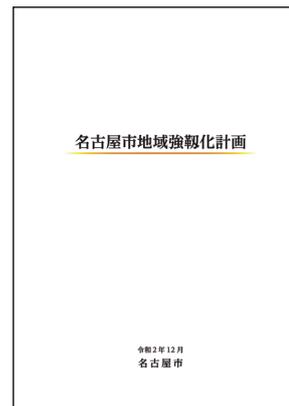
大規模災害による被害を減らすためには、自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念が念頭に置かれています。



## イ 名古屋市地域強靱化計画の策定

平成25(2013)年に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた強靱な国づくりに向けて、平成26(2014)年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

これを踏まえ、国や愛知県、民間事業者などの関係者との連携のもと、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として、「名古屋市地域強靱化計画」を平成28(2016)年3月に策定しました。(令和2(2020)年12月改定)



## ウ 名古屋市災害対策実施計画の策定

「名古屋市震災対策実施計画」及び「名古屋市風水害対策実施計画」の期間満了に伴い、平成27(2015)年の水防法改正、平成28(2016)年4月に発生した熊本地震等を踏まえ、新たな対策や引き続き実施すべき対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度を計画期間とした「名古屋市災害対策実施計画」を策定しました。

その後、令和2(2020)年12月の名古屋市地域強靱化計画の改定に合わせ、令和3(2021)年3月に「名古屋市災害対策実施計画(追加版)」を策定しました。



(追加版)

## エ 名古屋市防災人材育成方針の策定

本市では、名古屋市役所が一丸となって防災人材育成を推進していくための統一的な方針として、「名古屋市防災人材育成方針」を令和4(2022)年3月に策定しました。

この方針では、基本理念「防災の日常化による災害に強いまちづくり」を踏まえ、市民・事業者・市職員ごとにめざすべき姿を明らかにし、「意識の変革」、「知識の習得・スキルの向上」、「地域防災力の向上」の3つの視点から人材育成の方向性を示すとともに、めざすべき姿を実現するための方策を掲げています。



## 2 近年の潮流と課題

本計画を策定するにあたり、近年の潮流と課題を次のように捉えます。

- (1) 防災意識の現状
- (2) 社会情勢の変化
- (3) 法令改正等
- (4) 近年の災害からの教訓

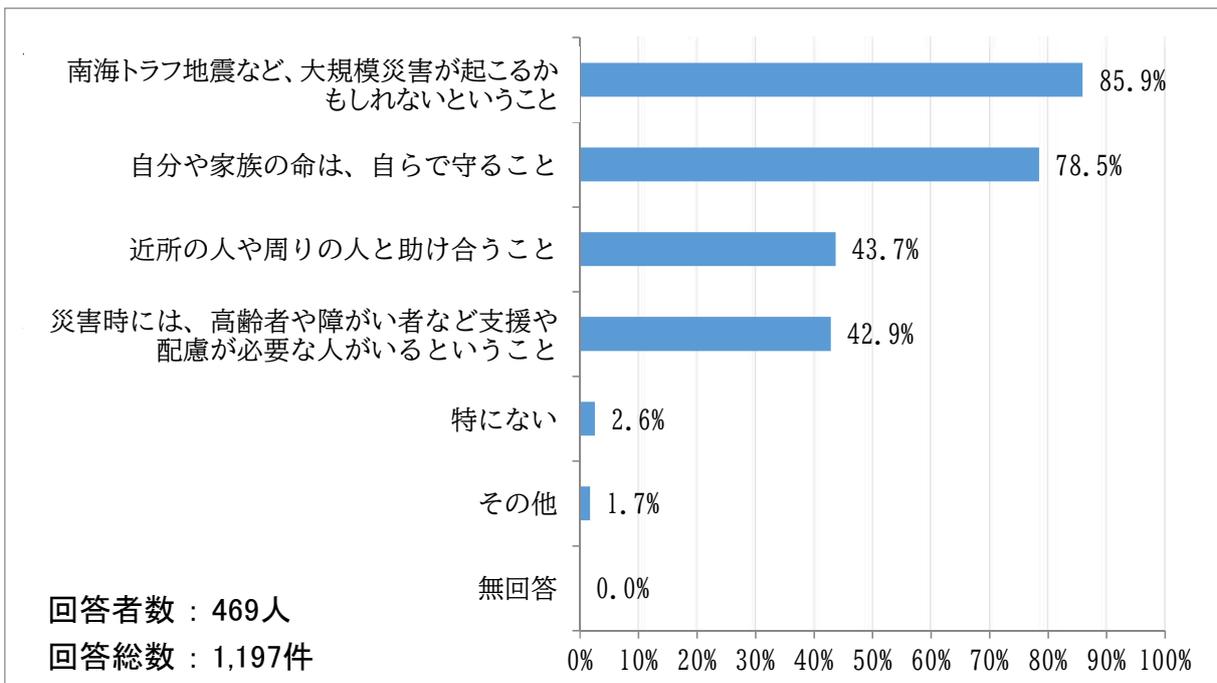
### (1) 防災意識の現状

防災に対する意識について調査を行い、以下の結果が得られました。

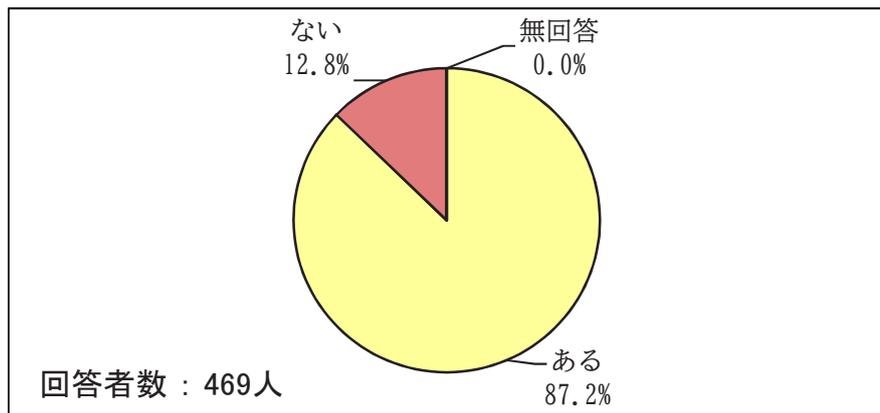
#### ア 令和4年度第7回ネット・モニターアンケート

問：あなたが、災害に対する心構えとして意識していることは何ですか。

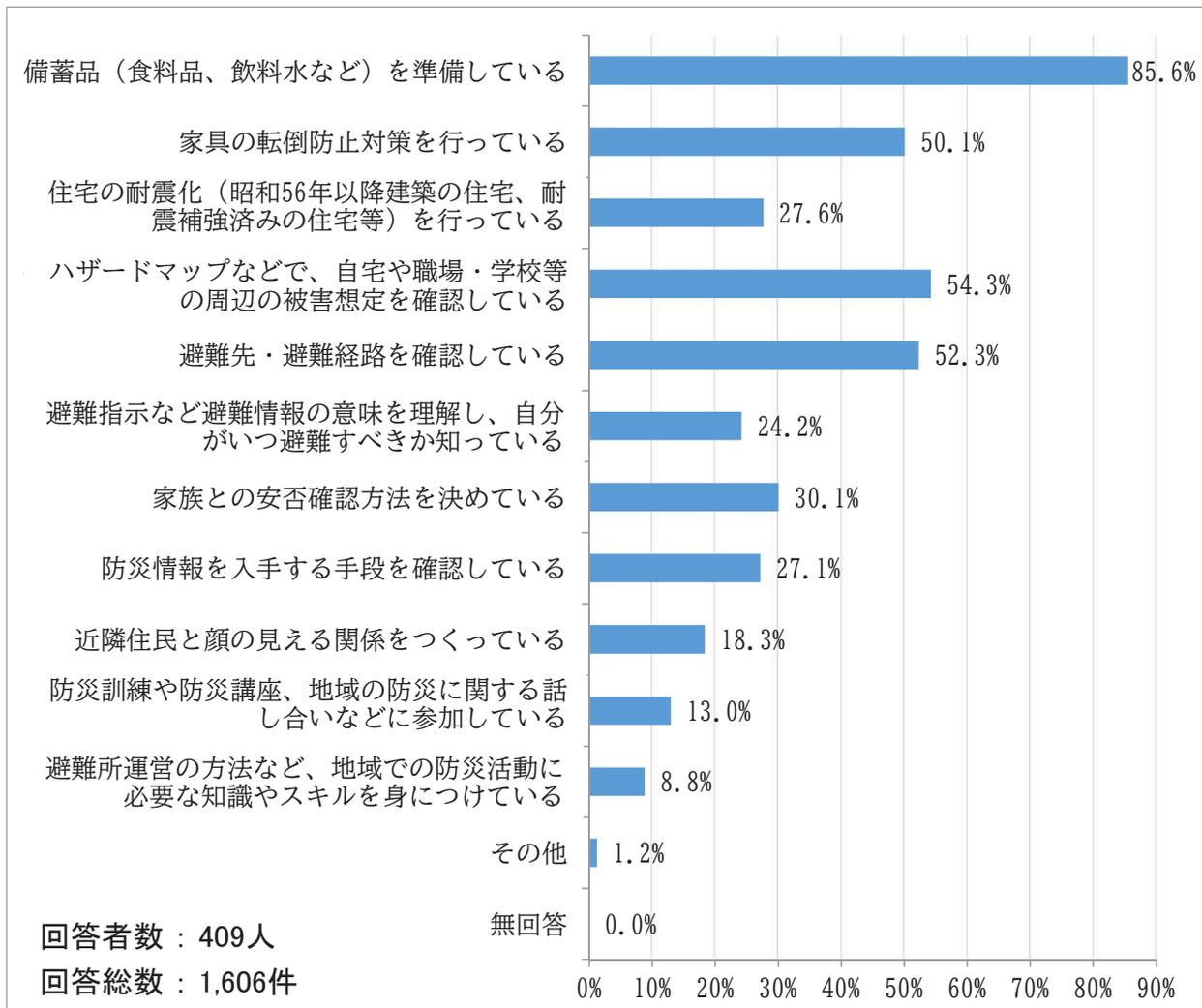
(選択はいくつでも)



問:あなたは、災害に対して備えていることはありますか。(選択は1つ)



問:あなたが、災害に対して備えていることは何ですか。(選択はいくつでも)

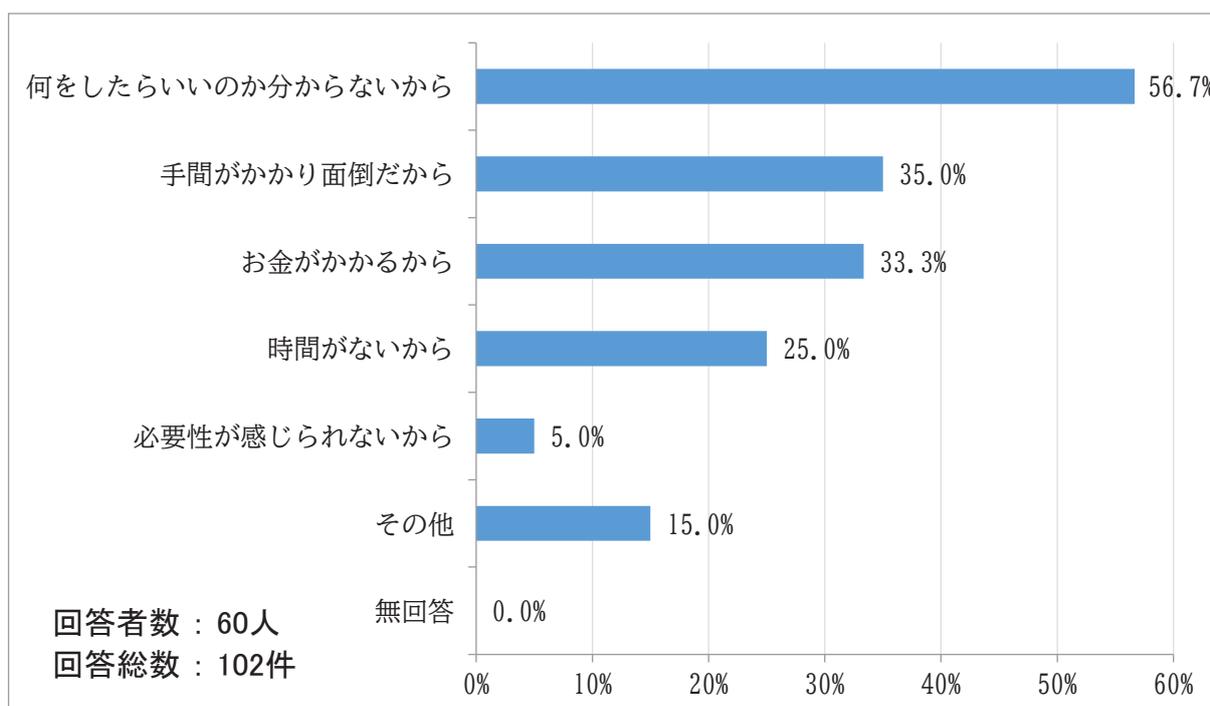


9ページの「あなたが、災害に対する心構えとして意識していることは何ですか」という質問に対して、大規模災害への意識と自助の意識はそれぞれ85.9%、78.5%と高いものの、共助の意識は43.7%と決して高くはありませんでした。一方で、10ページの「あなたが、災害に対して備えていることはありますか」という質問に対して、災害に対する備えがある市民は87.2%と高くなっています。

また、「あなたが、災害に対して備えていることは何ですか」という質問に対して、備蓄品を準備している市民は85.6%と高い結果となっています。一方で、家具転倒防止対策の実施や被害想定の確認、避難先・避難経路の確認をしている市民は約5割に留まっています。このことから、**自助の備えが十分とは言い難い**状況です。

また、近隣住民との顔の見える関係をつくっている市民は2割にも満たず、加えて、地域の防災に関する話し合いなどへの参加、地域での防災活動に必要な知識などを身に付けている市民は1割前後となっています。このことから、**共助の備えが非常に脆弱**と言わざるを得ない状況です。

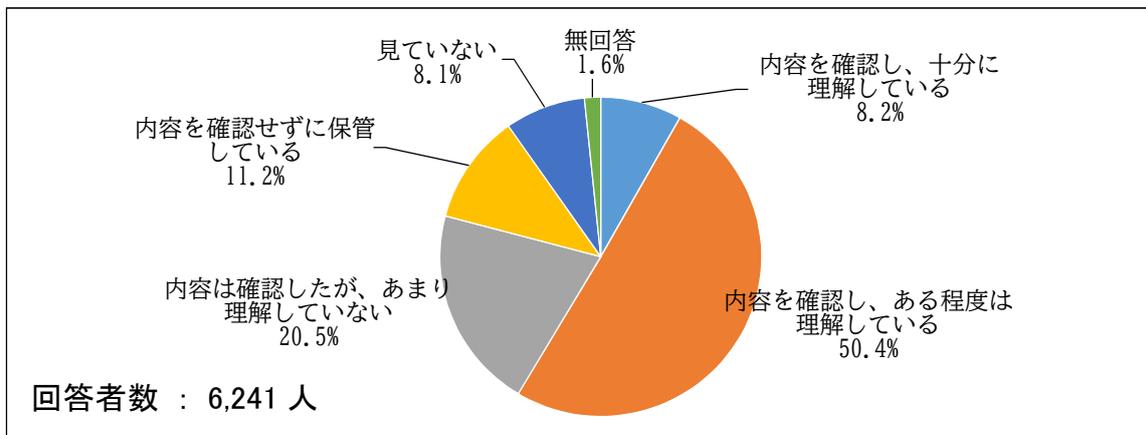
問：あなたが、災害に対して備えていない理由は何ですか。(選択はいくつでも)



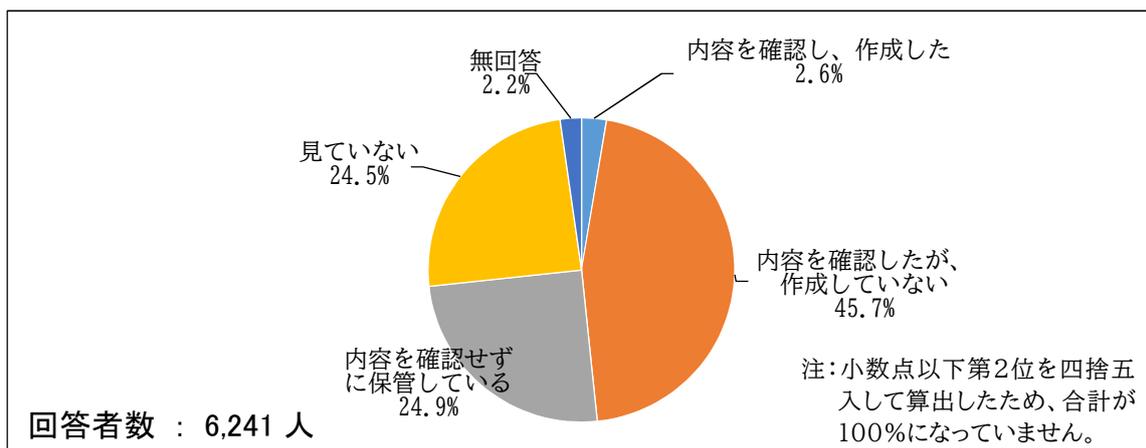
さらに、災害に備えていない市民のうち、56.7%が何をしたらいいのかわからないと回答しています。このことから、**自助・共助の底上げのために、更なる意識啓発**の取組が必要です。

## イ 大規模風水害時における市民の避難に関するアンケート調査(令和5(2023)年度)

問:「ハザードマップ」の内容について(○はひとつだけ)



問:「わが家のマイ・タイムライン」の内容について(○はひとつだけ)



令和5(2023)年3月に全戸配布を実施した「なごやハザードマップ防災ガイドブック」について、**ハザードマップの内容を確認し、理解している市民は約6割と高くなっており**、市民の防災意識は一定程度高まってきています。

一方で、災害発生時に「いつ」「誰が」「どのように行動するか」を時間の流れに沿って考えておく**マイ・タイムラインを作成した市民は2.6%と非常に低く**、また、内容を確認したが、作成していない市民は45.7%となっています。

大規模災害に対しては、事前に情報を集め、素早い判断・行動により自らの命を守る行動をすることが重要となります。そのために、市民に対する意識変革を進め、更なる防災啓発を推進することが必要となってきます。

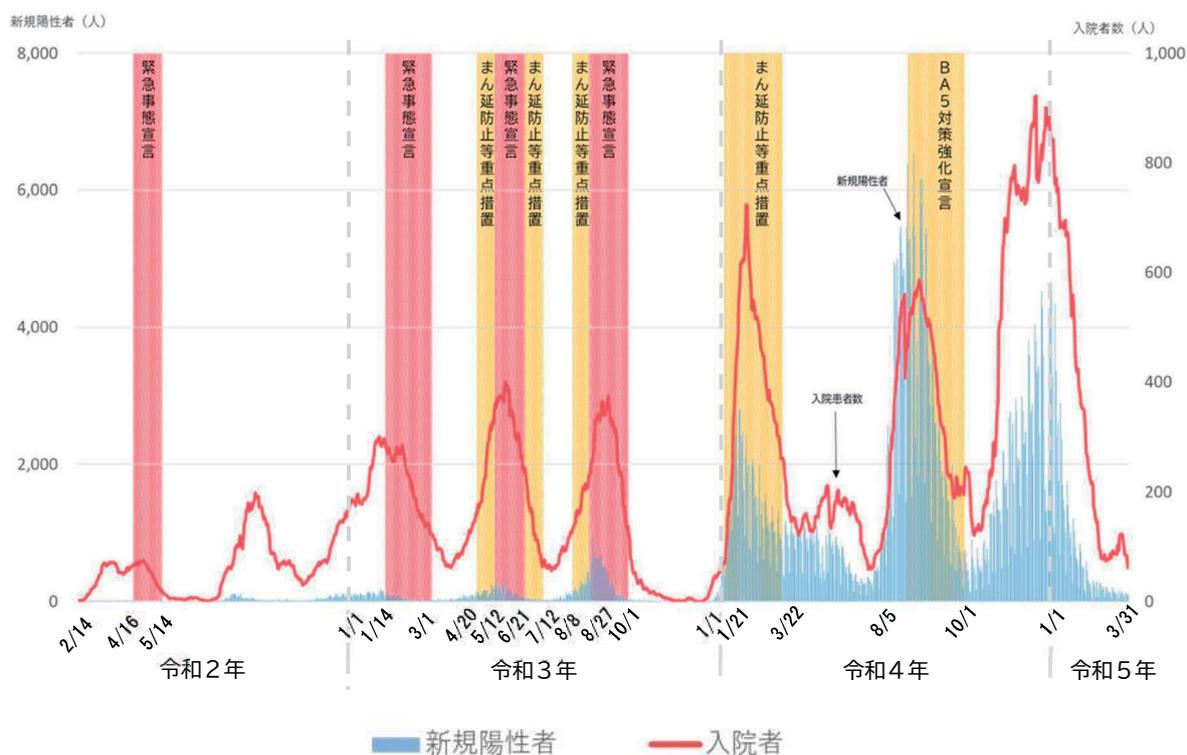
## (2) 社会情勢の変化

### ア 新型コロナウイルス感染症のまん延

令和元(2019)年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大し、日本においても感染者の急拡大による医療ひっ迫に加え、度重なる行動制限、それに伴う経済活動の停滞など、市民生活・経済活動全般に大きな影響を生じさせました。

令和5(2023)年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症になりましたが、今後、新たな感染症がまん延する可能性は否定できません。そのため、避難所外避難者の状況把握等、**感染症の影響下で発生する災害への対応を強化**していく必要があります。

〈本市における新型コロナウイルス感染症新規陽性者数及び入院者数の推移〉



出典:名古屋市作成

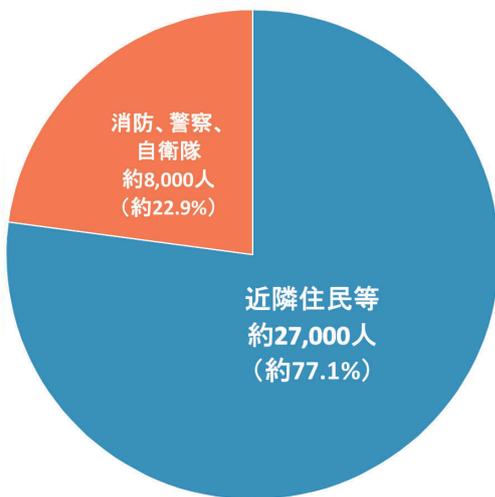
## イ 地域コミュニティの希薄化

大規模災害時の公助の限界が懸念される中、阪神・淡路大震災では、家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により約77.1%が救出されており、「公助」である消防や警察等による救出は約22.9%でした。他の災害においても、「自助」や「共助」による取組が被害を最小限に食い止める大きな役割を果たしています。

このような事実に対して、本市においては65歳以上の老年人口の比率は25.4%まで増加しており、地域での助け合いがより一層必要となってきたのが現状です。しかしながら、本市の町内会加入率は年々低下し、令和4(2022)年は7割を下回っており、地域とのつながりが希薄化してきていることが浮き彫りとなっています。

**地域コミュニティの希薄化が進むことにより、災害時に地域で助け合う関係性も薄れていくことが懸念されるため、更なる共助力の向上に向けた取組が求められています。**

〈阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数〉



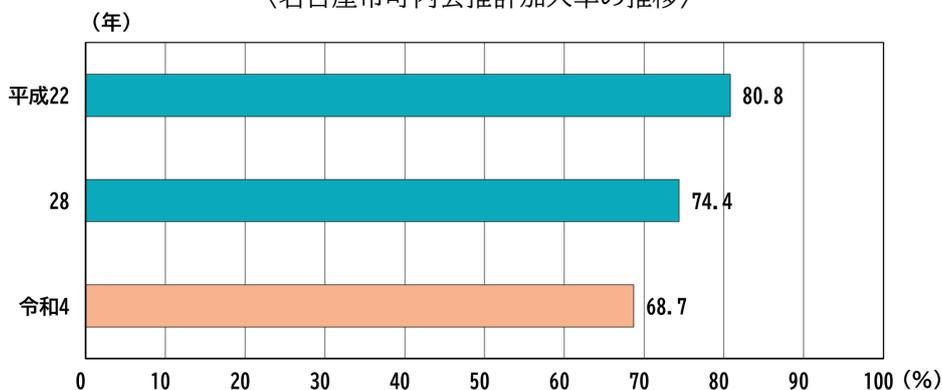
出典:内閣府「令和4年版防災白書」

〈区別年齢3区分別人口比率〉



出典:名古屋市「令和4年愛知県人口動向調査結果(名古屋市区分)」

〈名古屋市町内会推計加入率の推移〉



出典:名古屋市作成

ウ リニア中央新幹線開業・交流人口の増加

平成28(2016)年3月に国土交通省中部地方整備局が策定した中部圏広域地方計画では、中部圏の目指すべき将来像として「暮らしやすさと歴史文化に彩られた“世界ものづくり対流拠点ー中部”」を掲げています。

〈中部圏の目指すべき将来像〉



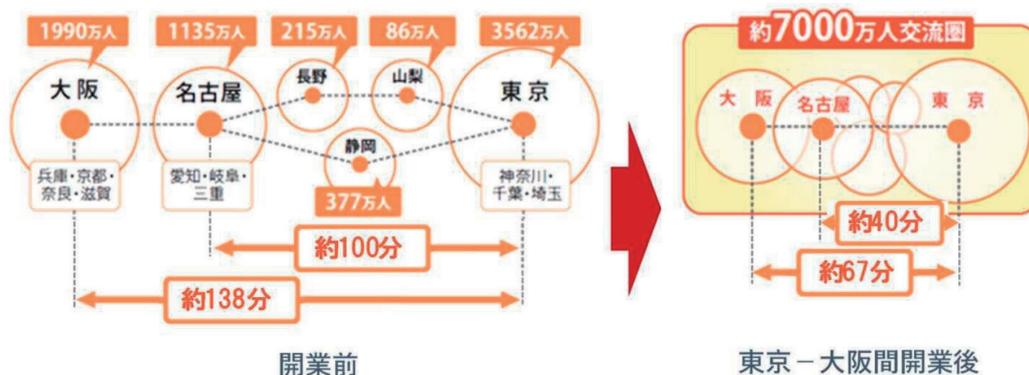
出典:国土交通省中部地方整備局「新たな中部圏広域地方計画 概要版」

今後リニア中央新幹線の品川ー名古屋間が開業すれば、移動時間が大幅に短縮され、東京圏との交流が盛んになることが想定されます。名古屋駅の地下にはリニア名古屋市ターミナル駅が設置され、名古屋駅の拠点性や利便性も高まることを見込まれます。

さらに、全線開業すれば、三大都市圏が約1時間で移動できる環境が整い、約7,000万人規模の1つの巨大交流圏となり、スーパー・メガリージョンが形成され、本市はその中心都市となります。

これに伴い、名古屋駅を中心に交流人口の増加が見込まれるため、**大規模災害時の帰宅困難者対応**など名古屋駅周辺をはじめとした主要駅において防災対策をさらに推進することが重要となってきます。

〈リニア中央新幹線開業(東京ー大阪間)による交流圏の拡大〉



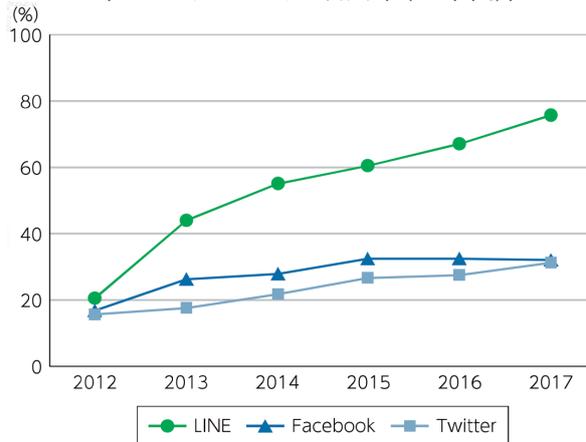
出典:名古屋市作成

## エ 情報の高度化

総務省の調査によると、スマートフォンの個人保有率は令和4(2022)年時点で90.1%となっており、情報収集・伝達手段としてのモバイル機器の利用が一般的になっていることがわかります。

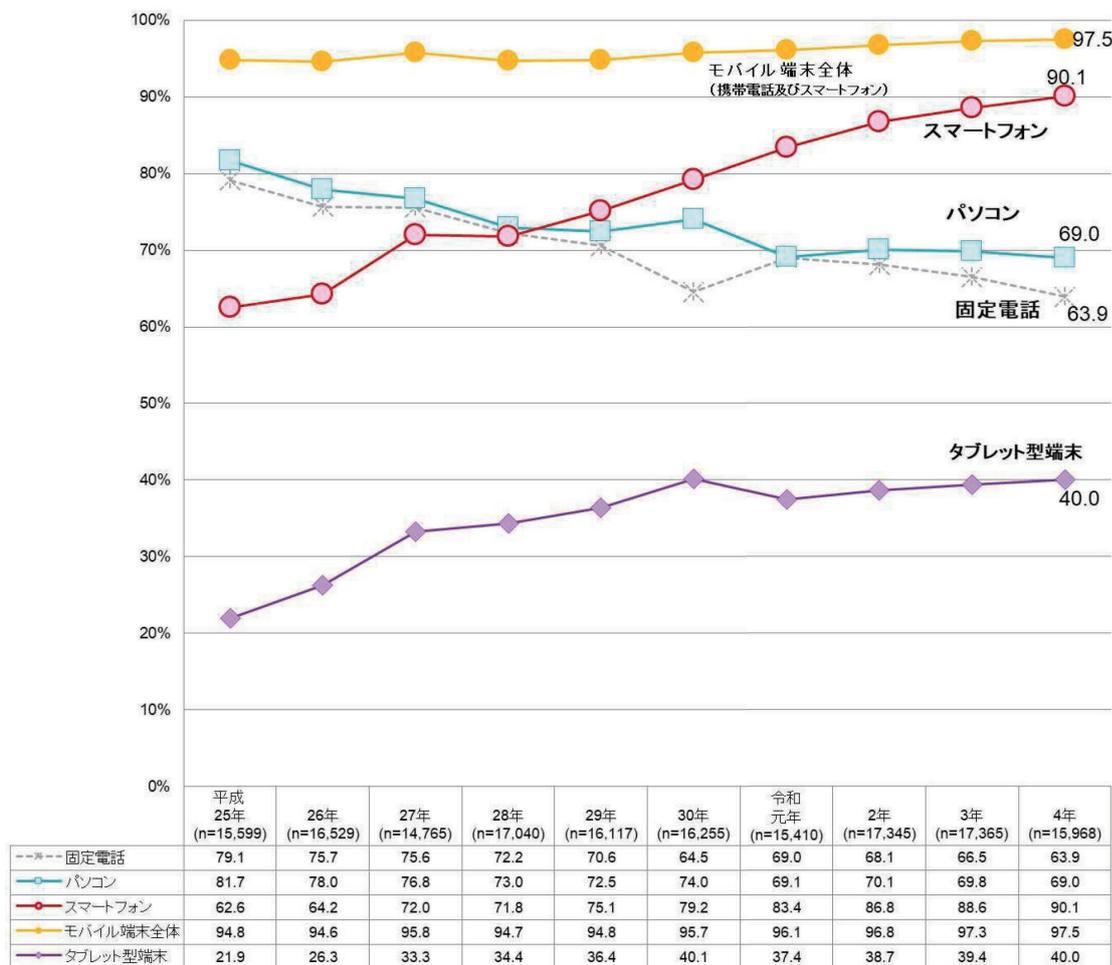
さらにSNSの利用率は毎年伸びており、平成29(2017)年には全年代の約8割が利用していることから、災害時には**市民に必要な情報の提供及び収集の手段**として欠かせないものとなっています。

〈ソーシャルメディア利用率(全年代)〉



出典:総務省「令和元年版情報通信白書」

〈主な情報通信機器の保有状況(世帯)〉



出典:総務省「令和4年通信利用動向調査」

## オ 気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化

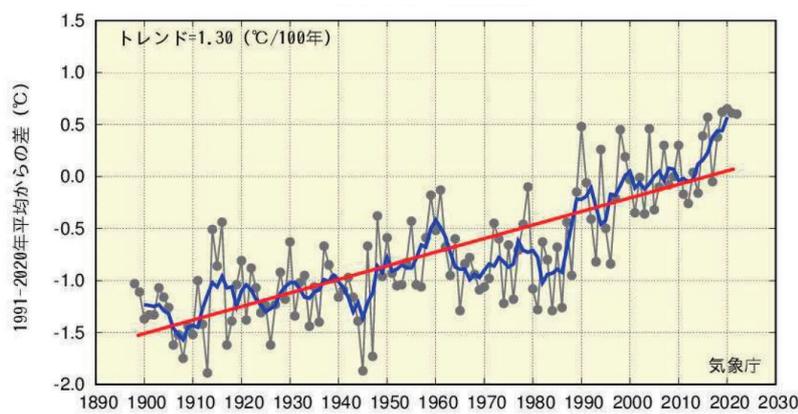
近年、地球温暖化等により、全国各地において気温上昇、雨の降り方の変化、海面水位上昇等が生じ、風水害等のリスクが高まっていくことが懸念されています。

年平均気温は、100年あたり1.30℃の割合で上昇しており、こうした平均気温の上昇と相関して、1時間50mm以上の大雨の発生頻度も増加しています。1時間50mm以上の大雨の年間発生回数は、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年の10年間と平成25(2013)年から令和4(2022)年の10年間で比較すると1.5倍以上に増加し、氾濫危険水位を超過した河川数は、平成26(2014)年から令和元(2019)年で約5倍に増加しています。

こうした状況を踏まえ、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の推進が必要とされています。

このことから、**気候変動による風水害リスクの更なる高まり**に備えていく必要があります。

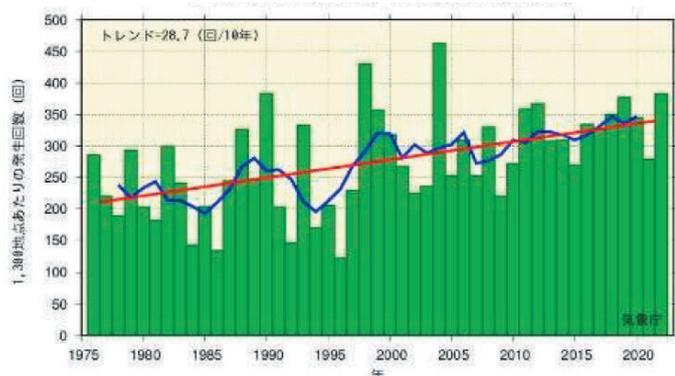
〈日本の年平均気温偏差〉



※偏差の基準値は1991～2020年の30年平均値。細線(黒)は、国内15観測地点での各年の値(基準値からの偏差)を平均した値を示している。太線(青)は偏差の5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示している。

出典:気象庁「気候変動監視レポート2022」

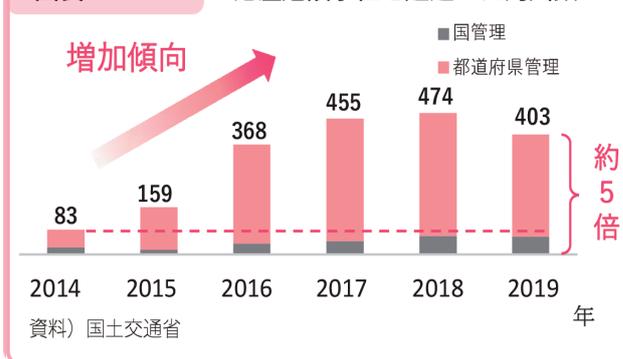
〈〔全国アメダス〕1時間降水量 50 mm以上の年間発生回数〉



※棒グラフ(緑)は全国のアメダス地点の各年の年間発生回数(回数)、折れ線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

出典:気象庁「気候変動監視レポート2022」

図表 I-2-2-3 氾濫危険水位を超過した河川数

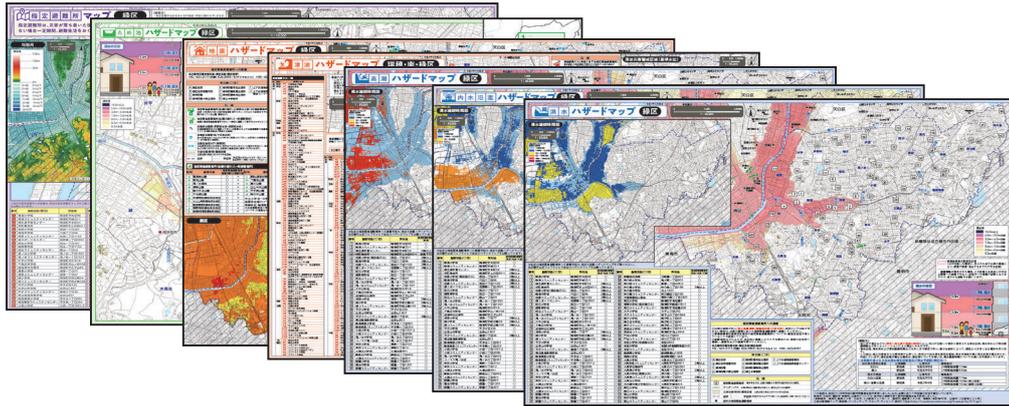


出典:国土交通省「令和3年版国土交通白書」

### (3) 法令改正等

#### ア 水防法改正(令和3(2021)年)

近年、気候変動の影響により全国各地で風水害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに拡大すること等が懸念されています。令和元年東日本台風などで、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川において多くの浸水被害が発生した状況を踏まえ、令和3(2021)年に水防法が改正され、洪水ハザードマップの作成を中小河川に拡大するとともに、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練に対し、市町村から助言・勧告ができることとなりました。



出典:名古屋市作成

#### イ 災害対策基本法改正(令和3(2021)年)

令和元年東日本台風において、避難勧告と避難指示(緊急)の意味の違いが分かりにくく、住民に理解されていない状況が明らかになったことを踏まえ、避難勧告と避難指示の発令が避難指示に一本化されるとともに、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	•避難指示(緊急) •避難勧告
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

出典:内閣府「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)新たな避難情報に関するポスター・チラシ」

ウ 国土強靱化基本計画の見直し(令和5(2023)年)

国土強靱化基本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととされています。令和5(2023)年7月に新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、4つの基本目標と、国土強靱化を推進する上での基本的な方針(5本柱)が示されました。

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日  
閣議決定

国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE



出典:国土強靱化推進本部「新たな国土強靱化基本計画の概要」

新たな国土強靱化基本計画では、地震・津波及び風水害等の大規模自然災害等をリスクとして想定し、6つの事前に備えるべき目標と35の「起きてはならない最悪の事態」(詳細は42、43ページに掲載)が設定されました。

また、強靱化に関する施策分野については、12の個別施策分野(20ページ「新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針」の1)~12))と6つの横断的分野(20ページ同方針のA)~F))が設定されました。

# 新たな国土強靱化基本計画

# 各分野の主な施策の推進方針

## 国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

黒字：5か年加速化対策で実施中であり、新たな基本計画においても位置付けられるもの

青字：新たな基本計画に追加して記載するもの

下線(赤)：デジタル活用に関連するもの

<p>1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 自衛隊庁舎の非常用通信設備整備、警察施設・海上保安施設等の耐災害性強化、緊急消防援助隊・消防団の充実強化、自衛隊のインフラ基盤等の強化、避難所の収容力・プライバシーの確保、女性の視点を取り入れた防災・復興体制の確立</p>	<p>2) 住宅・都市 住宅・建築物耐震化、密集市街地解消、地下街防災対策、上下水道管路・下水道施設の地震対策、学校施設・社会福祉施設の耐震化・防災機能強化、文化財の防災対策、大規模盛土造成地・盛土等の安全性把握</p>
<p>3) 保健医療・福祉 医療施設の耐災害性強化(給水・自家発電)、医療機関の非常用通信手段の整備、新興感染症に対応可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の養成・研修の実施、船舶を活用した医療提供体制の整備、医療コンテナの活用・普及促進</p>	<p>4) エネルギー 活用可能なエネルギーの多様化・供給源の分散化(再エネ、水素、燃料電池等)、地域間のエネルギー相互融通能力強化、燃料供給インフラ(備蓄)の災害対応力強化、局所的なブラックアウトの発生リスクの低減</p>
<p>5) 金融 金融サービスの確実な提供(システムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保)、金融決済機能の継続性確保のための機関合同訓練の定期実施、預貯金口座へのマイナンバー付番、災害保険や民間の防災・減災サービスの活用強化</p>	<p>6) 情報通信 データセンター等の地方分散によるデジタルインフラの強靱化、緊急通報の事業者間ローミングの実現、多様な通信手段の確保(衛星通信等)、防災機関間の情報共有のための総合防災情報システムの強化</p>
<p>7) 産業構造 サプライチェーン全体を強靱化(エネルギー供給・工業用水道・物流基盤等)、企業等における非常用電源設備の確保、継続的な教育・訓練の促進、業種間BCPの策定、企業の本社機能の移転・分散化の促進</p>	<p>8) 交通・物流 道路・鉄道(リニア中央新幹線・整備新幹線含む)等幹線交通ネットワークの機能強化、緊急輸送道路の無電柱化、信号機電源付加装置の整備、鉄道施設・港湾施設・航路標識・空港施設の耐災害性強化、貨物鉄道等の円滑な物流の実現</p>
<p>9) 農林水産 流域治水対策(農業水利施設、田んぼダム)、ため池の防災・減災対策、治山対策・森林整備対策、漁港防災対策、園芸産地事業継続対策、農山漁村コミュニティの活性化による地域防災力の向上</p>	<p>10) 国土保全 流域治水対策(河川・砂防・海岸)、サイバー空間上のオープンな実証実験基盤、水門・樋管・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化、線状降水帯等の予測精度向上、ハイブリッドダムの推進、火山噴火リアルタイムハザードマップ</p>
<p>11) 環境 自然公園の荒廃防止対策、休廃止鉱山の鉱害防止対策、グリーンインフラの推進、適正な鳥獣保護管理、Eco-DRR(自然生態系を活用した防災・減災)の現場実装、実効性ある災害廃棄物処理計画(仮置場のリストアップ・発災時の確実な運用)</p>	<p>12) 土地利用(国土利用) 土地境界等を明確にする地籍調査の推進、所有者不明土地法等に基づく対応、都市部の地図混乱地域の地図作成、事前復興まちづくり計画の策定推進、災害リスクの高いエリアからの移転促進</p>
<p>A) リスクコミュニケーション 防災教育・訓練・啓発等による双方向コミュニケーションの推進、防災訓練における女性参加、地区防災計画の推進、気象防災アドバイザー・地域防災マネージャーの全国拡充</p>	<p>B) 人材育成 建設・医療の担い手確保対策、センシング技術を活用したスマート保安の普及、都道府県等における復旧・復興に必要な中長期派遣技術職員の確保、被災経験が少ない地方公共団体職員の技術力向上(研修、マニュアル作成)</p>
<p>C) 官民連携 災害対応・地域経済社会再建に必要な情報・物資の確保、災害対応への民間企業の施設設備・組織体制の活用、関係者間で連携したBCP策定、広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実施</p>	<p>D) 老朽化対策 道路・鉄道・港湾・空港・工業用水道・上下水道・公園・学校・農業水利施設・漁港・治山水・林道・海岸保全施設等の広域的・戦略的インフラマネジメント、ドローン・AIを活用したリモートセンシング</p>
<p>E) 研究開発 先端的な情報科学を用いた地震研究、高精度な気候変動予測データ創出、高度な検査技術、強靱化に資する構造材料・工法、国土に関する情報(海岸線、構造物の劣化)の常時モニタリング</p>	<p>F) デジタル活用 防災DX(防災デジタルツイン、防災デジタルプラットフォームの構築、次期総合防災情報システムと各府省庁等の防災情報関係システムの自動連携等)、マイナンバーカードを活用した避難所運営、現場でのロボット・ドローン・AI等の活用、IoT施工、遠隔監視</p>

出典：国土強靱化推進本部「新たな国土強靱化基本計画の概要」

## (4) 近年の災害からの教訓

### ア 熊本地震

#### (ア) 防災拠点の機能不全等による防災活動体制の混乱

2度にわたり震度7の揺れを観測した熊本地震では、熊本県内の5市町(八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町)の庁舎が被災し、公民館や体育館等に防災拠点機能を移転するなど、本部機能に大きな混乱が生じました。また、指定避難所運営や被災者対応に多くの人員が割かれ、初動対応に支障をきたすなど、**防災拠点機能や防災活動体制の確保の重要性**が浮き彫りとなりました。

これを踏まえ本市では、防災拠点施設の耐震化、72時間分の非常用電源設備の整備、災害対策本部の移転拡張等を行ってきました。

〈防災拠点の被災イメージ〉



#### (イ) 物資の滞留

政府のプッシュ型支援による大量の救援物資をはじめ、様々な方面からの物的支援が実施されました。しかしながら、**物資集配に必要な資機材やノウハウの不足等**により、物資集配拠点が機能不全に陥り、救援物資が滞留したことで指定避難所等への輸送に遅れが生じました。

これを踏まえ本市では、名古屋市災害救助用物資供給計画の策定を行うなど、取組を進めてきました。

〈物資集配のイメージ〉



#### (ウ) 指定避難所等の混乱

熊本地震では、避難者が大量に発生し、最大で熊本県人口の約1割にあたる約18万人の避難所避難者が発生しました。避難所では収容能力を超える避難者が発生したことにより、避難生活における心身の疲労や持病の悪化等により亡くなる方が多く発生するとともに、地震のショックが原因の急性心筋梗塞や**車中泊の長期化によるエコノミークラス症候群の疑い**で亡くなった方のほか、被災によって顕在化する社会格差を起因とするものを含め、多くの災害関連死者が発生しました。

これを踏まえ本市では、指定避難所における良好な生活環境の確保等に努めてきました。

〈避難所生活のイメージ〉



## (エ) 罹災証明書交付の遅れ

災害対応に多くの職員が割かれたことに加え、他の自治体からの応援職員の受け入れ体制も整備されていなかったことから、**罹災証明書の交付に時間を要し、早期生活再建に必要な支援措置に遅れ**が生じました。

これを踏まえ本市では、被災者生活再建支援システムの導入等を進めてきました。

〈罹災証明書の交付イメージ〉



## イ 大阪府北部の地震

大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の崩落などが要因で6名の死者が発生したほか、全壊18棟、半壊517棟、一部損壊57,787棟の住家被害が発生しました。(平成30(2018)年11月6日時点)

ブロック塀については、昭和53(1978)年の宮城県沖地震を受けて、建築基準法施行令が改正されましたが、**不遡及の原則から今なお法令の基準に合わないブロック塀が残っており、その対策の重要性**が改めて浮き彫りとなりました。また、大都市に多い中高層の集合住宅では、居住空間が狭いことに加えて揺れが増幅しやすいことから、地方に比べ家具転倒による被害の危険性が高く、**都市型地震災害における家具の転倒防止対策の重要性**も改めて浮き彫りとなりました。

これを踏まえ本市では、市有施設をはじめとした道路沿いのブロック塀の撤去や、家具転倒防止対策のボランティア派遣などに取り組んできました。

## ウ 令和元年東日本台風等

令和元年東日本台風では84名の命が失われ(令和2(2020)年12月24日現在)、亡くなった方の65歳以上の高齢者は約65%と大きな割合を占めています。

平成25(2013)年に作成が義務づけられた避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により**多くの高齢者が被害を受けていることから、避難の実効性確保**が課題となり、円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。(令和3(2021)年)

これを踏まえ本市では、現在、個別避難計画の作成に関し、検討を進めています。

また、同台風では、多くの地点で既往最大風速を更新し、倒木や建物倒壊、飛来物による電柱の倒壊・折損が多数発生しました。千葉県では最大93万戸が長期間にわたり広域停電が生じるなど、日常生活に支障が生じることとなり、電力などライフラインの強靱化の必要性が浮き彫りとなりました。

〈災害時の避難イメージ〉



出典:内閣府「高齢者・障害者等の個別避難計画に関する防災と福祉の連携について」

〈電柱の倒壊イメージ〉



出典:国土交通省「近年の災害への対応と教訓について」

## エ 令和2年7月豪雨

熊本県を中心に被害をもたらした令和2年7月豪雨では、洪水被害が想定される地区にある特別養護老人ホームにおいて、14名の命が失われたことから、**要配慮者利用施設の避難の実効性確保**が課題として浮き彫りになりました。

また、この豪雨は新型コロナウイルス感染症の影響下における初めての大規模災害であり、**避難所における感染症対策**が着目されました。

これらを踏まえ本市では、現在、要配慮者利用施設に対し避難確保計画の重要性を認識してもらうことや、避難訓練の継続的な実施について更なる啓発に取り組むとともに、避難所における感染症対策としての避難スペースのレイアウトなどを明記した指定避難所運営マニュアルを作成し公表しました。

〈球磨川の浸水区域〉



出典：国土交通省「令和3年版国土交通白書」

〈パーティションの活用〉



出典：内閣府「令和3年版防災白書」

## オ その他の災害

阪神・淡路大震災、東日本大震災を契機として、災害医療体制のあり方が国において検討され、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用開始、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成開始、災害拠点病院の指定などが進められてきました。本市では、南海トラフ地震時の津波浸水による長期湛水が懸念される南西部地域において災害拠点病院の孤立が想定されるなど、災害医療を取り巻く課題について、愛知県等と連携していく必要があります。

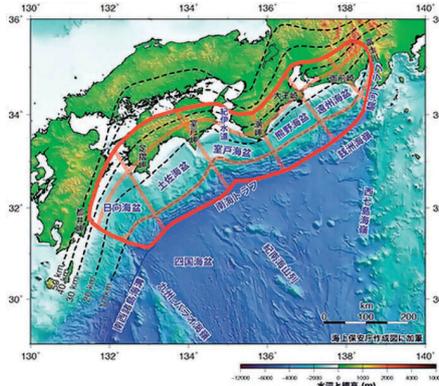
また、阪神・淡路大震災で被害が大きかった地域では、約6割の被災者が在宅避難生活を余儀なくされており、在宅避難者などの避難所外避難者への支援が必要となりました。家屋倒壊やライフラインが途絶した中で、不自由な避難生活を送っている方などに対する避難所の閉鎖時期や、やむを得ず在宅での避難生活を余儀なくされる方への配慮など、様々な方への支援が必要となっています。

### 3 大規模災害への本市の取組

#### (1) 南海トラフ地震対策

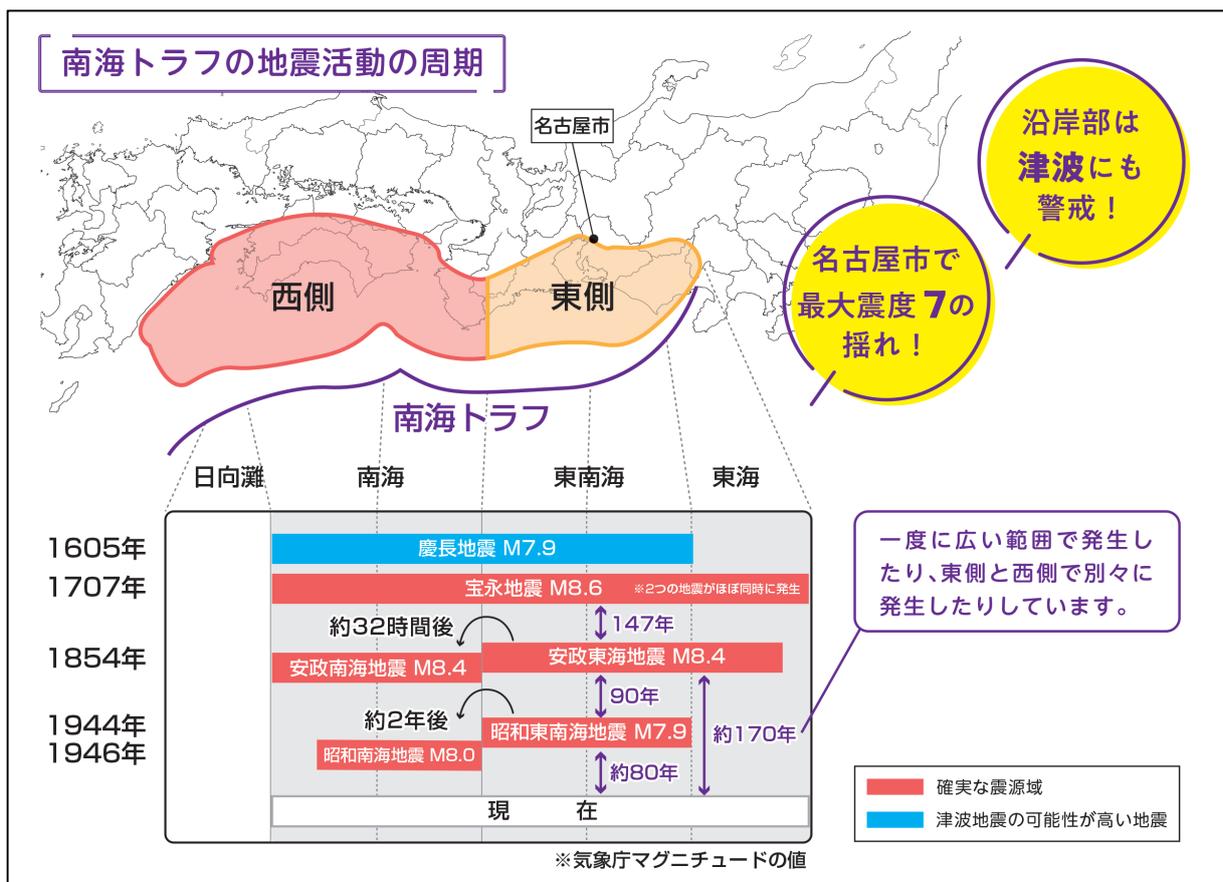
##### ア 想定震源域等

南海トラフとは、「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」を指し、想定震源域として右図の赤枠の領域が示されています。



出典：地震調査研究推進本部  
「南海トラフで発生する地震」

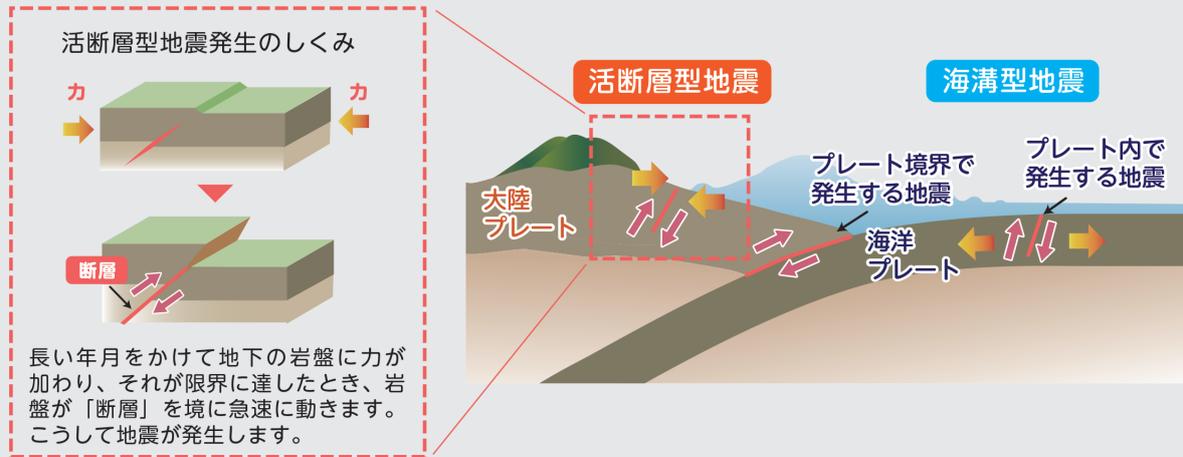
南海トラフ地震は、おおよそ100～150年で繰り返し発生しています。**直近の昭和東南海地震及び昭和南海地震発生から間もなく80年経過となることから、大規模地震がいつ起きてもおかしくない状況です。**





## 日本列島周辺で発生する地震のタイプ

プレート境界で発生する地震(海溝型の地震)と陸域の浅い地震(活断層型の地震)があります。



### イ 被害想定

南海トラフ地震が発生した場合、強い揺れによる建物崩壊や南西部を中心とした地盤の液状化、沿岸部を中心とした巨大津波などによる被害が想定されています。

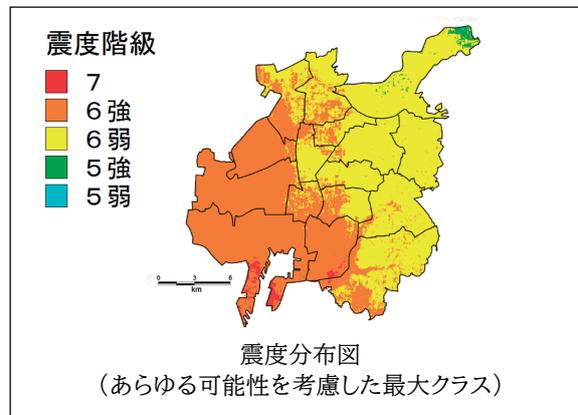
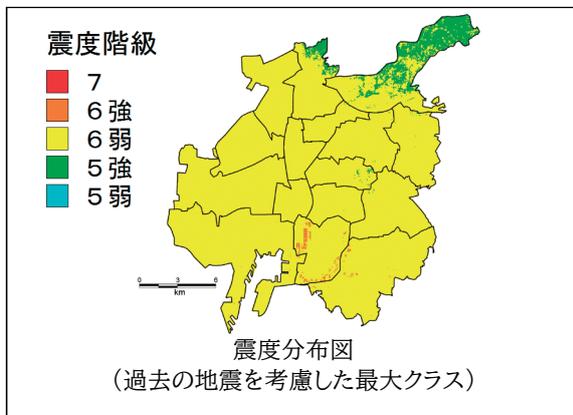
〈強い揺れによる建物崩壊〉



〈巨大津波による被害〉



本市では、平成25(2013)年度に南海トラフで発生する地震として、「過去の地震を考慮した最大クラス」及び「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の2つの地震を想定して被害予測調査を行いました。



《本市の被害想定概要 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの場合》

◆最大震度 7

◆津波浸水想定区域 中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区

◆主な被害量と対策効果

区分	対策前	対策後
死者数	約 6,700 人	約 1,500 人
重傷者数	約 3,000 人	約 1,400 人
軽傷者数	約 12,000 人	約 6,900 人
地震動による全壊棟数	約 34,000 棟	約 9,900 棟

(注) 冬・深夜のケース

《想定で見込んだ防災対策の内容》

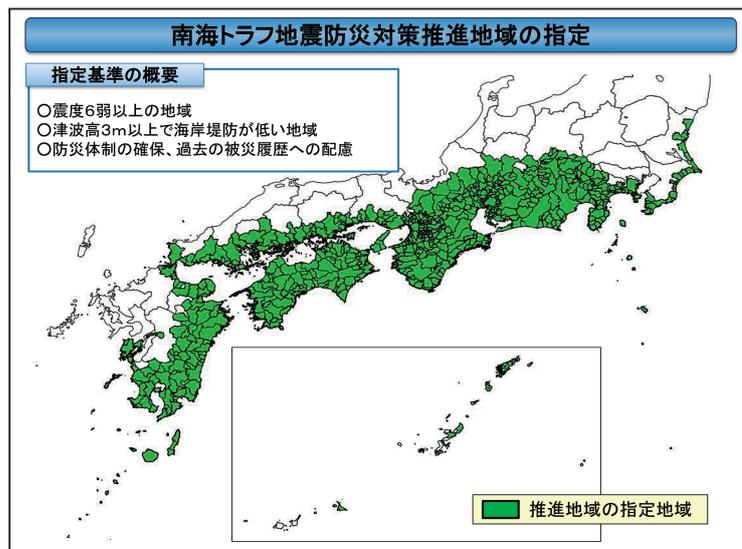
区分	対策
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建物の耐震化率 100%の達成</li> <li>▶ 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%達成</li> <li>▶ 全員が発災後すぐに避難開始（昼間 5 分、夜間 10 分）</li> <li>▶ 既存の津波避難ビルの有効活用</li> <li>▶ 耐震化率 100%による、津波被害を受ける自立脱出困難者の減少</li> </ul>
建物・経済被害	▶ 建物の耐震化率 100%の達成

## ウ 推進する取組

### (ア) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

平成26(2014)年3月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が決定され、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。

これに伴い、愛知県が設定する津波浸水想定により30cm以上の浸水が想定される区域にある市内の事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を作成し、届出することが義務づけられました。



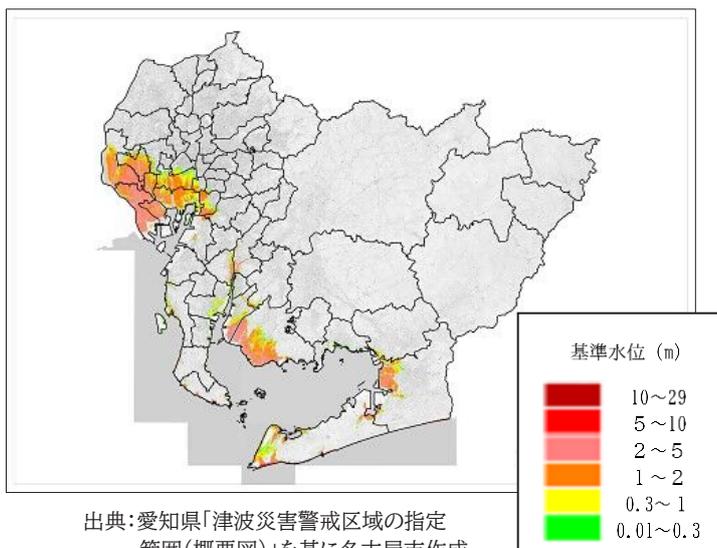
出典：内閣府「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定」

(イ) 津波災害警戒区域の指定

愛知県知事により、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした津波災害警戒区域が令和元(2019)年7月に指定されました。

本市では、中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区の7区が指定されています。

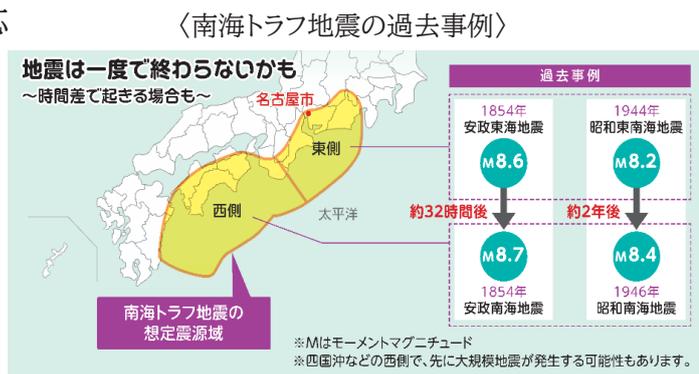
津波災害警戒区域の指定に伴い、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者には、避難確保計画の作成等が義務づけられました。



出典:愛知県「津波災害警戒区域の指定範囲(概要図)」を基に名古屋市作成

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報は、過去の発生事例から、一度で終わらずに西側と東側で時間差で起きる場合もあることに着目した仕組みです。南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表されます。



本市では、堤防沈下の影響により、おおむね地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が想定される地域について、令和3(2021)年7月に事前避難対象地域として指定し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時における事前避難の運用を開始しています。

指定した事前避難対象地域は、市内5区(熱田区・中川区・港区・南区・緑区)21学区の一部であり、指定後、南海トラフ地震臨時情報や事前避難に関する広報・啓発を進めています。



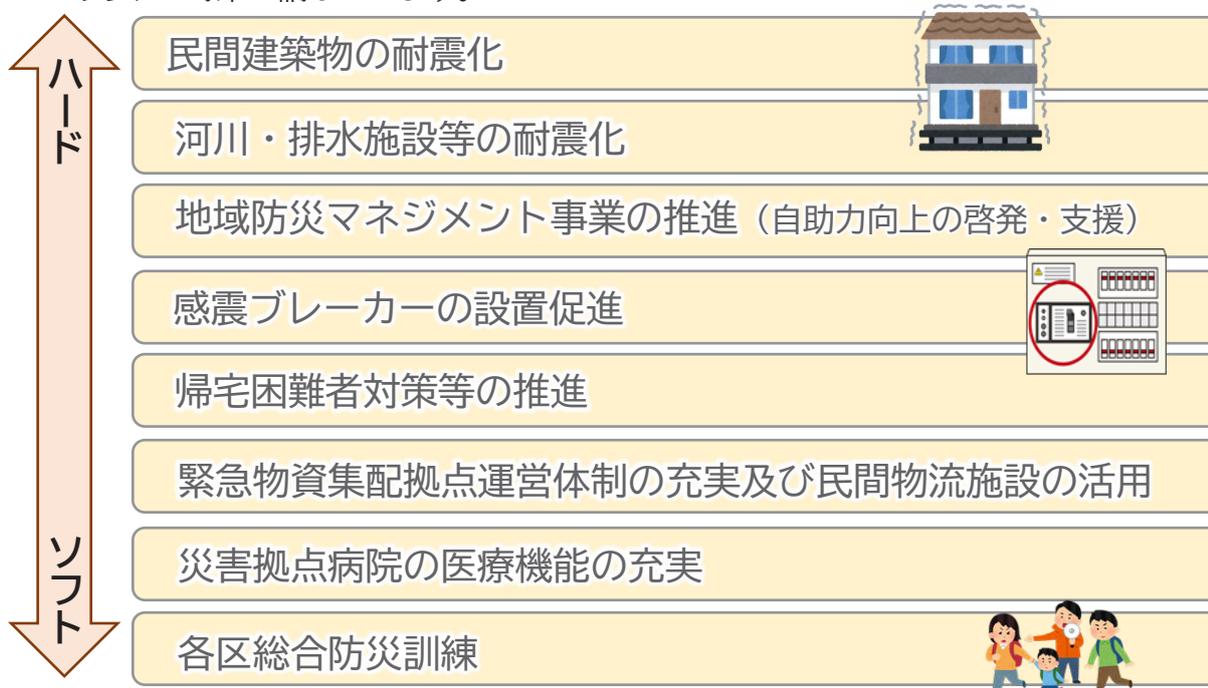
事前避難対象地域外においても、いつ後発地震が来てもあわてず行動できるよう、日頃からの地震への備えを再確認する必要があります。臨時情報が発表された際に、一人ひとりが適切な行動をとれるよう、平時より周知啓発を図っています。

〈巨大地震警戒が発表された時の市民の対応〉

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時は?		
■市民の対応		
最初の地震から	事前避難対象地域	それ以外
～1週間	全ての住民が事前避難	後発地震が来ても準備は万全!
～2週間	日頃からの地震への備えを再確認する など	
2週間以降	後発地震発生の可能性がなくなったわけではないので、注意しながら日常生活を送る	

(エ) 主な災害対策

本市では、被害想定を踏まえながら、市民の命を守るために、ハード面からソフト面まであらゆる対策を講じています。



エ 国の動きを踏まえた今後の対応

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、令和6(2024)年春頃を目途に基本計画の見直しが予定されています。今後、内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の検討内容を踏まえ、速やかに本市の南海トラフ地震対策の取組に反映していきます。

上記のほか、内陸型地震への対応として、地域防災計画に規定する濃尾地震を踏まえた地震や被害の想定に関し、地震調査研究推進本部における活断層の長期評価や「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」の検討内容を踏まえ、必要に応じ、本市の取組に反映していきます。

## (2) 想定最大規模の風水害対策

### ア これまでの本市の風水害対策

本市では、これまで伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の脅威の前に失ってきました。

〈名古屋市港区〉



#### (ア) 伊勢湾台風を受けての風水害対策

伊勢湾台風を教訓として、「名古屋市災害対策要綱」を定め、名古屋港の高潮防波堤や防潮堤、ポンプ所の建設、貯木場の移転、河川改修を行うなど、防災を考慮した総合的なまちづくりを積極的に進めました。併せて、水防資材の備蓄や災害対策委員制度を設置するなど、災害防止、災害救助の体制を整備しました。

また、伊勢湾台風を契機に制定された災害対策基本法に基づき、豪雨、洪水、高潮の風水害等を対策すべき災害として位置づけた「名古屋市地域防災計画」を昭和38(1963)年7月に策定するとともに、昭和54(1979)年6月に河川・下水道等の治水施設整備による全市的な視点に立った総合的な排水計画である「名古屋市総合排水計画」を策定しました。

#### (イ) 東海豪雨等を受けての風水害対策

平成12(2000)年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨を受け、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に原則1時間60mmの降雨に対応する「緊急雨水整備事業」を策定し、ポンプ増強や雨水貯留施設の整備などを実施しています。

その後、令和元(2019)年には「名古屋市総合排水計画」を改定し、1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対して床上浸水をおおむね解消することを目指しています。

また、防災情報の伝達が課題となったことから、市内約230箇所の同報無線の整備を進めるとともに、監視カメラによる水害危険箇所の常時監視や洪水ハザードマップを作成するなど、ソフト対策の充実にも取り組みました。

上記のように、本市では災害を教訓としてハードからソフトまであらゆる風水害対策に取り組んできましたが、近年では気候変動により、全国各地で線状降水帯の発生など、かつて経験したことのないような豪雨災害が多発しています。こうした中、平成27(2015)年に水防法が改正され、地方自治体においては、新たに「想定最大規模」の洪水、内水氾濫、高潮へのソフト対策の推進が求められることとなりました。

〈東海豪雨における新川左岸破堤箇所〉



出典：国土交通省中部地方整備局  
庄内川河川事務所「東海豪雨20年」

## イ 想定最大規模の風水害対策

平成27(2015)年の水防法改正を踏まえ、本市では令和5(2023)年3月に想定最大規模の風水害に対応した新たなハザードマップを全戸配布しました。また、想定最大規模の風水害に対して、具体的な被害の様相を明らかにするとともに、その対応方針の策定に取り組んできました。

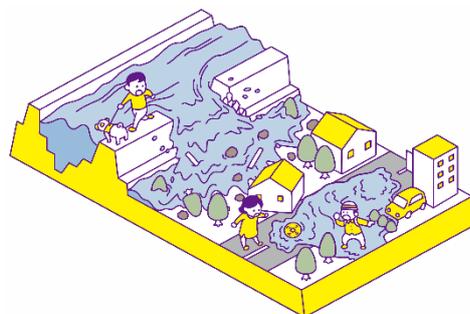
### (ア) 災害の概要、発生確率

○洪水、内水氾濫、高潮は発生頻度は低いが想定最大規模の災害

【洪水】発生頻度は1,000年に一度程度

【内水氾濫】発生頻度は1,000年に一度程度

【高潮】発生頻度は500～数千年に一度程度



### (イ) 想定される被害の様相

市内では、浸水地域(0.5m以上)は洪水で約4割、内水氾濫で約3割、高潮で約4割と広範囲に影響が生じる可能性があり、浸水が長期化する地域(3日以上)は、洪水・高潮では約2割に上り、影響が長期化する地域があります。また、浸水地域以外では、土砂災害等が生じる可能性があります。

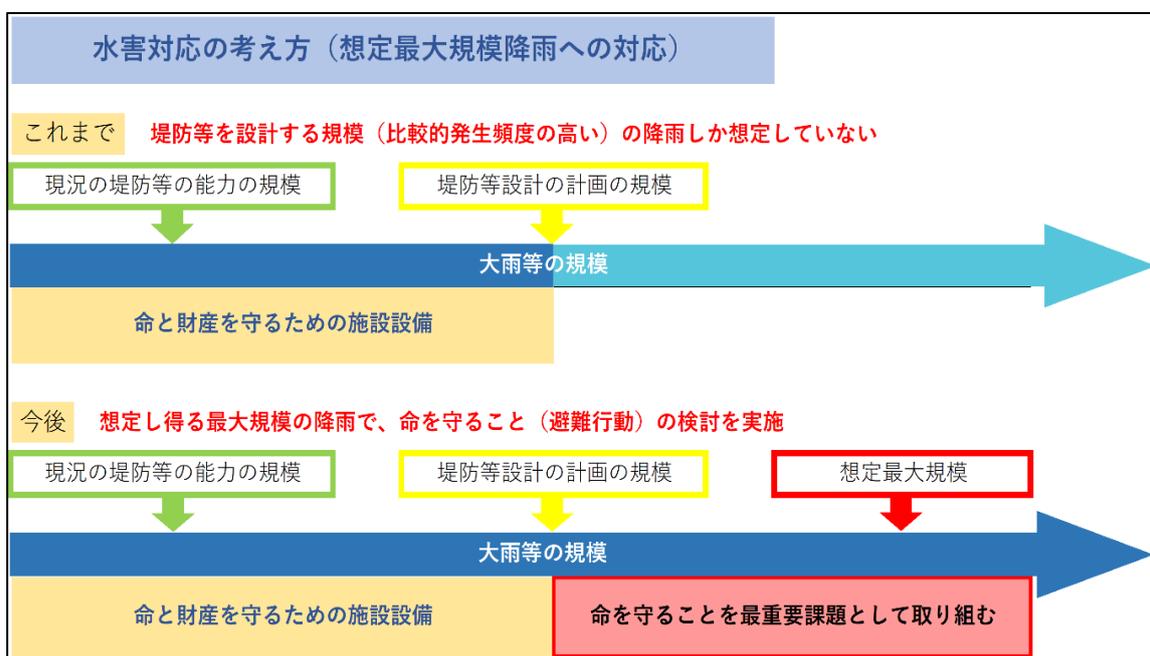
区分	内容
避難行動 避難場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・浸水が継続する地域は、地形条件により大きく異なり、一時的に孤立する地域や長期的に水が湛水する地域があり、長期的に湛水する地域では多くの孤立者が発生する可能性がある。</li><li>・浸水地域が広範囲に及ぶことから、避難場所・避難所が不足する可能性がある。</li></ul>
ライフライン 交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・浸水地域ではライフラインが使用できない可能性が高いほか、浸水地域以外においてもライフラインが使用できない可能性があり、生活環境が悪化する可能性がある。</li><li>・浸水地域を中心に交通施設が利用できない可能性が高く、市民の移動手段が制限される可能性がある。</li></ul>

区 分	内 容
応急対策 復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策等にあたり様々な拠点が設置される可能性がある。</li> <li>・浸水地域が広範囲、かつ、浸水継続時間が長期間に及ぶことから、人的・建物被害等の被害状況把握が難航する可能性がある。</li> <li>・浸水地域が広範囲で建物被害も非常に多いことから、災害廃棄物が大量に発生する可能性がある。</li> </ul>

(ウ) 主な災害対策

① 国における想定最大規模の水害対応の考え方

近年の激甚化する豪雨災害を踏まえ、平成27(2015)年に水防法が改正されたことに伴い、国土交通省より想定最大規模の水害への対応の考え方が示されました。これまで堤防等設計の計画規模の降雨のみ想定し、命と財産を守るための施設整備の対応までしか想定していませんでしたが、今後は想定最大規模の降雨に対して、命を守る避難行動を最重要課題として取り組み、今後起こり得る災害への早期対応を図っていくものとされています。



出典:国土交通省中国地方整備局「平成27年度 水防法改正の概要」を基に名古屋市作成

## ② 主な災害対策

想定最大規模の風水害に対して、新たに明らかにした被害の様相等を踏まえて現状及び課題を整理し、2つの方針と、方針ごとの施策を設定しました。方針1として、逃げ遅れゼロの実現を目指す「『命を守る』ための避難対策の強化」、方針2として、迅速な応急対策等による被害の最小化を目指す「防災拠点機能の確保と災害対応力の強化」を、本市が重点的に取り組むべき施策として以下のように取りまとめました。

### 方針1 「命を守る」ための避難対策の強化

(施策と主な展開)

#### ◆施策① 「自らの命を自ら守る」ための事前の備えの推進

- ・ 災害リスク等の理解促進
- ・ まちづくりの視点による防災対策の推進
- ・ 港防災センターの機能強化

#### ◆施策② 地域における災害の特性を踏まえた防災活動の推進

- ・ 地域特性等を踏まえたきめ細かな防災活動の推進
- ・ 地域防災活動における人材の育成及び確保

#### ◆施策③ 行政による防災情報の発信・伝達の強化

- ・ 情報収集及び情報提供体制の強化
- ・ より効果的な広報・広聴体制の構築

#### ◆施策④ 災害リスクに応じた多様な避難行動の推進

- ・ 多様な避難行動の理解促進
- ・ 広域避難に関する取組の推進
- ・ 滞留者対策の強化
- ・ 避難場所の確保
- ・ 地下空間における避難対策の強化

#### ◆施策⑤ 要配慮者の避難対策の強化

- ・ 避難の実効性確保
- ・ 避難場所の確保

### 方針2 防災拠点機能の確保と災害対応力の強化

(施策と主な展開)

#### ◆施策① 防災拠点機能の確保

- ・ 防災拠点機能の確保
- ・ 防災・減災に資する公共施設等の整備

#### ◆施策② 災害対策本部等の機能強化

- ・ 災害対策本部等の機能強化
- ・ 災害対応に習熟した職員の育成
- ・ 関係機関との連携の推進

#### ◆施策③ 迅速な都市機能の回復と被災者の生活再建

- ・ 本市の業務継続体制の確保
- ・ 生活環境の保全等に関する対策の強化
- ・ 被災者に対する支援体制の強化
- ・ 長期湛水への対応の迅速化
- ・ 事業者に対する業務継続体制の支援
- ・ 復興のあり方の検討

## 第3章

# 計画の 基本的な考え方

## 1 基本的な考え方について

本市では、平成31(2019)年3月に「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、「誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋」を理念とし、発災からの時間の経過に沿って各フェーズにおいて「めざす姿」を掲げるとともに、その実現のための取組方針を定め、災害対策を着実に推進してきました。

現行計画の計画期間満了に伴い、この度、新たな計画を検討するにあたり、第2章に述べたように、昨今の社会情勢の変化、特に気候変動が顕著となる中、本市の災害対策は、南海トラフ地震や想定最大規模の風水害への備えがさらに重要となってきます。

地震においては、直近の昭和東南海地震及び昭和南海地震発生から間もなく80年が経過し、南海トラフ地震の発生確率が年々高まっていることから、大規模地震がいつ起きてもおかしくない状況です。そのような中、令和3(2021)年には「南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難等」の運用などを開始しました。

また、風水害においては、気候変動等により豪雨災害が激甚化・頻発化している中、令和4(2022)年6月には、想定最大規模の風水害に対応した新たなハザードマップを公表し、令和5(2023)年度は新たなハザードマップに基づく被害想定とその対応方針を取りまとめたところです。

しかしながら、明日来るかもしれない南海トラフ地震や想定最大規模の風水害に対処し、災害による死者を発生させないためには、行政による対応には限界が生じることから、市民・事業者の防災意識・知識のより一層の強化が欠かせず、その役割が大変重要であります。そのための方策として、令和4(2022)年3月には幅広い視点から防災人材のめざすべき姿等を掲げた「名古屋市防災人材育成方針」を策定するとともに、令和5年度からは毎年度「防災人材育成計画」を定め、市民が大規模災害に備え適切な避難行動をとれるよう、「災害を『自分事』として捉える」ための意識の変革に取り組んでいるところです。

こうした状況を踏まえつつ、本計画では、名古屋市地域強靱化計画(平成28(2016)年3月策定、令和2(2020)年12月改定)とともに、令和5(2023)年7月に閣議決定された新たな国土強靱化基本計画における「国土強靱化の理念」を踏まえ、

- ① 市民の命の保護が最大限図られること
- ② 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

の4つを基本目標として、国における災害対策の方向性を見据えながら、これまで着実に進めてきている災害対策に加え、明日来るかもしれない南海トラフ地震、想定最大規模の風水害などの大規模災害に向けて総合的に災害対策を進めていきます。

今回の計画策定においては、これまでの5年間の取組を鑑み、発災直後の物的被害の低減にも着眼するなど、めざす姿をより具体的なものに改めました。

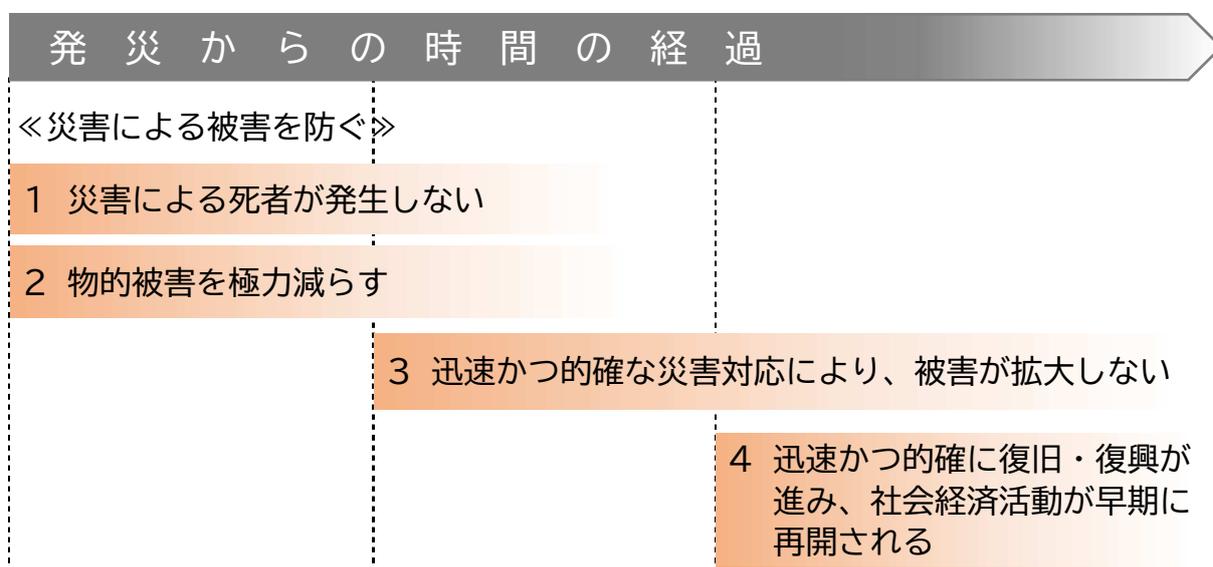
また、めざす姿を実現するための方針として、市民・事業者等への支援は「地域防災力の強化」としてソフト対策とハード対策に分け、行政による取組は、ソフト対策が主体の「災害対応力の強化」、ハード対策が主体の「災害に強いまちづくりの推進」としました。さらに、市民・事業者・市職員一人ひとりが日頃から防災・減災を意識して行動することが当たり前となる社会を構築することにより、災害に強いまちナゴヤを実現するために、「防災人材育成の推進」を方針とし、これら4つの取組方針のもと、災害対策を推進します。

本計画では、前身の計画の考え方を踏襲しつつ、防災DXによる効果的かつ効率的な観点を取り入れながら、これまで進めてきた災害対策を次なるステップへと進めるとともに、全庁が一丸となって多角的に災害対策を推進します。

なお、本計画は名古屋市地域強靱化計画のアクションプランでもあることから、新たな国土強靱化基本計画における脆弱性評価の「起きてはならない最悪の事態」とリンクさせる形で災害対策事業を一覧として取りまとめています。

## 2 めざす姿

発災からの時間の経過を捉えながら、フェーズごとに「めざす姿」を設定し、災害対策を推進します。



### (1) 災害規模の種別

この計画では、下表のとおり災害規模の種別を定義します。

区分	レベル1(L1)	レベル2(L2)
地震	過去の地震を考慮した最大規模 (発生頻度はおおむね100～200年に一度)	発生頻度は低いあらゆる可能性を考慮した最大クラスの規模の災害 (発生頻度は1,000年に一度程度)
津波	過去の地震を考慮した最大規模 (発生頻度はおおむね100～200年に一度)	発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの規模の災害 (発生頻度は1,000年に一度程度)
洪水	各河川の整備基本方針で定めている災害規模	発生頻度は低い想定最大規模の災害 (発生頻度は1,000年に一度程度)
内水氾濫	東海豪雨に相当する規模 (1時間約100mmの降雨)	発生頻度は低い想定最大規模の災害 (発生頻度は1,000年に一度程度)
高潮	伊勢湾台風規模	発生頻度は低い想定最大規模の災害 (発生頻度は500～数千年に一度程度)

以下に災害規模の種別ごとの対策内容を示します。

区分	レベル1(L1)	レベル2(L2)
地震(※) 津波 洪水 内水氾濫 高潮	ハード・ソフト両面から 対策を推進	ハードでは防ぎきれないことから、 ソフトを中心として対策を推進

※ただし、建築物の耐震化は、新耐震基準に基づき、震度6強～7程度でも倒壊・崩壊しない対策を推進します。

## (2) めざす姿

### ア 《災害による被害を防ぐ》

#### めざす姿1 災害による死者が発生しない めざす姿2 物的被害を極力減らす

大規模災害が発生すると、地震の場合は揺れ、火災、津波等により、風水害の場合は洪水、内水氾濫、高潮等により、大きな人的・物的被害の発生が想定されます。

このような状況に対して、河川の整備、市有建築物の耐震対策、民間建築物の耐震化、ハザードマップの周知・啓発、避難場所の確保等により、「災害による死者が発生しない」、「災害により死者が発生するような物的被害(住宅・建築物)を極力減らす」ことをめざします。

### イ めざす姿3 迅速かつ的確な災害対応により、被害が拡大しない

大規模災害が発生すると、命を守るための早急な対応に加えて、被害を拡大させないための対応も重要となります。

そのため、防災拠点機能の確保、災害情報の迅速な把握、消火・救助体制の確保、医療機能の確保を行います。また、食糧・飲料水等の確保、活力が維持できる程度の生活環境の確保等により避難者の健康被害や関連死を防ぐことで、「迅速かつ的確な災害対応により、被害が拡大しない」ことをめざします。

### ウ めざす姿4 迅速かつ的確に復旧・復興が進み、社会経済活動が早期に再開される

大規模災害が発生すると、ライフラインが大きなダメージを受けるとともに、土砂やがれきなど災害廃棄物が山積し、発災前の街並みとは様変わりしている状況が想定されます。

このような状況下でも、市民生活や企業の活動を発災前のレベルまで早期に回復するとともに、時代に相応しい形でより良い復興を行うことで、「迅速かつ的確に復旧・復興が進み、社会経済活動が早期に再開される」ことをめざします。

### 3 取組方針

#### (1) 方針1：地域防災力の強化 【市民・事業者等への支援】

---

##### ア ソフト対策

大規模災害が発生した場合には、行政による対応には限界が生じ、市民や事業者の役割が大変重要となることから、「自らの命を自ら守る」ための事前の備えの推進や地域における災害の特性を踏まえた防災活動の推進など、「命を守る」ための避難対策の強化が必要となります。

そのため、生活物資等の家庭内備蓄の実施をはじめ、災害リスクや避難場所等の把握、避難行動計画の作成、災害時における事業継続性確保など、市民や事業者の主体的取組・連携による地域防災力の一層の強化を促進します。

##### イ ハード対策

大規模災害が発生した場合に被害を軽減させ、社会経済活動を早期に再開させるためには、市民や事業者の所有施設における迅速な避難行動に資する施設整備や構造の強靱化が大変重要となります。

そのため、民間建築物や住宅の耐震化、木造住宅密集地域の改善など、地域防災力の一層の強化を支える空間・設備の強化を進めます。

#### (2) 方針2：災害対応力の強化 【行政の体制強化】

---

大規模災害が発生した場合に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会経済活動を早期に再開させるためには、行政の迅速かつ的確な対応が求められ、防災拠点機能の確保と災害対応力の強化が必要となります。

そのため、防災拠点の機能強化、受援体制の確立、物資等供給体制の充実、良好な生活環境の確保など、災害対応力の一層の強化を図る施策を推進します。

#### (3) 方針3：災害に強いまちづくりの推進 【行政による都市基盤の整備等】

---

大規模災害が発生した場合に壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い施設整備を行うことで、市民の命を守るとともに、被害を最小に抑え発災後の一定レベルの市民生活や地域経済を支える防災インフラの充実・強化を行い、被災後には迅速な復旧・復興などの対応が求められます。

そのため、緊急輸送道路等の整備、河川の整備、橋りょうの耐震化、浸水対策のほか、災害時における上下水道施設をはじめとしたライフラインの確保など、災害に強い都市基盤の整備を図る施策の推進や、立地適正化計画における市民・事業者の災害リスクを踏まえた土地利用の誘導を図るとともに、被災後の対応(復旧・復興)に備える取組を進めます。

#### (4) 方針4：防災人材育成の推進 【普及啓発・教育、訓練・研修】

---

市職員が迅速かつ的確な災害対応業務を実施できるよう、また、市民や事業者それぞれが災害を「自分事」として捉え、日頃から防災・減災を意識して行動し自分や家族の命を守る行動を取れるとともに、地域で協力して助け合える関係を構築できるように自助・共助の意識を高め、防災人材育成を推進することが大変重要となります。

そのため、各種媒体を活用した戦略的な普及啓発、防災訓練、児童・生徒への防災教育等を実施し、「防災の日常化による災害に強いまちづくり」に向けた施策を推進します。

## 4 施策の体系

市民・事業者の役割については「方針1：地域防災力の強化」、行政の役割については「方針2：災害対応力の強化」及び「方針3：災害に強いまちづくりの推進」に基づき施策を展開するとともに、市民・事業者・市職員について「方針4：防災人材育成の推進」に基づき施策を展開します。

【体系表】

	災害による被害を防ぐ		めざす姿3	めざす姿4
	めざす姿1 災害による死者が発生しない	めざす姿2 物的被害を極力減らす	迅速かつ的確な災害対応により、被害が拡大しない	迅速かつ的確に復旧・復興が進み、社会経済活動が早期に再開される
<b>方針1</b> 地域防災力の強化	1-1：市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上  <ソフト対策> ・災害リスクや避難場所等を把握し、迅速に避難する(民、事)  <ハード対策> ・浸水被害の防止・軽減に寄与する(民、事)	1-2：住宅・建築物等の被害拡大の防止  <ソフト対策> ・地震時の出火防止対策を講じる(民)  <ハード対策> ・住宅等において自らの安全を確保する(民、事)	1-3：地域の災害対応体制の強化 ・相互に連携し、初期消火を行う(民、事)	1-4：地域の生活再建力の向上 ・食糧・飲料水を備蓄する(民、事) ・助け合いにより、良好な避難生活を送る(民) ・迅速な生活再建に向けて備える(民) ・事業を早期に再開する(事)
<b>方針2</b> 災害対応力の強化	2-1：「命を守る」避難対策の強化 ・避難場所等を確保するとともに、迅速に情報を収集し、伝達する		2-3：行政の災害対応体制の強化 ・帰宅困難者の支援体制を確保する ・防災拠点機能を確保する ・災害拠点病院等の医療機能を確保する ・消火・救助体制を確保するとともに、火災の延焼を防止する	2-4：避難生活・生活再建支援体制の強化 ・災害廃棄物を処理する ・速やかに住まいを確保する ・備蓄や調達により食糧等を確保する ・良好な避難生活環境を確保する
<b>方針3</b> 災害に強いまちづくりの推進	3-1：「命を守る」都市基盤の整備 ・公共施設において市民の安全を確保する ・浸水被害を防止・軽減する ・土砂災害を防止する		3-3：迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備 ・輸送ルートを確認する	3-4：避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備 ・ライフラインを確保する
<b>方針4</b> 防災人材育成の推進				
・防災意識向上に係る普及啓発・教育      ・防災意識向上に係る訓練・研修				

※表中の「民」は市民への支援を、「事」は事業者への支援を示します。

## 第4章

# 具体的事業の 展開

## 1 施策の体系に基づく事業の展開一覧

第3章の施策の体系に基づき、方針ごとに各種災害対策事業を施策順及び所管局別に列挙し、一覧として示します。

なお、この一覧には、『「新たな国土強靱化基本計画」における脆弱性評価の「起きてはならない最悪の事態」』(42、43ページに掲載)との関係を示します。

(所管局の略称)

※所管局については、以下の略称で記載

局名	略称
会計室	会計
防災危機管理局	防災
市長室	市長
総務局	総務
財政局	財政
スポーツ市民局	ス市
経済局	経済
観光文化交流局	観文
環境局	環境

局名	略称
健康福祉局	健福
子ども青少年局	子青
住宅都市局	住都
緑政土木局	緑土
教育委員会	教育
消防局	消防
上下水道局	上下
交通局	交通
区役所	区

「新たな国土強靱化基本計画」における脆弱性評価の  
「起きてはならない最悪の事態」

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<b>4. 経済活動を機能不全に陥らせない</b>	
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
<b>5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</b>	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<b>6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

〈方針1〉 地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】(ソフト対策)

事業番号	施策	起きてはならない最悪の事態	事業名	所管局
1	1-1	1-3,1-4,1-5, 3-1,5-1	水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発	防災
2	1-1	1-3,1-4,1-5, 2-5,5-1	大規模災害時に向けた防災行動の理解促進	防災
3	1-1	6-2	地域防災活動における担い手の育成・活動支援	防災
4	1-1	1-4	地下空間における避難対策の強化	防災
5	1-1	1-4	避難行動要支援者の個別避難計画作成	防災 健福 子青 関係局区
6	1-1	1-4	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援	防災 関係局
7	1-1	6-2	災害時の外国人支援体制の確保	観文
8	1-1	2-2	在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置等購入費助成事業	健福 子青
9	1-1	1-1	地震災害危険度評価図情報等の提供	住都
10	1-1	4-1	事業所などの防火安全性の向上	消防
11	1-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	地域防災マネジメント事業の推進(自主防災組織の活動支援)	消防
12	1-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	地域防災マネジメント事業の推進(自助力向上の啓発・支援)	消防
13	1-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	防災安心まちづくり事業の推進	消防
14	1-2	1-2	感震ブレーカーの設置促進	防災 関係局区
15	1-2	1-2	空家等対策の推進	ス市
16	1-2	1-2	住宅火災による被害を抑制する対策の推進	消防
17	1-3	1-2,2-1	消防団の充実強化	消防
18	1-4	4-1,6-2	産学官連携による地域強靱化の推進	防災
19	1-4	1-1,1-2,1-3, 1-4,1-5,2-1, 2-4,3-3,6-2	地区防災カルテを活用した防災活動の推進	防災 消防 区
20	1-4	4-1	企業の本社機能等の誘致	経済
21	1-4	4-1	中小企業の事業継続計画策定支援	経済

〈方針1〉 地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】(ハード対策)

事業 番号	施策	起きてはならない 最悪の事態	事業名	所管局
22	1-1	2-4,5-2	再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー設備の導入促進	環境
23	1-1	1-4	民間施設における雨水流出抑制の促進	環境 上下 関係局区
24	1-2	1-1	商店街共同施設災害対策支援事業	経済
25	1-2	1-4	地下街の防災対策の推進	住都
26	1-2	1-1	民間建築物の耐震化	住都
27	1-2	1-2	木造住宅密集地域改善助成	住都
28	1-2	6-5	文化財の防災対策	教育

〈方針2〉 災害対応力の強化【行政の体制強化】

事業番号	施策	起きてはならない最悪の事態	事業名	所管局
29	2-1 2-3	1-2,1-3,1-4, 1-5,3-3,5-1, 5-5	災害時の情報収集・共有体制の充実・更新	防災
30	2-1 2-3	1-2,1-3,1-4, 1-5,3-3,5-1, 5-5	災害時の情報伝達体制の充実・更新	防災
31	2-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,1-5	避難指示等発令体制の運用・検証	防災
32	2-1 2-4	1-1,1-2,1-3, 1-4,1-5,2-3	避難場所の確保の推進	防災
33	2-1	3-3	複合災害の対応	防災
34	2-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	災害時における広報・広聴活動の推進	防災 市長 ス市
35	2-1	1-4,5-1	道路・河川等の防災情報収集、提供	防災 緑土 上下
36	2-1	1-1,4-5	市有施設におけるブロック塀等の撤去等	経済
37	2-1	—	環境放射線モニタリング等の実施	環境
38	2-1	6-3,6-4	公園の適切な維持管理	緑土
39	2-1	1-1,1-2,1-3, 1-4	避難地として計画された公園の整備	緑土
40	2-1	1-1,1-2	防災協力農地登録制度の運用	緑土
41	2-1	1-1	学校施設におけるブロック塀の撤去等	教育
42	2-1	1-4,5-1	雨水排水情報システムの運用	上下
43	2-3	2-4,4-5	緊急物資集配拠点運営体制の充実及び民間物流施設の活用	会計 防災 財政 経済 観文 健福 子青
44	2-3	2-2,3-3	応援体制の構築にかかる検討	防災
45	2-3	2-1,2-4,3-3	基幹となる広域防災拠点の整備検討	防災
46	2-3	3-3,5-4	国及び自治体間の相互連携の推進	防災
47	2-3	3-3,5-1	情報システムの早期復旧対策等の実施	防災
48	2-3	3-3	大規模風水害時における業務継続体制の確保	防災

事業番号	施策	起きてはならない最悪の事態	事業名	所管局
49	2-3	3-3	名古屋市業務継続計画(震災編)の改定・検証	防災
50	2-3	1-4,1-5,3-3,5-2,6-3	防災関係機関との情報共有等による連携の強化	防災
51	2-3	2-3,3-3,6-4	被災者支援体制の強化	防災 財政 ス市 関係局区
52	2-3	3-3	遺体安置所の運用体制の構築	防災 ス市 健福 区
53	2-3	2-5,5-1	帰宅困難者対策等の推進	防災 住都
54	2-3	1-1,6-2	被災建築物応急危険度判定体制の強化	防災 住都
55	2-3	3-3	非常配備・動員計画の運用・検証	防災 関係局区
56	2-3	2-1,2-3,2-4,3-3,5-1,6-2,6-4	防災拠点の機能確保	防災 関係局区
57	2-3	2-2	災害拠点病院の医療機能の充実	総務
58	2-3	3-3	事業継続における職員 OB との協力体制の運用	総務
59	2-3	6-2	被災相談窓口に係る体制強化及び訓練	ス市
60	2-3	2-4,4-6	大規模小売業者等との協定締結の推進	経済
61	2-3	2-2,2-7	医療関係者との連絡会議の開催	健福
62	2-3	3-3	災害援護資金貸付金業務の電算システム管理	健福
63	2-3	2-2,3-3	災害時医薬品等安定供給確保事業	健福
64	2-3	2-1	災害時要援護者名簿システム再構築	健福
65	2-3	3-3	災害対策遺体検案セットの配備	健福
66	2-3	1-4,2-2,2-4	社会福祉施設等の耐災害性強化対策	健福 子青
67	2-3	1-1,1-2,2-5	久屋大通の再生	住都
68	2-3	2-5	民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進	住都
69	2-3	1-4	水防活動準備	緑土
70	2-3	2-1	救急出動体制の充実	消防
71	2-3	2-1	救急需要増加緩和策の推進	消防
72	2-3	2-1	消防施設の整備	消防

事業番号	施策	起きてはならない最悪の事態	事業名	所管局
73	2-3	2-1	消防・救助体制の充実強化	消防
74	2-3	2-1	総合防災情報システムの充実	消防
75	2-4	6-3,6-4	オープンスペース利用計画の検証	防災
76	2-4	3-3,4-5	災害救助に係る連絡調整	防災
77	2-4	2-3,2-4	災害救助用物資の備蓄	防災
78	2-4	3-3	受援計画の検証	防災
79	2-4	2-2,2-3	要配慮者の避難場所の充実	防災 健福 区
80	2-4	2-3,2-4,2-7	指定避難所における良好な生活環境の確保	防災 関係局区
81	2-4	3-1,5-1	災害対策住民リストの整備	ス市
82	2-4	2-3	指定避難所等のトイレ改修	ス市
83	2-4	2-3	災害用トイレの備蓄	環境
84	2-4	2-4,5-3	市民・事業者との協働による災害時のエネルギー確保	環境
85	2-4	2-2,3-3	災害時医薬品配送体制整備支援	健福
86	2-4	2-3,6-4	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備	住都
87	2-4	1-1,6-2	被災宅地危険度判定体制の強化	住都
88	2-4	1-4	河川台帳の調製	緑土
89	2-4	2-3	公園トイレの洋式化	緑土
90	2-4	—	世界座標データと道路台帳平面図を統合するデジタルデータの公開	緑土
91	2-4	2-3	学校施設の整備	教育
92	2-4	2-3	学校体育館空調設備の整備	教育
93	2-4	2-3,2-4	指定避難所の給排水機能の確保	教育

〈方針3〉 災害に強いまちづくりの推進【行政による都市基盤の整備等】

事業番号	施策	起きてはならない最悪の事態	事業名	所管局
94	3-1	1-1	アスベストの飛散防止	環境
95	3-1	1-1	市営住宅等の維持管理	住都
96	3-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	市営住宅の耐震対策	住都
97	3-1	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の推進	住都
98	3-1	6-1	集約連携型まちづくりの推進	住都
99	3-1	1-1,1-3,1-4, 2-4,2-7,4-1, 5-5	名古屋港の防災機能強化	住都
100	3-1	1-5	盛土等の安全対策推進に係る調査	住都
101	3-1	1-1,4-5	市有建築物の耐震対策	住都 関係局
102	3-1	1-1,2-3,3-3	市有建築物の天井等落下防止対策	住都 関係局
103	3-1	1-4	河川の整備	緑土
104	3-1	1-4	河川・水路等の維持管理	緑土
105	3-1	1-3	河川・排水施設等の耐震化	緑土
106	3-1	1-5	公園内のがけ崩れ危険箇所対策	緑土
107	3-1	1-4,2-7,4-7	土地改良区の排水機場の維持管理事業	緑土
108	3-1	1-4,2-7,4-7	農業用水路の改良	緑土
109	3-1	1-4	排水路の改良・補修	緑土
110	3-1	1-4	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理	緑土
111	3-1	1-4	ポンプ施設の更新・整備	緑土
112	3-1	1-4	ポンプ施設の耐水化	緑土
113	3-1	1-1	小中学校等における非構造部材の防災対策	教育
114	3-1	1-4,5-4	下水道による浸水対策	上下
115	3-1	1-4,5-4	排水ポンプ施設の改築	上下
116	3-1	1-4,2-7	公共施設における雨水流出抑制の推進	上下 関係局区
117	3-1	1-1,5-5	地下鉄構造物の耐震対策	交通
118	3-3	1-1,5-5	民間鉄道施設の耐震化の促進	住都
119	3-3	1-1,1-2,1-3, 2-1,2-2,2-4, 4-1,4-5,5-5	緊急輸送道路等の整備	住都 緑土
120	3-3	2-4,5-5	街路樹の適切な維持管理	緑土

事業 番号	施策	起きてはならない 最悪の事態	事業名	所管局
121	3-3	1-1,1-2,1-3, 2-1,2-2,2-4, 4-1,4-5,5-5	橋りょうの耐震化	緑土
122	3-3	1-1,1-2,1-3, 2-1,2-2,2-4, 4-1,4-5,5-5	橋りょうの老朽化対策	緑土
123	3-3	2-2,2-4,4-3, 5-5	側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施	緑土
124	3-3	1-1,1-2,1-3, 2-1,2-2,2-4, 3-3,4-1,4-5, 5-5	電線類の地中化	緑土
125	3-3	2-2,2-4,4-3, 4-5,5-5	道路の維持補修	緑土
126	3-4	1-1	地盤沈下状況の把握	環境
127	3-4	3-3,6-1,6-2	復興イメージトレーニング	住都
128	3-4	2-4,5-4	水道基幹施設の耐震化	上下
129	3-4	2-4,5-4	配水管の耐震化	上下
130	3-4	5-4	下水道基幹施設の耐震化	上下
131	3-4	4-1,5-4	下水道基幹施設の停電対策	上下
132	3-4	1-4,4-1,5-4	下水道基幹施設の耐水化	上下
133	3-4	2-4,2-7,5-4	下水管の耐震化	上下

〈方針4〉 防災人材育成の推進【普及啓発・教育、訓練・研修】

事業番号	施策	起きてはならない最悪の事態	事業名	所管局
134	4	6-2	各種媒体を活用した戦略的な普及啓発	防災
135	4	3-3	災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練	防災
136	4	2-3,2-4,6-2	市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発	防災
137	4	6-2	戦略的な防災人材育成事業	防災
138	4	5-1,6-2	被災地派遣職員等による講演	防災
139	4	6-2	防災表彰	防災
140	4	5-1,6-2	港防災センターにおける普及啓発	防災
141	4	5-1,6-2	港防災センターの機能強化	防災
142	4	1-4,2-6	長期湛水に対する復旧・復興体制の強化	防災 関係局
143	4	5-1,6-2	各区総合水防訓練	防災 区
144	4	1-1,1-2,1-3, 1-4,6-2	各区総合防災訓練	防災 区
145	4	3-3	職員の健康管理・メンタルヘルスにかかる教育・啓発	総務
146	4	6-2	家屋被害調査研修の実施	財政
147	4	6-2,6-3	災害ボランティアコーディネーター養成講座	ス市
148	4	3-1,6-2	災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練	ス市
149	4	6-2	男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発	ス市
150	4	5-1	外国人防災啓発事業	観文
151	4	6-2	災害時の外国人支援に関する研修	観文
152	4	6-3	災害廃棄物処理に係る訓練	環境
153	4	4-2	有害物質保管状況等点検訓練	環境
154	4	2-2,2-7	医療機関の情報収集等に関する研修	健福
155	4	2-2,2-7	医療救護所等運営体制の充実	健福
156	4	2-3	災害時におけるお薬手帳の意義の啓発	健福
157	4	2-3	災害時のこころの健康に関する研修	健福
158	4	2-3	名古屋市ペットの災害対策ガイドラインに基づく啓発の推進	健福
159	4	2-3	被災者の健康保持のための啓発	健福
160	4	2-3	避難所における食中毒予防のための啓発	健福
161	4	6-2	保育所入所児童の保護者への防災教育	子青
162	4	6-2	保育所入所児童への防災教育	子青

事業 番号	施策	起きてはならない 最悪の事態	事業名	所管局
163	4	2-3,3-3	避難所建物の応急対応防災訓練	住都
164	4	2-2,2-4,4-3, 5-5	緊急輸送道路等の応急対策実務に関する合同訓練 の実施	緑土
165	4	3-3	土木事務所の防災体制の維持・強化	緑土
166	4	6-2,6-5	愛知県博物館協会の災害発生時における支援活動 要領に基づく災害対策訓練	教育
167	4	6-2	自然災害に関する歴史的文献の調査・公開	教育
168	4	1-1,1-4,6-2	児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	教育
169	4	1-1,1-4,6-2	児童・生徒への防災教育	教育
170	4	1-1,1-4,1-5, 6-2	市民の防災意識を高める講座・事業の実施	教育
171	4	6-2	防災に関する教員研修の実施	教育
172	4	2-1	応急手当の普及啓発	消防
173	4	1-4	雨水ます等の清掃の啓発	上下 関係局区
174	4	1-4	簡易水防工法の普及啓発	上下 関係局区

## 2 方針別個別事業の展開

### (1) 表の見方

#### ア 主な指標の現状と目標

主な指標	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)	事業 番号
名古屋市地域防災計画(令和5年6月)に位置づけた要配慮者利用施設の避難確保計画提出割合	21.4%	100%	6

#### 現状(令和5年度末)

- ・令和5(2023)年度末時点での実績見込みを記載(時点が異なるものは括弧書きで時点を明記)
- ・平成31(2019)年度～令和5(2023)年度の5か年の実績見込み事業量を記載する場合は「5か年」と記載

#### 目標(令和10年度末)

- ・令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5か年の計画見込み事業量を記載する場合は「5か年」と記載

#### イ 個別事業の内容

事業名	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援		所管局	防災、関係局		
	事業概要	想定最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保に係る計画等の作成を支援するとともに、避難訓練実施報告書の提出を促進します。				
事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
	作成等支援					
	現況			計画目標		
	21.4%			100%		

#### 現況

- ・原則、令和5(2023)年度における取組内容や実績見込み事業量を記載
- ・平成31(2019)年度～令和5(2023)年度の5か年の実績見込み事業量を示す場合は「5か年」と記載
- ・計画期間外も含めた令和5(2023)年度までの合計を示す場合は「累計」と記載

#### 計画目標

- ・原則、令和10(2028)年度における取組内容や計画見込み事業量を記載
- ・令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5か年の計画見込み事業量を示す場合は「5か年」と記載
- ・計画期間外も含めた令和10(2028)年度までの合計を示す場合は「累計」と記載

## (2) 方針別個別事業の展開

### 方針1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】(ソフト対策)

#### ア 主な指標の現状と目標

主 な 指 標	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)	事業 番号
名古屋市地域防災計画(令和5年6月)に位置づけた要配慮者利用施設の避難確保計画提出割合	21.4%	100%	6
安否確認訓練を実施した自主防災組織の割合	10.3%	100%	11
寝室の家具の転倒防止対策を実施している市民の割合	28.7%	100%	12
主な木造住宅密集地域における感震ブレーカーの設置率	27.6%	100%	14
特定空家等の解消件数	257件 (5か年)	250件 (5か年)	15
直近3年間に地域の防災活動に取り組んでいる市民の割合	17%	25%	19
中小企業の事業継続計画策定支援に係る普及啓発セミナー及び専門家による相談を利用した中小企業数	459社 (5か年)	700社 (5か年)	21

イ 個別事業の内容

1-1 市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上

1	事業名	水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発				所管局	防災
	事業概要	想定最大規模の洪水・内水氾濫・高潮等を前提とした浸水想定区域を周知し、適切な避難行動等を促すため、市政出前トークや SNS での啓発、各種イベントでの周知・啓発活動など、様々な機会を捉えてハザードマップ等の周知・啓発を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		周知・啓発					
現況			計画目標				
周知・啓発			周知・啓発				

2	事業名	大規模災害時に向けた防災行動の理解促進				所管局	防災
	事業概要	大規模災害時に起こり得る被害の様相等について、リスクシナリオ等を活用し、市民に周知することなどにより、災害リスクに応じた適切な避難行動や事前の備えの理解促進を図るとともに、災害に係る国等の動向の情報収集を行い、必要な対応を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		検討	実施				
現況			計画目標				
風水害リスクシナリオの作成			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクに応じた防災行動の理解促進</li> <li>・防災啓発媒体等を活用した周知・啓発の実施</li> </ul>				

3	事業名	地域防災活動における担い手の育成・活動支援	所管局	防災			
	事業概要	防災人材育成の取組の一環として、地域に根差して活動する災害対策委員等を対象とした役割理解の促進や意識啓発を継続的に行うことで、担い手の育成及び地域防災活動を支援します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	育成・活動支援の実施			育成・活動支援の実施			

4	事業名	地下空間における避難対策の強化	所管局	防災			
	事業概要	地下街が広がる名古屋駅地区を対象に、台風の接近等に伴い地下街管理者が行うべき防災行動を時系列でまとめたタイムラインの検証や、大規模災害を想定した情報伝達訓練等を実施することにより、地下街利用者の安全や施設被害の軽減を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	・タイムラインの検証 ・情報伝達訓練の実施			・タイムラインの検証 ・情報伝達訓練の実施			

5	事業名	避難行動要支援者の個別避難計画作成	所管局	防災、健福、子青、関係局区			
	事業概要	高齢者や障害者など、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に、福祉事業者や地域住民などさまざまな関係者と連携しながら取り組み、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		体制構築・作成推進					
現況			計画目標				
	モデル事業の実施			個別避難計画作成の推進			

6	事業名	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援			所管局	防災、関係局	
	事業概要	想定最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保に係る計画等の作成を支援するとともに、避難訓練実施報告書の提出を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		作成等支援					➔
現況			計画目標				
		21.4%			100%		

7	事業名	災害時の外国人支援体制の確保			所管局	観文	
	事業概要	災害語学ボランティア制度の管理運営やウェブサイト等を活用した多言語での情報提供を行うとともに、外国公館等関係団体と連携し、災害時に外国人を支援する体制を検証し、確保に取り組みます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		検証・確保					➔
現況			計画目標				
		事業実施			事業実施		

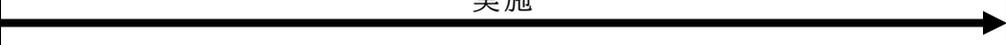
8	事業名	在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置等購入費助成事業			所管局	健福、子青	
	事業概要	人工呼吸器を使用する在宅の障害児・者及び難病患者等が、災害による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の購入に係る費用の全部又は一部について助成することにより、障害児・者及び難病患者等が災害発生時においても安心して生活を送ることができる環境づくりを行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		検討・準備			実施		
現況			計画目標				
		助成実施に向けて検討・準備			助成実施		

9	事業名	地震災害危険度評価図情報等の提供			所管局	住都	
	事業概要	<p>災害リスクの状況に応じた土地利用や居住方法の理解促進をはかるため、震災時の火災延焼や建物倒壊の危険性などを評価した地震災害危険度評価図情報や、浸水・土砂災害や液状化の災害リスクを考慮したなごや集約連携型まちづくりプランに基づく要安全配慮区域をインターネット上で公開します。</p>					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
実施			実施				

10	事業名	事業所などの防火安全性の向上			所管局	消防	
	事業概要	<p>事業所などの防火安全性を向上させるため、立入検査等の防火指導、法令違反の是正指導及び違反処理を実施するとともに、防火・防災管理講習のオンライン化に向けた検討などを実施します。</p>					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への防火指導の実施 17,085事業所</li> <li>・防火・防災管理に関する集合講習の実施 49回</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への防火指導の実施</li> <li>・オンライン形式による防火・防災管理に関する講習の開始</li> </ul>				

11	事業名	地域防災マネジメント事業の推進(自主防災組織の活動支援)				所管局	消防
	事業概要	地域における災害対応力の向上を推進するため、自主防災組織の防災力を詳細に捉え、地域の実情に応じた具体的な防災活動の提案・支援を計画的、継続的に行うほか、大規模災害発生時に地域と地域防災協力事業所が連携して活動することができるよう働きかけを実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>▶活動支援組織 4,650組織(累計)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と実態に即したさらなる支援の実施</li> <li>・安否確認訓練の推進</li> </ul>				

12	事業名	地域防災マネジメント事業の推進(自助力向上の啓発・支援)				所管局	消防
	事業概要	家庭における災害対応力の向上を推進するため、家庭の防災力を詳細に捉え、災害時に「命を守る」ための防災対策について具体的な提案を行うとともに、地域の災害リスクなどを踏まえたうえで、避難先や避難するタイミングの確認、理解を促す取組を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施</li> <li>・家庭の防災力に応じた防災対策の推進</li> <li>▶戸別訪問 200学区(累計)</li> <li>▶家具転倒防止ボランティアの派遣 600軒</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施</li> <li>・家庭の防災力に応じた防災対策の推進</li> <li>▶戸別訪問 267学区(累計)</li> <li>▶家具転倒防止ボランティアの派遣 600軒</li> <li>・起震車の充実強化</li> </ul>				

13	事業名	防災安心まちづくり事業の推進			所管局	消防	
	事業概要	地域住民が主体となって行う自発的な防火防災活動を活発にするため、小学校区単位で組織された学区防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と事業所との覚書の新規締結 65件</li> <li>・放火防止モデル事業の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と事業所との支援協力体制づくりの推進</li> <li>・放火防止モデル事業の実施</li> </ul>				

1-2 住宅・建築物等の被害拡大の防止

14	事業名	感震ブレーカーの設置促進			所管局	防災、関係局区	
	事業概要	地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		促進					
		現況			計画目標		
感震ブレーカー設置助成 712件			<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な木造住宅密集地域における感震ブレーカーの重点的な設置促進の実施(簡易タイプ)</li> <li>・感震ブレーカー設置助成(分電盤タイプ) 3,700件(5か年)</li> </ul>				

15	事業名	空家等対策の推進			所管局	ス市	
	事業概要	空家等の適切な管理の推進及び活用を促進するため、所有者等に対し適切な管理に努めるように促すとともに、情報提供その他必要な支援を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
特定空家等の解消件数 48件			特定空家等の解消件数 250件(累計)				

16	事業名	住宅火災による被害を抑制する対策の推進			所管局	消防	
	事業概要	住宅火災による被害を抑制するため、住宅用火災警報器の設置・維持管理などの住宅防火に関する広報を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					➔
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯への戸別訪問の実施</li> <li>▶防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 15,000世帯(累計)</li> <li>・火災による死者を防止するための効果的な対策の検討</li> </ul>			火災予防運動など、住宅防火対策に関する適時・的確な広報の実施				

1 - 3 地域の災害対応体制の強化

	事業名	消防団の充実強化				所管局	消防
	事業概要	消防力の一翼を担う消防団の充実強化を図るため、消防団の施設や装備を充実させ、消防団が活動しやすい環境を整えるなどして、消防団員の入団を促進するとともに、訓練内容等の充実による消防団の活動能力の向上を図る取組を実施します。					
		~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
17	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時における消防団の活動能力の向上</li> <li>・消防団施設の整備推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶消防団詰所の整備に係る基本調査の実施 8か所</li> <li>▶消防団詰所の改築完了 11か所</li> <li>▶消防団車両の整備配置 15両</li> </ul> </li> <li>・可搬式ポンプの整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶更新 18台</li> </ul> </li> <li>・新入団員数 250人</li> <li>・救命ボートの整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶新規 28艇</li> <li>▶更新 47艇</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時における消防団の活動能力の向上</li> <li>・消防団施設の整備推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶消防団詰所の整備に係る基本調査の実施 40か所(5か年)</li> <li>▶消防団詰所の改築完了 33か所(5か年)</li> <li>▶消防団車両の整備配置 75両(5か年)</li> </ul> </li> <li>・可搬式ポンプの整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶更新 90台(5か年)</li> </ul> </li> <li>・新入団員数 1,250人(5か年)</li> <li>・救命ボートの整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶新規 34艇(令和6年度)</li> </ul> </li> </ul>		

1-4 地域の生活再建力の向上

18	事業名	産学官連携による地域強靱化の推進			所管局	防災	
	事業概要	あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、大規模災害発生時においても愛知県・名古屋市を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるために、引き続き戦略的な取組を産学官で連携して実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		推進					
		現況			計画目標		
「調査・研究」、「防災・減災カレッジ」などの実施			「調査・研究」、「防災・減災カレッジ」などの実施				

19	事業名	地区防災カルテを活用した防災活動の推進			所管局	防災、消防、区	
	事業概要	各地域の災害ハザード等の地域特性や各種防災活動(地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練、要配慮者避難支援等)の実施状況を整理した「地区防災カルテ」を活用し、今後取り組むべき防災活動を検討の上、推進していきます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		推進					
		現況			計画目標		
全学区実施			全学区実施				

20	事業名	企業の本社機能等の誘致			所管局	経済	
	事業概要	大規模災害に備え、経済活動を機能不全に陥らせないため、企業本社機能等の東京一極集中を是正し、名古屋市への誘致を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
実施			実施				

21	事業名	中小企業の事業継続計画策定支援			所管局	経済	
	事業概要	中小企業の事業継続計画の策定を支援するため、大規模災害時における事業継続計画策定のための普及啓発セミナー及び専門家による相談を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		策定支援					
		現況			計画目標		
中小企業の事業継続計画策定支援に係る普及啓発セミナー及び専門家による相談を利用した中小企業数 459社(5か年)			中小企業の事業継続計画策定支援に係る普及啓発セミナー及び専門家による相談を利用した中小企業数 700社(5か年)				

## 方針1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】（ハード対策）

### ア 主な指標の現状と目標

主 な 指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和10年度末)	事業 番号
名古屋市建築物耐震改修促進計画2030(以下「耐震改修促進計画」という)における住宅の耐震化率	92% (令和2年度末)	95% (令和7年度末) 97% (令和12年度末)	26
民間住宅の耐震改修、除却助成戸数の累計	5,763戸	7,613戸	26
耐震改修促進計画における要安全確認計画記載建築物(耐震診断義務付け路線の沿道建築物:H26.3指定)の耐震化率	22% (令和2年度末)	60% (令和12年度末)	26
耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修、除却助成件数の累計	45件	95件	26
老朽木造住宅の除却に係る助成件数	44件 (令和3、4年度平均)	220件 (5か年)	27
木造住宅密集地域ブロック塀等撤去に係る助成件数	33件 (令和3、4年度平均)	165件 (5か年)	27
生活こみち整備促進に係る助成件数	9件 (令和3、4年度平均)	45件 (5か年)	27

イ 個別事業の内容

1-1 市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上

22	事業名	再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー設備の導入促進			所管局	環境	
	事業概要	住宅等への蓄電システムやV2H充放電設備等の導入時に補助を実施することにより、災害時に非常用電源として有効である、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー設備の導入を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		導入促進					
現況			計画目標				
		補助事業の実施			補助事業の実施		

23	事業名	民間施設における雨水流出抑制の促進			所管局	環境、上下、関係局区	
	事業概要	市民・事業者に対し、各種イベント等の様々な機会を捉えた普及啓発や協力要請に加え、雨水流出抑制施設の設置について助成制度を活用し、雨水流出抑制を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		促進					
現況			計画目標				
		実施			実施 (名古屋市上下水道経営プラン2028におけるR6~10見通し)		

1-2 住宅・建築物等の被害拡大の防止

24	事業名	商店街共同施設災害対策支援事業			所管局	経済	
	事業概要	商店街が保有するアーチ、アーケード及び街路灯について老朽化が進んでおり、災害による破損や部品の落下等により重大な事故につながる恐れがあるため、これらの商店街共同施設の災害対策に係る支援を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
—			実施				

25	事業名	地下街の防災対策の推進			所管局	住都	
	事業概要	大規模地震時における地下街の防災性向上を図るため、助成制度の活用により、地下街の防災施設等の整備を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備推進 					
現況			計画目標				
地下街防災推進計画に定める防災施設等の整備に着手した地下街数 1地下街			地下街防災推進計画に定める防災施設等の整備に着手した地下街数 3地下街(累計)				

26	事業名	民間建築物の耐震化				所管局	住都
	事業概要	民間建築物の耐震化を促進するために、住宅や耐震診断義務付け対象建築物などに対する助成を実施するとともに、各種の啓発活動等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間住宅の耐震改修、除却助成戸数の累計 5,763戸(累計)</li> <li>・義務付けの耐震改修、除却助成件数の累計 45件(累計)</li> <li>・民間ブロック塀等の撤去の促進の実施</li> <li>・耐震対策啓発事業の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間住宅の耐震改修、除却助成戸数の累計 7,613戸(累計)</li> <li>・義務付けの耐震改修、除却助成件数の累計 95件(累計)</li> <li>・民間ブロック塀等の撤去の促進の実施</li> <li>・耐震対策啓発事業の実施</li> </ul>				

27	事業名	木造住宅密集地域改善助成				所管局	住都
	事業概要	木造住宅が密集している地域において、老朽木造住宅除却助成、木密地域ブロック塀等撤去助成及び生活こみち整備促進事業を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽木造住宅除却助成 44件</li> <li>・木密地域ブロック塀等撤去助成 33件</li> <li>・生活こみち整備促進事業 9件</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽木造住宅除却助成 220件(5か年)</li> <li>・木密地域ブロック塀等撤去助成 165件(5か年)</li> <li>・生活こみち整備促進事業 45件(5か年)</li> </ul>				

28	事業名	文化財の防災対策				所管局	教育
	事業概要	文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
文化財保存修理事業等へ補助を実施			文化財保存修理事業等へ補助を実施				

## 方針2：災害対応力の強化【行政の体制強化】

### ア 主な指標の現状と目標

主 な 指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和10年度末)	事業 番号
避難地として計画された公園(186公園)の整備済み箇所数(累計)	事業実施10公園 完了163公園	事業実施12公園 (5か年) 完了165公園	39
遺体安置所の訓練の実施	7区	16区	52
被災建築物応急危険度判定士の登録者数	2,300人	3,100人	54
災害時物資供給協定の締結事業者数(累計)	42事業者	44事業者	60
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数(累計)	12地区	13地区	68
災害救助用物資(食糧)の備蓄数	約175万食	約185万食	77
災害救助用物資(毛布)の備蓄数	約34万3千枚	約37万2千枚	77
指定避難所等(スポーツ施設)のトイレを洋式化した割合	73.3%	100%	82
備蓄基準に基づく災害用トイレの備蓄数の確保	100%	100%	83
被災宅地危険度判定士の登録者数	90人	90人	87
河川台帳調製済みの河川数(累計)	完了35河川	完了41河川	88
避難場所に指定された公園におけるトイレの洋式ブース数(累計)	186ブース	333ブース	89
避難所となる体育館に空調設備を整備した小学校数	2校	261校 (完了)	92

イ 個別事業の内容

2-1 「命を守る」避難対策の強化

29	事業名	災害時の情報収集・共有体制の充実・更新			所管局	防災	
	事業概要	災害時における迅速な情報収集及び効果的な情報共有に向けて、各種防災システムの整備・維持管理を行うとともに、最新のICT技術等を用いた多様な手段の拡充を検討します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備・維持管理・検討					➔
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムの適正な維持管理及び必要な機能拡充の実施</li> <li>職員に対する操作訓練等の実施</li> <li>先進技術や民間サービス等を活用した新たなシステムの導入の検討</li> <li>防災行政無線(デジタル移動系)の更新検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムの適正な維持管理及び必要な機能拡充の実施</li> <li>職員に対する操作訓練等の実施</li> <li>先進技術や民間サービス等を活用した新たなシステムの導入の検討</li> <li>防災行政無線(デジタル移動系)の更新検討</li> </ul>				

30	事業名	災害時の情報伝達体制の充実・更新			所管局	防災	
	事業概要	災害時における市民への情報伝達を円滑かつ確実に行うことができるよう、各種防災システムの整備・維持管理を行うとともに、最新のICT技術等を用いた多様な手段の拡充を検討します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備・維持管理・検討					➔
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムの適正な維持管理及び必要な機能拡充の実施</li> <li>職員に対する操作訓練等の実施</li> <li>先進技術や民間サービス等を活用した新たなシステムの導入の検討</li> <li>防災行政無線(同報系)の更新検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムの適正な維持管理及び必要な機能拡充の実施</li> <li>職員に対する操作訓練等の実施</li> <li>先進技術や民間サービス等を活用した新たなシステムの導入の検討</li> <li>防災行政無線(同報系)の更新検討</li> </ul>				

31	事業名	避難指示等発令体制の運用・検証				所管局	防災
	事業概要	市民が、災害の規模・種別に応じて、適時適切かつ主体的な避難行動がとれるよう、避難指示等の発令体制について、運用・検証を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		運用・検証					
		現況			計画目標		
避難指示等の体制について、現行の体制を運用・検証			適時適切かつ主体的な避難行動を促すため、災害種別に応じた避難指示等の発令体制を運用・検証し、必要に応じて見直しを実施				

32	事業名	避難場所の確保の推進				所管局	防災
	事業概要	想定最大規模の洪水等による浸水想定等を踏まえた指定緊急避難場所の指定を推進するとともに、民間施設等を一時的な避難場所とする協定を締結するなど、避難場所のさらなる確保を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		推進					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</li> <li>・民間事業者等との協定締結の推進等</li> <li>・避難場所の確保策の検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</li> <li>・民間事業者等との協定締結の推進等</li> <li>・避難場所の確保策の検討</li> </ul>				

33	事業名	複合災害の対応				所管局	防災
	事業概要	複合災害が発生した場合でも災害対応業務を適切に行い、早期に復旧・復興できるよう、本市の災害対応のあり方について精査し、実行性を確保するために継続的に検証するとともに、複合災害における業務体制の確立を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		対応業務の精査・検証					
		現況			計画目標		
対応業務の精査			体制の確立				

34	事業名	災害時における広報・広聴活動の推進			所管局	防災、市長、ス市	
	事業概要	災害時において、市民ニーズに応じた適時かつ効率的な広報・広聴を推進するため、体制の検討及び新たなツールの導入を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		検討		構築	運用・保守・検討		
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関するFAQデータベースの作成</li> <li>・災害時広報・広聴体制の構築に係る検討を実施</li> <li>・防災ポータルサイトの構築に係る検討を実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関するFAQデータベースの更新</li> <li>・災害時広報・広聴体制の構築、運用及び検討</li> <li>・FAQシステムの導入、運用及び保守</li> <li>・防災ポータルサイトの構築、運用及び保守</li> </ul>				

35	事業名	道路・河川等の防災情報収集、提供			所管局	防災、緑土、上下	
	事業概要	台風や大雨時の道路や河川などにおける危険箇所の状況や市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握し、市民に対して水防に係る情報を提供するため、道路・河川等監視情報システム、水防情報システム等を運用するとともに、更なる情報の拡充の検討を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		収集・提供					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報の収集</li> <li>・市民への情報提供</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報の収集</li> <li>・市民への情報提供</li> </ul>				

36	事業名	市有施設におけるブロック塀等の撤去等			所管局	経済	
	事業概要	地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きとなる被害の発生による避難・救助・消火活動の遅れの発生を防ぐため、建築基準法既存不適格及び老朽化したブロック塀等の撤去等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		調整					➔
現況			計画目標				
完了2施設(累計)			完了4施設(累計)				

37	事業名	環境放射線モニタリング等の実施			所管局	環境	
	事業概要	モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供を行います。また、非常時における屋内退避や飲料水・食品等の摂取制限の可能性について周知啓発を図ります。なお、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については、国の動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		情報提供					➔
現況			計画目標				
モニタリングポストや可搬型測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供			モニタリングポストや可搬型測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供				

38	事業名	公園の適切な維持管理			所管局	緑土	
	事業概要	被災時にオープンスペースとなる公園を適切に維持管理します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					➔
現況			計画目標				
維持管理・施設更新			維持管理・施設更新				

39	事業名	避難地として計画された公園の整備			所管局	緑土	
	事業概要	震災に強いまちづくり方針において、広域避難地・一次避難地として計画された都市計画公園の整備を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備					
		現況			計画目標		
・事業実施 10公園 ・完了 163公園(累計)			・事業実施 12公園(5か年) ・完了 165公園(累計)				

40	事業名	防災協力農地登録制度の運用			所管局	緑土	
	事業概要	地震災害発生時に、市民の一時的な避難場所等として使用可能な農地をあらかじめ登録する防災協力農地登録制度を運用します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		運用					
		現況			計画目標		
制度の運用			制度の運用				

41	事業名	学校施設におけるブロック塀の撤去等			所管局	教育	
	事業概要	地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きになる被害の発生等を防ぐため、これまでの撤去基準に該当しないブロック塀等についても、念のため撤去等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		改修					
		現況			計画目標		
未改修延長 855m			改修完了(令和6年度末)				

42	事業名	雨水排水情報システムの運用			所管局	上下	
	事業概要	排水ポンプの稼働状況など雨水排水情報を一元的に把握するため雨水排水情報システムを運用するとともに、局ウェブサイトを通じて市民への必要な情報を「雨水(あまみず)情報」として提供します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		運用					➔
		現況			計画目標		
実施			実施 (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

2-3 行政の災害対応体制の強化

43	事業名	緊急物資集配拠点運営体制の充実及び民間物流施設の活用			所管局	会計、防災、財政、経済、観文、健福、子青	
	事業概要	<p>大規模災害時に想定されるプッシュ型支援をはじめとした大量の救援物資を円滑に避難者へ供給するため、緊急物資集配拠点における定期的な訓練等を通して、適宜運営体制を検証するとともに、必要に応じて、民間事業者との輸送等に係る協定の見直しを行います。</p> <p>また、民間物流施設を緊急物資集配拠点として活用し、物資の仕分け・輸送をより円滑に行い避難者に供給するための必要な運用体制を確立します。</p>					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	緊急物資集配拠点における発災時に備えた訓練実施・課題検証			緊急物資集配拠点における発災時に備えた訓練実施・課題検証			

44	事業名	応援体制の構築にかかる検討			所管局	防災	
	事業概要	被災自治体への迅速かつ適正な応援体制を整備するため、必要な検討を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	市域外で大規模災害が発生した場合に、被災自治体を広域的に応援する枠組みに基づき支援を実施			被災自治体を広域的に応援する枠組みに基づいて、被災地域への迅速かつ適切な支援を実現するため、関係機関との連携を強化			

45	事業名	基幹となる広域防災拠点の整備検討			所管局	防災	
	事業概要	広域にわたる大規模災害時に、被害を最小化し、地域が自立的に対応するための基幹となる広域防災拠点の整備について、国・県等関係機関との検討を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
基幹となる広域防災拠点の整備について、国や県に働きかけを実施			基幹となる広域防災拠点の整備について、関係機関と連携しながら、国や県に働きかけを実施				

46	事業名	国及び自治体間の相互連携の推進			所管局	防災	
	事業概要	広域的な大規模災害に備えるため、近隣市町村防災担当課長会議を主催し、会議・訓練を実施するほか、被災自治体を広域的に支援する枠組みにおける会議や訓練に参加し、国、指定都市、愛知県、近隣市町村等との連携を強化します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
各種訓練、会議等を通じた関係機関との連携強化			各種訓練、会議等を通じた関係機関との連携強化				

47	事業名	情報システムの早期復旧対策等の実施			所管局	防災	
	事業概要	名古屋市業務継続計画(震災編)において重要度Ⅰ～Ⅱに区分されている情報システムについて、早期復旧対策やハードウェアの損傷対策を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
実施			実施				

48	事業名	大規模風水害時における業務継続体制の確保			所管局	防災	
	事業概要	想定最大規模の風水害を見据え、非常時優先業務を最大限行うことのできる業務継続体制についての検討を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針の策定			<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害に対応した業務継続計画の策定等</li> <li>・新たな業務継続計画を踏まえた業務継続体制の確保</li> </ul>				

49	事業名	名古屋市業務継続計画(震災編)の改定・検証			所管局	防災	
	事業概要	災害対策における新たな課題等を踏まえ、必要に応じて名古屋市業務継続計画(震災編)を改定するとともに、実行性を確保するために継続的に検証します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		改定・検証					
		現況			計画目標		
計画の改定・検証			計画の改定・検証				

50	事業名	防災関係機関との情報共有等による連携の強化			所管局	防災	
	事業概要	既存の会議等を活用して防災関係機関との情報共有を図るとともに、訓練等を通じて情報連絡体制の検証を行い、連携を強化します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存会議を活用し防災関係機関との情報共有</li> <li>・防災訓練等における情報連絡訓練等の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存会議を活用し防災関係機関との情報共有</li> <li>・防災訓練等における情報連絡訓練等の実施</li> </ul>				

51	事業名	被災者支援体制の強化			所管局	防災、財政、ス市、 関係局区	
	事業概要	被災者の生活再建支援を総合的かつ効率的に実施するため、迅速な家屋被害調査及び罹災証明書の発行を行い、被災者台帳として情報を一元的に管理できるシステム利用の習熟に向けた研修の実施や、各種調整を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	事業実施			事業実施			

52	事業名	遺体安置所の運用体制の構築			所管局	防災、ス市、健福、区	
	事業概要	大規模災害時に円滑かつ迅速に遺体安置所を設置するため資器材の配備を行い、運用体制の検討を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		選定	配備	運用体制の検討・訓練の実施			
現況			計画目標				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所の設置場所の選定</li> <li>・関係局と関係機関における遺体安置所の運用体制の検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所の運営に必要な資器材の配備</li> <li>・各区における遺体安置所の運用体制の検討・訓練の実施</li> </ul>			

53	事業名	帰宅困難者対策等の推進			所管局	防災、住都	
	事業概要	大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画に基づき、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施するとともに、大雨等の影響により滞留者の発生が懸念されるため、鉄道事業者との連絡や情報発信等の対策の強化をしていきます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		計画の運用等					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の推進</li> <li>・伏見・栄地区都市再生安全確保計画の推進</li> <li>・金山駅周辺地区エリア防災計画の推進</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の推進</li> <li>・伏見・栄地区都市再生安全確保計画の推進</li> <li>・金山駅周辺地区エリア防災計画の推進</li> <li>・大雨等の影響による滞留者対策の強化</li> </ul>				

54	事業名	被災建築物応急危険度判定体制の強化			所管局	防災、住都	
	事業概要	地震により被害を受けた建築物について、余震等による二次災害を防止するために、被災建築物の危険性について応急的に判定する体制を整備・強化する必要があることから、講習会開催の周知などにより被災建築物応急危険度判定士登録者数を増やすとともに、効果的に判定活動を行うための判定資機材等の整備等を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
被災建築物応急危険度判定士の登録者数 2,300人			被災建築物応急危険度判定士の登録者数 3,100人				

55	事業名	非常配備・動員計画の運用・検証				所管局	防災、関係局区
	事業概要	本市における非常配備・動員計画の課題等を検証し、必要に応じて計画等の見直しを行い、非常配備・動員計画の柔軟な運用を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		運用					
		現況			計画目標		
南海トラフ巨大地震の被害想定及び、平成28年熊本地震における課題等を踏まえ、非常配備・動員計画の見直しを実施			災害時に応じた非常配備・動員計画(指定動員含む)を検討し、配備動員に係る研修・訓練を実施				

56	事業名	防災拠点の機能確保				所管局	防災、関係局区
	事業概要	想定最大規模の災害に備え、発災後に災害対応活動が維持できない恐れがある防災拠点について、機能確保に必要な各種方策について随時検証の上、必要に応じて対策を推進します。また、耐震性を満たしていない他施設との合築も含め、機能継続性を確保するための対策を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千種区役所:実施設計・解体工事</li> <li>・南陽支所:基本設計</li> <li>・区長公舎制度の運用</li> <li>・国際会議場:大規模改修に向けた事業者公募</li> <li>・その他機能確保に必要な各種方策の検討及び対策の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・千種区役所:竣工</li> <li>・南陽支所:供用開始</li> <li>・区長公舎制度の運用</li> <li>・国際会議場:供用開始</li> <li>・その他機能確保に必要な各種方策の検討及び対策の実施</li> </ul>				

57	事業名	災害拠点病院の医療機能の充実			所管局	総務	
	事業概要	災害拠点病院である市立大学病院、東部医療センター及び西部医療センターにおいて、災害救助活動にあたる災害派遣医療チーム(DMAT)を充実するとともに、燃料・食料など災害対応備品の維持・更新や災害対応訓練を実施します。また、市立大学病院では災害医療にかかる体制及び施設・設備の強化を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣医療チーム(DMAT)の増強</li> <li>・災害対応備品・設備の維持・更新及び訓練の充実</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣医療チーム(DMAT)の増強</li> <li>・災害対応備品・設備の維持・更新及び訓練の充実</li> <li>・災害医療にかかる体制及び施設・設備の強化(市立大学病院)</li> </ul>				

58	事業名	事業継続における職員 OB との協力体制の運用			所管局	総務	
	事業概要	大規模災害時、長期的な職員の不足が予想されることから、災害時における退職者協力制度を運用し、全庁的に職員 OB を活用できるよう取り組みます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
131人(登録人数)			40人(登録人数)				

59	事業名	被災相談窓口に係る体制強化及び訓練	所管局	ス市			
	事業概要	災害時に設置することが予定されている被災相談窓口について、大規模災害を想定し、体制強化を図るとともに、円滑な運営が行えるよう訓練を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		体制強化の検討及び訓練の実施					
現況			計画目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災相談窓口に係る体制強化の検討</li> <li>災害時コールセンターの立ち上げ訓練の実施</li> <li>災害時用チャットボット立ち上げ訓練及び市民向け訓練の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災相談窓口に係る体制強化の検討</li> <li>災害時コールセンターの立ち上げ訓練の実施</li> <li>災害時用チャットボット立ち上げ訓練及び市民向け訓練の実施</li> </ul>				

60	事業名	大規模小売業者等との協定締結の推進	所管局	経済			
	事業概要	市内備蓄物資では避難生活に必要な物資量が満たせず、国・県・他都市等からの救援物資でもなお必要な物資量を満たせない場合、災害時物資供給協定を締結した事業者からの物品調達を検討することとなるため、幅広い事業者との協定締結を推進していきます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		推進					
現況			計画目標				
42事業者(累計)			44事業者(累計)				

61	事業名	医療関係者との連絡会議の開催	所管局	健福			
	事業概要	発災時に医療救護班員や DHEAT など医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から市と名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等の医療関係者で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制について検討を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		会議開催					
現況			計画目標				
会議開催			会議開催				

62	事業名	災害援護資金貸付金業務の電算システム管理			所管局	健福	
	事業概要	区役所、支所において管理している災害援護資金貸付金業務について、福祉総合情報システムでの管理を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		システム運用	改修	電子申請データを含めたシステム運用			
現況			計画目標				
システム運用の実施			電子申請データを含めたシステム運用の実施				

63	事業名	災害時医薬品等安定供給確保事業			所管局	健福	
	事業概要	災害救助法上の救助実施市として、愛知県の実施する災害時医薬品等安定供給確保事業に参画し、市内医療機関等において災害時に必要となる医薬品、医療機器及び衛生材料の円滑かつ安定した供給の確保のため、卸売業者団体に流通備蓄を委託します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		流通備蓄					
現況			計画目標				
卸売業者団体への委託による医薬品等の流通備蓄			卸売業者団体への委託による医薬品等の流通備蓄				

64	事業名	災害時要援護者名簿システム再構築			所管局	健福	
	事業概要	区役所、保健センター及び支所において管理している障害者や高齢者等の各業務の対象者データを一元的に登録し、その所在を電子地図上で把握することにより、安否確認など災害時支援に利用する災害時要援護者名簿システムについて、システムの老朽化に対応しクラウド化を図るために再構築を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		調査	再構築	再構築後のシステム運用			
現況			計画目標				
災害時要援護者名簿システム再構築の調査			再構築後のシステム運用の実施				

65	事業名	災害対策遺体検案セットの配備				所管局	健福
	事業概要	検案活動を迅速かつ円滑に実施するため、遺体検案セットの維持管理を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		消耗品の更新					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における区内の検案活動の指揮を担う区保健センターに遺体検案セットを配備</li> <li>・使用期限切れ消耗品の更新</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における区内の検案活動の指揮を担う区保健センターに遺体検案セットを配備</li> <li>・使用期限切れ消耗品の更新</li> </ul>				

66	事業名	社会福祉施設等の耐災害性強化対策				所管局	健福、子青
	事業概要	地震や水害の発生時における建物等の倒壊、破損等での人的被害の防止、円滑な避難の確保及び停電・断水時の施設機能の維持のため、社会福祉施設の施設整備等を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		補助実施					
		現況			計画目標		
補助希望事業者等に対し整備補助を実施			補助希望事業者等に対し整備補助を実施				

67	事業名	久屋大通の再生				所管局	住都
	事業概要	栄地区グランドビジョンの実現を図る中で、久屋大通公園の広域避難場所としての防災機能強化を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		久屋大通(北・テレビ塔エリア)の指定管理・ 久屋大通(南エリア)の再整備・栄地区のプロモーション					
		栄バスターミナル(噴水南のりば)跡地 暫定活用			→		
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・久屋大通(北・テレビ塔エリア)の管理運営</li> <li>・久屋大通(南エリア)の事業化準備</li> <li>・栄地区のプロモーション</li> <li>・栄バスターミナル(噴水南のりば)跡地の暫定活用</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・久屋大通(北・テレビ塔エリア)の管理運営</li> <li>・久屋大通(南エリア)の再整備</li> <li>・栄地区のプロモーション</li> </ul>				

68	事業名	民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進				所管局	住都
	事業概要	民間再開発事業による公共貢献施設の活用により、震災発生時において防災備蓄倉庫や帰宅困難者を一時的に収容できる施設等の導入を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		民間再開発の促進					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間再開発の促進</li> <li>・都市再生事業等における防災備蓄倉庫、帰宅困難者収容施設等の導入地区数 12地区(累計)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間再開発の促進</li> <li>・都市再生事業等における防災備蓄倉庫、帰宅困難者収容施設等の導入地区数 13地区(累計)</li> </ul>				

69	事業名	水防活動準備				所管局	緑土
	事業概要	迅速な水防活動ができるように、水防用資機材の確保及び移動ポンプ等の出動体制を整えます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
		実施			実施		

70	事業名	救急出動体制の充実				所管局	消防
	事業概要	119番通報受付から1秒でも早く傷病者のもとに駆け付けることができるよう、効果的な救急隊の運用を行うとともに、傷病者を迅速に医療機関へ収容するため、救急活動の効率化を図る取組を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊の増隊</li> <li>▶累計48隊</li> <li>・救急活動の効率化</li> <li>▶はち丸ネットワークの活用</li> <li>▶ICT(救急隊運用最適化システム)の実用化を検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊の増隊</li> <li>・救急活動の効率化の推進</li> <li>▶ICT活用の検討・実施</li> <li>・効果的な救急隊運用の推進</li> <li>▶救急隊の運用体制の強化</li> </ul>		

71	事業名	救急需要増加緩和策の推進				所管局	消防
	事業概要	救急需要への迅速かつ柔軟な対応を継続するため、救急需要の増加を緩和する取組を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急予防の推進</li> <li>▶高齢者への救急事故防止対策の啓発</li> <li>・救急受診判断を支援する方策の検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な救急予防の推進</li> <li>▶高齢者等への救急事故防止対策の啓発</li> <li>▶熱中症による救急事故防止対策の啓発</li> </ul>		

72	事業名	消防施設の整備				所管局	消防
	事業概要	概ね80年間使用することを目標とした庁舎等の長寿命化を進めるため、施設の性能・機能の向上又は回復等に係る計画的な整備を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンス改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶千種消防署(実施設計)</li> </ul> </li> <li>・リニューアル改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶中川消防署増築(実施設計)</li> <li>▶南消防署(基本調査)</li> <li>▶吹上出張所、白金出張所(工事)</li> <li>▶押切出張所、星崎出張所(実施設計)</li> <li>▶東築地出張所、大森出張所(基本調査)</li> </ul> </li> <li>・構造体耐久性調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶東山出張所、大野木出張所</li> </ul> </li> <li>・改築 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶南陽出張所の移転改築(実施設計)</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶改修完了 5か所</li> </ul> </li> <li>・出張所(本部機動部隊含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>▶改修完了 8か所(個室化完了)</li> <li>▶移転改築 1か所</li> </ul> </li> </ul>				

73	事業名	消防・救助体制の充実強化				所管局	消防
	事業概要	南海トラフ地震を含め、多様化・複雑化する災害に的確に対応するため、消防機械器具の充実・機能強化を図るほか、消防団及び関係機関との連携強化を実施するとともに、消防学校における教育体制を強化します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両の更新 17両</li> <li>・消防隊・消防団の連携訓練の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両等の更新 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶車両 139両(5か年)</li> <li>▶航空機 1機</li> <li>▶消防艇 1艇</li> </ul> </li> <li>・消防隊・消防団の連携訓練の実施</li> </ul>				

74	事業名	総合防災情報システムの充実			所管局	消防	
	事業概要	総合防災情報システムの充実を図り、安定した運用を維持するため、消防業務の根幹をなす指令管制システムや、現場活動での円滑な通信を確保するための消防救急デジタル無線設備の更新などを実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指令管制システムの更新 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶詳細設計に基づくシステム開発</li> <li>▶更新工事着工</li> </ul> </li> <li>・消防救急デジタル無線の更新(基本調査)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・指令管制システムの更新完了</li> <li>・消防救急デジタル無線の更新完了</li> </ul>				

2-4 避難生活・生活再建支援体制の強化

75	事業名	オープンスペース利用計画の検証			所管局	防災	
	事業概要	災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置き場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースの利用計画を検証し、必要に応じて見直しを行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
訓練等を通じて計画を検証			<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害にも対応したオープンスペース利用計画の改定</li> <li>・必要に応じて候補地情報の更新</li> <li>・訓練等を通じた計画の検証</li> </ul>				

76	事業名	災害救助に係る連絡調整			所管局	防災	
	事業概要	災害救助法に基づく救助実施市として、大規模災害時に円滑かつ迅速な救助を行うため、県、民間団体(住宅・輸送・医療)等との連携強化を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市災害救助基金の積立</li> <li>・災害救助法に係るマニュアルの作成</li> <li>・愛知県災害救助連絡調整会議への参加</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法等担当者全国会議、救助実施市・包括県等広域連絡会議、愛知県災害救助連絡調整会議への参加</li> <li>・県の災害救助法物資配分チームの設置、運営訓練への参加</li> </ul>				

77	事業名	災害救助用物資の備蓄			所管局	防災	
	事業概要	避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を充実させます。また、更新する備蓄物資を活用し、イベントや訓練等において家庭内備蓄率向上を図るため、市民に対し啓発します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・食糧約175万食 ・毛布約34万3千枚			・食糧約185万食 ・毛布約37万2千枚				

78	事業名	受援計画の検証			所管局	防災	
	事業概要	国及び他自治体からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援計画を検証し、必要に応じて見直しを行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・訓練等を通じて計画を検証 ・総務省において、南海トラフ地震アクションプランを策定中			・南海トラフ地震アクションプランを受援計画へ反映 ・必要に応じて受援対象業務等を検証 ・関係機関と連携した訓練の実施				

79	事業名	要配慮者の避難場所の充実			所管局	防災、健福、区	
	事業概要	避難所の通常の居住スペースでは生活に支障がある要配慮者の方に避難生活を送っていただく福祉避難スペースを周知するとともに、避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所について、事業所に協力を呼び掛け、実施か所数の増加を図るなど、要配慮者の避難場所の充実を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		か所数増への取組					
		現況			計画目標		
224か所			実施か所数の増				

80	事業名	指定避難所における良好な生活環境の確保			所管局	防災、関係局区	
	事業概要	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府)」や社会情勢等を踏まえ、円滑な避難所運営の支援及び避難所生活が長期化した場合を見据えた避難所の質の向上に向けた取組を検討、推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		検討・推進					
現況			計画目標				
・物資の分散備蓄 ・感染症対策 ・電源及び通信環境の確保			避難所の質の向上に向けた取組を検討、推進				

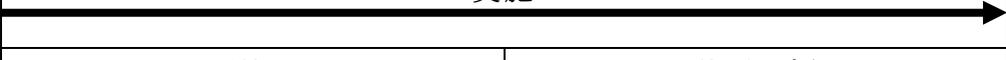
81	事業名	災害対策住民リストの整備			所管局	ス市	
	事業概要	災害時に必要とされる住民情報を確保するため、住民リストを整備します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備					
現況			計画目標				
災害対策住民リストの整備			災害対策住民リストの整備				

82	事業名	指定避難所等のトイレ改修			所管局	ス市	
	事業概要	指定避難所等であるスポーツ施設において、災害時に要配慮者をはじめとした避難者が円滑にトイレを利用できるよう、トイレの洋式化及びバリアフリー化を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
実施率73.3%			実施率100%				

83	事業名	災害用トイレの備蓄				所管局	環境
	事業概要	災害発生時に指定避難所の給排水ができない場合等に備え、避難者が円滑にトイレを利用できるよう、災害用トイレの備蓄を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		指定避難所の増加等への対応					
						簡易パック式トイレの更新	
		現況			計画目標		
100% (必要備蓄数の確保)			100% (必要備蓄数の確保)				

84	事業名	市民・事業者との協働による災害時のエネルギー確保			所管局	環境	
	事業概要	走行時に排出ガスを出さないZEV(電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車)等の導入を促進し、災害時には、市民・事業者の協力のもと、当該車両等を分散型電源として活用し、エネルギーを供給します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		導入促進					
現況			計画目標				
EV・FCV・PHV に対して補助を実施			EV・FCV・PHV に対して補助を実施				

85	事業名	災害時医薬品配送体制整備支援			所管局	健福	
	事業概要	愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業により医薬品を備蓄する医薬品卸売販売業者を対象として、水害や道路の寸断等により平常時の配送手段では困難となる場合を想定した円滑な医薬品の配送体制の整備や研究を支援します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
実施検討			実施				

86	事業名	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備			所管局	住都	
	事業概要	応急仮設住宅の速やかな着工を図るため、新たな建設候補地について、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管するとともに、既存応急仮設住宅建設候補地台帳を更新します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅配置計画図の作成・保管</li> <li>・既存の応急仮設住宅建設候補地台帳の更新</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅配置計画図の作成・保管</li> <li>・既存の応急仮設住宅建設候補地台帳の更新</li> </ul>				

87	事業名	被災宅地危険度判定体制の強化			所管局	住都	
	事業概要	大地震等による災害発生時に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、2次災害を軽減、防止します。その被害状況の判定を行う判定士を養成し、登録者数を確保することにより、被災宅地危険度判定体制を強化します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
被災宅地危険度判定士登録者数 90名			被災宅地危険度判定士登録者数 90名				

88	事業名	河川台帳の調製				所管局	緑土
	事業概要	災害による堤防等の被害に対し早期復旧できるよう、河川区域や河川施設等を取りまとめた河川台帳を調製します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		調製					
現況			計画目標				
完了35河川(累計)			完了41河川(累計)				

89	事業名	公園トイレの洋式化				所管局	緑土
	事業概要	災害時の避難場所となる公園において、避難者が円滑にトイレを利用できるように、トイレの洋式化を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
186ブース(累計)			333ブース(累計)				

90	事業名	世界座標データと道路台帳平面図を統合するデジタルデータの公開				所管局	緑土
	事業概要	災害時に、ライフラインの早期復旧や街区の復元を可能とするため、世界共通の位置情報である世界座標データと道路台帳平面図を統合するデジタルデータを公開します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施・公開					
現況			計画目標				
道路台帳平面図のデジタルデータ化 8.4%			道路台帳平面図のデジタルデータ化 100%				

91	事業名	学校施設の整備				所管局	教育
	事業概要	学校施設の新增改築、老朽化対策及び機能向上を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
リニューアル改修、学校トイレの環境改善等を実施			実施				

92	事業名	学校体育館空調設備の整備				所管局	教育
	事業概要	小学校全校の体育館に空調設備を整備します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備					
		現況			計画目標		
空調未整備(小学校)259校			小学校全校整備完了				

93	事業名	指定避難所の給排水機能の確保				所管局	教育
	事業概要	主要な指定避難所である市立小中学校において、震災時に給排水機能が確保できるよう、学校敷地内における埋設給排水管の改修を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
13校実施			60校実施(5か年)				

### 方針3：災害に強いまちづくりの推進【行政による都市基盤の整備等】

#### ア 主な指標の現状と目標

主 な 指 標	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)	事業 番号
市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業における事業の推進地区数	4地区	4地区	97
堀川の整備率(63mm/h 降雨対応率)	48%	57%	103
公園内がけ崩れ危険箇所の対策実施箇所数(累計)	対策済24箇所	対策済28箇所	106
農業用水路の改良延長(累計)	11.5km	17.2km	108
排水路の改良延長(累計)	97.3km	134.3km	109
緊急輸送道路等の事業実施延長	11.2km	13.5km (累計)	119
街路樹の撤去数	2,000本 (5か年)	1,500本 (5か年)	120
耐震補強完了橋りょう数	事業中5橋	17橋	121
耐震改築完了橋りょう数	事業中3橋	3橋	121
定期点検で早期措置と診断された橋りょうの補修等に着手した割合	50%	100%	122
緊急輸送道路における電線類の地中化着手延長(累計)	95.9km	107.4km	124
「名古屋市上下水道経営プラン2028」における配水管の耐震化延長	510km (5か年)	510km (5か年)	129
「名古屋市上下水道経営プラン2028」における下水管の耐震化延長	225km (5か年)	225km (5か年)	133

イ 個別事業の内容

3-1 「命を守る」都市基盤の整備

94	事業名	アスベストの飛散防止				所管局	環境
	事業概要	アスベストが使用されている市有建築物について措置状況を調査するとともに、施設の状況に応じて除去を進めるほか、民間を含めたアスベスト使用建築物の情報の把握や所有者への啓発を行います。また、被災時には建築物に使用されたアスベストの露出状況の確認や環境測定などを実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		情報提供、情報収集等					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストが使用されている市有建築物の現状調査と現状に応じた除去等の実施</li> <li>・マニュアルに基づいた職員への教育・訓練の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストが使用されている市有建築物の現状調査と現状に応じた除去等の実施</li> <li>・マニュアルに基づいた職員への教育・訓練の実施</li> </ul>				

95	事業名	市営住宅等の維持管理				所管局	住都
	事業概要	市営住宅等の改善事業等の推進により、市営住宅等の耐震対策や老朽化対策を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		市営住宅等の維持管理					
		現況			計画目標		
維持管理実施			維持管理実施				

96	事業名	市営住宅の耐震対策				所管局	住都
	事業概要	大規模地震による被害の軽減を図るため、市営住宅の建替等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
		94%			100%		

97	事業名	市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の推進			所管局	住都	
	事業概要	老朽家屋が密集し公共施設の整備が遅れている大曽根北地区はじめ4地区において、土地区画整理事業により宅地の利用増進や公共施設の整備改善をすすめるとともに、筒井地区においては、住宅市街地総合整備事業の合併施行により、老朽住宅の除却を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		推進					
現況			計画目標				
		事業の推進 4地区			事業の推進 4地区		

98	事業名	集約連携型まちづくりの推進				所管局	住都
	事業概要	集約連携型都市構造の実現に向け、鉄道駅周辺への必要な拠点施設の立地誘導や、届出制度の活用等による災害リスクなどの地域の状況に応じた居住の誘導を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		継続実施					
現況			計画目標				
		推進			推進		

99	事業名	名古屋港の防災機能強化			所管局	住都	
	事業概要	地震・津波に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、耐震強化岸壁の整備・機能強化による名古屋港の防災機能強化を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		促進 					
		現況			計画目標		
・防潮壁の液状化対策の実施 ・耐震強化岸壁の機能強化の実施			・防潮壁の液状化対策の実施 ・耐震強化岸壁の機能強化の実施				

100	事業名	盛土等の安全対策推進に係る調査			所管局	住都	
	事業概要	盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な調査を実施・検討します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		調査・検討 					
		現況			計画目標		
実施			実施				

101	事業名	市有建築物の耐震対策			所管局	住都、関係局	
	事業概要	施設所管局と連携を図り、耐震改修促進計画に基づく市有建築物(市営住宅を除く)等の耐震化を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
耐震改修促進計画に基づく市有建築物(市営住宅を除く)の耐震化率約99%(累計)			耐震改修促進計画に基づく市有建築物(市営住宅を除く)の耐震化率100%(累計)				

102	事業名	市有建築物の天井等落下防止対策			所管局	住都、関係局	
	事業概要	耐震改修促進計画に基づき、施設所管局と連携を図り、対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
実施			実施				

103	事業名	河川の整備			所管局	緑土	
	事業概要	浸水被害の軽減を図るため、1時間63mmの降雨を安全に流下させる河川改修等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備					
		現況			計画目標		
堀川の整備率 48% (63mm/h 降雨対応率)			堀川の整備率 57% (63mm/h 降雨対応率)				

104	事業名	河川・水路等の維持管理			所管局	緑土	
	事業概要	河川等の堆積土のしゅんせつや樹木伐採を始めとし、破損箇所の修繕やスクリーンの清掃、除草などの適切な維持管理を行うことで、施設が本来有する治水機能を維持し、浸水被害の軽減に努めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
維持管理			維持管理				

105	事業名	河川・排水施設等の耐震化				所管局	緑土
	事業概要	南海トラフ地震を始めとする地震・津波に備えるため排水施設の耐震化等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大江川の地震・津波対策 実施</li> <li>・ポンプ所の耐震化 実施</li> <li>・排水路の耐震化 実施</li> <li>・ため池の改良 実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大江川の地震・津波対策 実施</li> <li>・ポンプ所の耐震化 完了</li> <li>・排水路の耐震化 実施</li> <li>・ため池の改良 完了</li> </ul>				

106	事業名	公園内のがけ崩れ危険箇所対策				所管局	緑土
	事業概要	公園内のがけ崩れの恐れがある箇所について、対策工事を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備					
		現況			計画目標		
対策済 24箇所(累計)			対策済 28箇所(累計)				

107	事業名	土地改良区の排水機場の維持管理事業				所管局	緑土
	事業概要	農用地のみならず地域全体における豪雨時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす土地改良区所管の排水機場の維持修繕に対して、愛知県と連携し支援を継続していきます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
支援の実施			支援の実施				

108	事業名	農業用水路の改良			所管局	緑土	
	事業概要	農用地のみならず地域全体における豪雨時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす市街化調整区域にある土地改良区所管の農業用水路について、改良を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		改良					➔
		現況			計画目標		
農業用水路の改良延長 11.5km(累計)			農業用水路の改良延長 17.2km(累計)				

109	事業名	排水路の改良・補修			所管局	緑土	
	事業概要	排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じ機能向上を含め、計画的に改良・補修を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					➔
		現況			計画目標		
排水路の改良延長 97.3km(累計)			排水路の改良延長 134.3km(累計)				

110	事業名	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理			所管局	緑土	
	事業概要	ポンプ施設等の点検、修繕等の維持修繕及び運転管理を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					➔
		現況			計画目標		
維持管理			維持管理				

111	事業名	ポンプ施設の更新・整備				所管局	緑土
	事業概要	ポンプ施設の計画的な維持管理のため、設備の特性に応じた時期に更新・整備を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
	ポンプ施設の更新・整備			ポンプ施設の更新・整備			

112	事業名	ポンプ施設の耐水化				所管局	緑土
	事業概要	河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性があるポンプ所及び排水機場の機能を確保するため、耐水化を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
	ポンプ所及び排水機場の耐水化整備中			ポンプ所及び排水機場の耐水化整備完了 5か所			

113	事業名	小中学校等における非構造部材の防災対策				所管局	教育
	事業概要	小中学校等の指定避難所となる市有施設において、窓ガラス飛散防止をはじめとした非構造部材の耐震対策を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
	窓ガラス飛散防止等を実施			実施			

114	事業名	下水道による浸水対策			所管局	上下	
	事業概要	「名古屋市総合排水計画」に基づき、市全域で1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対して床上浸水のおおむね解消を目指して施設整備を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		整備					→
		現況		計画目標			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中川運河上流地域の雨水調整池、ポンプ所の整備 整備中</li> <li>・改築・更新にあわせた下水管や雨水ポンプの能力増強</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中川運河上流地域の雨水調整池、ポンプ所の整備 整備完了</li> <li>・改築・更新にあわせた下水管や雨水ポンプの能力増強(名古屋市上下水道経営プラン2028におけるR6~10見通し)</li> </ul>			

115	事業名	排水ポンプ施設の改築			所管局	上下	
	事業概要	老朽化した排水ポンプ施設を改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					→
		現況		計画目標			
		実施		実施 (名古屋市上下水道経営プラン2028におけるR6~10見通し)			

116	事業名	公共施設における雨水流出抑制の推進			所管局	上下、関係局区	
	事業概要	雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、公共施設に対し雨水流出抑制施設の設置を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		設置					→
		現況		計画目標			
		実施		実施 (名古屋市上下水道経営プラン2028におけるR6~10見通し)			

117	事業名	地下鉄構造物の耐震対策			所管局	交通	
	事業概要	東日本大震災を踏まえ、安全性を高め、地震発生後に早期復旧を図ることができるよう、耐震補強を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
耐震補強工事の実施			耐震補強の完了				

3-3 迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備

118	事業名	民間鉄道施設の耐震化の促進				所管局	住都
	事業概要	大規模地震時における鉄道利用者、鉄道網及び緊急輸送道路等の安全を確保するため、民間鉄道施設の耐震化を促進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		促進					
		現況			計画目標		
促進			促進				

119	事業名	緊急輸送道路等の整備				所管局	住都、緑土
	事業概要	迅速かつ円滑な災害対応を行うための道路網の形成や強化を図る整備を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
実施 11.2km			実施 13.5km(累計)				

120	事業名	街路樹の適切な維持管理				所管局	緑土
	事業概要	倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹について、暴風時の応急活動への影響を考慮し、適切な維持管理を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化、不健全な街路樹の撤去 2,000本(5か年)</li> <li>・街路樹を健全に保つための剪定 119,000本(5か年)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化、不健全な街路樹の撤去 1,500本(5か年)</li> <li>・街路樹を健全に保つための剪定 119,000本(5か年)</li> </ul>				

121	事業名	橋りょうの耐震化				所管局	緑土
	事業概要	災害発生時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・耐震補強 事業中5橋 ・耐震改築 事業中3橋			・耐震補強 完了17橋 ・耐震改築 完了 3橋				

122	事業名	橋りょうの老朽化対策				所管局	緑土
	事業概要	災害時に迅速かつ安全な避難行動や救助活動が確実にできるよう、橋りょうの補修等を計画的に実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
定期点検で早期措置と診断された橋りょうの補修等に着手した割合 50%			定期点検で早期措置と診断された橋りょうの補修等に着手した割合 100%				

123	事業名	側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施				所管局	緑土
	事業概要	降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、側溝等の新設・改良・修繕や車道清掃・側溝しゅんせつ等を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・側溝等の新設や修繕等の実施 ・車道清掃や側溝しゅんせつ等の実施			・側溝等の新設や修繕等の実施 ・車道清掃や側溝しゅんせつ等の実施				

124	事業名	電線類の地中化				所管局	緑土
	事業概要	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化のため、電線共同溝等による電線類の地中化を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
緊急輸送道路の着手延長 95.9km(累計)			緊急輸送道路の着手延長 107.4km(累計)				

125	事業名	道路の維持補修				所管局	緑土
	事業概要	災害発生時に迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、舗装道及び道路附属物等の計画的な点検及び修繕を着実に実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
・舗装道補修の実施 ・道路附属物等の維持補修の実施			・舗装道補修の実施 ・道路附属物等の維持補修の実施				

3-4 避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備

126	事業名	地盤沈下状況の把握			所管局	環境	
	事業概要	一級水準測量を行うとともに、地下水位や地盤収縮量の観測を行い、地盤沈下の状況について把握し、その結果を毎年公表します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
地盤沈下状況の把握及び結果の公表			地盤沈下状況の把握及び結果の公表				

127	事業名	復興イメージトレーニング			所管局	住都	
	事業概要	現行の体制・制度で復興時に課題となることを明らかにし、復興課題について議論するとともに、被災後の復興を支える人材を育成するため、職員を対象として市街地復興の視点から復興のシナリオを描く復興イメージトレーニングを実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
実施			実施				

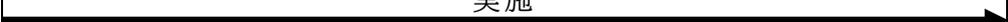
128	事業名	水道基幹施設の耐震化			所管局	上下	
	事業概要	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、取水場や浄水場などの基幹施設の更新にあわせて耐震化を計画的に進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水池の耐震化 整備中</li> <li>・導水管の耐震化 整備中</li> <li>・送水幹線の耐震化 整備中</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水池の耐震化 整備完了</li> <li>・導水管の耐震化 整備中</li> <li>・送水幹線の耐震化 整備完了</li> <li>(名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)</li> </ul>				

129	事業名	配水管の耐震化				所管局	上下
	事業概要	地震発生時においても水道水の供給を確保できるよう、配水管の更新にあわせて耐震化を計画的に進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
配水管の耐震化 510km (5か年)			配水管の耐震化 510km (5か年) (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

130	事業名	下水道基幹施設の耐震化				所管局	上下
	事業概要	地震発生時においても下水道機能を確保するため、水処理センターやポンプ所などの基幹施設の改築等にあわせて耐震化を計画的に進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
整備中			整備完了 3か所 (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

131	事業名	下水道基幹施設の停電対策				所管局	上下
	事業概要	長時間の停電時にも水処理センターやポンプ所の機能を確保するため、非常用発電設備を増強するなど停電対策を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
整備中			整備完了 3か所 (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

132	事業名	下水道基幹施設の耐水化			所管局	上下	
	事業概要	河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性がある水処理センターやポンプ所の機能を確保するため、東海豪雨相当の浸水への対策からさらなる耐水化を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
整備中			整備完了 6か所 (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

133	事業名	下水管の耐震化			所管局	上下	
	事業概要	地震発生時においても下水道機能を確保するため、下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶ下水管などの重要な下水管について、優先的に耐震化を進めます。また、液状化が想定される区域のマンホールについて、浮上防止対策を進めます。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
現況			計画目標				
下水管の耐震化 225km (5か年)			下水管の耐震化 225km (5か年) (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

## 方針4：防災人材育成の推進【普及啓発・教育、訓練・研修】

### ア 主な指標の年間目標

主 な 指 標	年間目標	事業 番号
区本部運営等に係る研修・訓練の実施	全区	135
港防災センターの利用者数	65,000人	140
各区総合水防訓練の実施	全区	143
各区総合防災訓練の実施	全区	144
災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数	80人	147
災害時の外国人支援に関する研修の参加者数	100人	151
医療救護所設置訓練の実施	全区	155
市立小中特別支援学校における避難訓練や引き取り訓練などの防災教育の実施	100%	169
市民の防災意識を高める講座・事業の実施	全区	170

イ 個別事業の内容

134	事業名	各種媒体を活用した戦略的な普及啓発			所管局	防災	
	事業概要	広く市民の防災意識向上を図り、災害に対する備えを促進させるため、各種防災啓発媒体やSNS、市公式ウェブサイト等、様々な媒体を活用し、ターゲットや時節等を捉えた戦略的かつ効果的な普及啓発を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・防災活動媒体の作成・活用 ・X(旧:Twitter)、Facebook等 を活用した普及啓発の実施			・防災啓発媒体の作成・活用 ・X(旧:Twitter)、Facebook等 を活用した普及啓発の実施				

135	事業名	災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練			所管局	防災	
	事業概要	大規模災害時における災害対応を円滑に行うため、災害対応の知見を有する外部コンサルタントや外部講師を活用し市本部・区本部に係る研修・訓練の内容の充実化を図るとともに研修の対象職員を拡充します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・階層別職員研修の実施 ・市災害対策本部運営訓練の実施 ・区本部運営等に係る研修・訓練 (区長向け防災研修を含む)の実施			・階層別職員研修の実施 ・幹部研修の実施 ・本部室要員研修の実施 ・市本部・区本部運営訓練の実施				

136	事業名	市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発			所管局	防災	
	事業概要	市民の防災意識向上を図り、災害に対する備えを促進するため、本市や各種団体が開催する防災に関するイベントや地域の防災訓練等、様々な機会を捉えた普及啓発を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災講演会及び防災イベントの開催・参画</li> <li>・イベント等での防災啓発媒体を活用した普及啓発</li> <li>・地域の防災訓練等での普及啓発</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災講演会及び防災イベントの開催・参画</li> <li>・イベント等での防災啓発媒体を活用した普及啓発</li> <li>・地域の防災訓練等での普及啓発</li> </ul>				

137	事業名	戦略的な防災人材育成事業			所管局	防災	
	事業概要	地域防災力・災害対応力の向上を図るため、名古屋市防災人材育成方針を踏まえ、毎年度策定する防災人材育成計画に基づき、戦略的に防災人材育成事業を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		推進					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災人材育成計画の策定</li> <li>・防災人材育成事業の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災人材育成計画の策定</li> <li>・防災人材育成事業の実施</li> </ul>				

138	事業名	被災地派遣職員等による講演			所管局	防災	
	事業概要	市民等の防災意識向上を図るため、本市が「行政丸ごと支援」を行っている岩手県陸前高田市などの被災地に派遣されていた職員や現地語り部等による講演を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
講演の実施			講演の実施				

139	事業名	防災表彰			所管局	防災		
	事業概要	本市が進める防災施策に貢献し又は功績のあった個人・団体に対し、市長表彰状又は市長感謝状の贈呈を行い、その功績を讃えるとともに、市民等の防災意識の一層の高揚を図ります。						
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		実施						➔
		現況			計画目標			
表彰式の実施			表彰式の実施					

140	事業名	港防災センターにおける普及啓発			所管局	防災		
	事業概要	市民の防災意識向上を図り、災害に対する備えを促進するため、港防災センターにおける展示、イベント、講座、ワークショップ等により、防災意識の普及啓発を実施します。						
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		実施						➔
		現況			計画目標			
利用者数42,567人 (令和4年度)			利用者数65,000人 (年間)					

141	事業名	港防災センターの機能強化			所管局	防災		
	事業概要	港防災センターについて、想定最大規模の風水害や南海トラフ地震の切迫度の上昇を踏まえ、展示内容の充実を図るとともに、実践的な防災訓練や人材育成の研修等ができる総合的な防災啓発・人材育成の拠点施設としての役割を果たせるよう、機能強化に向けてあり方の検討を進めていきます。						
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		実施						➔
		現況			計画目標			
港防災センターの機能強化に向けた検討			港防災センターの機能強化に向けた検討					

142	事業名	長期湛水に対する復旧・復興体制の強化			所管局	防災、関係局	
	事業概要	津波や風水害に伴う長期湛水被害に対して、早期の復旧・復興に向けて国等との連携強化を図るとともに、復旧・復興体制の強化をするために訓練等を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
訓練等を実施			訓練等を実施				

143	事業名	各区総合水防訓練			所管局	防災、区	
	事業概要	集中豪雨や台風などによる内水氾濫、洪水、土砂災害等の様々な被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を全市一斉で実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
水防訓練の実施			訓練を通じて集中豪雨や台風等の出水期に対する防災態勢の強化を図るとともに、地域住民に対し、風水害に関する知識の普及啓発を実施				

144	事業名	各区総合防災訓練			所管局	防災、区	
	事業概要	防災関係機関や事業者などとの協力・連携のもと、地震、津波、土砂災害等の様々な被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を全市一斉で実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
防災訓練の実施			訓練を通じて地震災害に対する防災態勢の強化を図るとともに、地域住民に対し、震災への備えや知識の普及啓発を実施				

145	事業名	職員の健康管理・メンタルヘルスにかかる教育・啓発			所管局	総務	
	事業概要	大規模災害発生時において、職員は心身ともに非常に困難な状況下で、かつ、長期に亘って災害対応に従事することが想定されるため、職員に対して健康管理・メンタルヘルスにかかる教育・啓発を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					➔
		現況			計画目標		
20回／年度			20回／年度				

146	事業名	家屋被害調査研修の実施			所管局	財政	
	事業概要	大規模災害時には、被災家屋が膨大な数に上ることが想定され、多くの職員が家屋被害調査に従事することが求められることから、家屋被害調査の基本的な知識の取得と大規模災害に対する意識の向上を目的とした研修を実施し、有事の備えとします。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		研修実施					➔
		現況			計画目標		
100% (市税事務所の全職員が毎年度1回は研修を受講)			100% (市税事務所の全職員が毎年度1回は研修を受講)				

147	事業名	災害ボランティアコーディネーター養成講座			所管局	ス市	
	事業概要	全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結び付ける災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を実施します。さらに、災害ボランティアコーディネーターのスキルアップのため、過去の受講者へのフォローアップを行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					➔
		現況			計画目標		
修了者数1,710人(累計)			修了者数2,110人(累計)				

148	事業名	災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練			所管局	ス市	
	事業概要	市民活動団体、社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	実施			実施			

149	事業名	男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発			所管局	ス市	
	事業概要	男女平等の視点から考える防災について広く意識啓発を行い、避難所運営などの災害対応の場において、男女平等参画の視点を持って自ら主体的に行動できる人を、男女とも増やすことを目指します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	男女平等参画推進センター等で男女平等の視点から考える防災について意識啓発を実施			男女平等参画推進センター等で男女平等の視点から考える防災についての意識啓発を実施			

150	事業名	外国人防災啓発事業			所管局	観文	
	事業概要	外国人住民に対し、日本の災害についての情報や、災害時の身の守り方など、防災や災害についての基本的な知識を提供するための啓発事業を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	事業実施			事業実施			

151	事業名	災害時の外国人支援に関する研修			所管局	観文	
	事業概要	外国人は、言葉の壁によって、災害時に必要な情報・支援を得ることが困難な場合が多いため、外国人をサポートするボランティアや関係団体等の職員のスキルアップを目的とした研修を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
研修の実施 年間100名			研修の実施 年間100名				

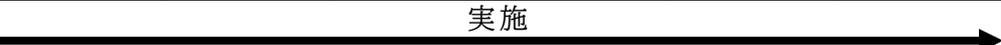
152	事業名	災害廃棄物処理に係る訓練			所管局	環境	
	事業概要	大規模災害の発生時に、災害廃棄物処理計画を有効に活用して災害廃棄物処理を的確に実施することができるよう、平常時から職員への研修・訓練を継続的に実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		研修会等への参加、訓練の実施 					
		現況			計画目標		
・研修会等への参加 ・訓練の実施			・研修会等への参加 ・訓練の実施				

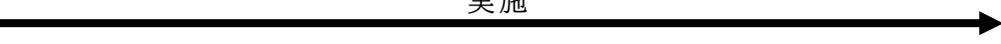
153	事業名	有害物質保管状況等点検訓練			所管局	環境	
	事業概要	事業者が化学物質による災害事故を未然防止する意識を持ち、併せて災害事故発生時に迅速な情報伝達ができるようにするため、対象事業所における有害物質関連施設の点検と情報伝達の訓練を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		訓練実施 					
		現況			計画目標		
訓練の実施 (参加事業場数:11事業場)			訓練の実施 (参加事業場数:11事業場)				

154	事業名	医療機関の情報収集等に関する研修			所管局	健福	
	事業概要	保健センター職員に対し、発災時における医療機関の情報収集等に関する研修・訓練を実施することで、防災人材の育成を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		研修・訓練実施					
現況			計画目標				
研修・訓練実施			研修・訓練実施				

155	事業名	医療救護所等運営体制の充実			所管局	健福	
	事業概要	名古屋市医師会等が各区において実施する医療救護所設置訓練や市とDMAT等関係機関間で実施する訓練を通じて課題の検証を行い、災害時に必要となる備品の充実や関係機関との連携強化を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		検証・整備					
現況			計画目標				
訓練実施			訓練実施				

156	事業名	災害時におけるお薬手帳の意義の啓発			所管局	健福	
	事業概要	発災後に受診が必要な時に、お薬手帳により服薬履歴等の情報を自身で所有することの意義を啓発します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等における啓発ポスターの掲示</li> <li>啓発リーフレットを各区総合防災訓練等で配布</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等における啓発ポスターの掲示</li> <li>啓発リーフレットを各区総合防災訓練等で配布</li> </ul>				

157	事業名	災害時のこころの健康に関する研修			所管局	健福	
	事業概要	大規模災害時に DPAT を円滑に機能させるとともに、精神保健福祉センターや保健センターが災害時こころの電話相談等の災害時精神保健福祉相談を適切に実施できるよう研修を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
災害時精神保健福祉相談を行うための研修を実施			災害時精神保健福祉相談を行うための研修を実施				

158	事業名	名古屋市ペットの災害対策ガイドラインに基づく啓発の推進			所管局	健福	
	事業概要	ペットの飼主に対し、平常時からの備えの必要性や、ペットとの同行避難等の災害発生時取るべき行動について、ガイドラインに基づく啓発を行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施 					
		現況			計画目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットとの同行避難訓練を実施</li> <li>・啓発リーフレット等の活用や防災教室の実施により、平常時からの備えや災害時取るべき行動について周知</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットとの同行避難訓練を実施</li> <li>・啓発リーフレット等の活用や防災教室の実施により、平常時からの備えや災害時取るべき行動について周知</li> </ul>				

159	事業名	被災者の健康保持のための啓発			所管局	健福	
	事業概要	避難生活で発症しやすい感染症や生活不活発病等の予防方法、健康状態に応じた平常時からの備え等の啓発を行うとともに、災害発生時に被災者への健康支援を円滑に行うことができるよう、保健師等を対象とした災害対応能力向上のための研修を行います。					
	事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
・市民への啓発、研修等の実施 ・令和4年3月改定「災害時保健師活動マニュアル」の活用			・市民への啓発、研修等の実施 ・「災害時保健師活動マニュアル」の活用				

160	事業名	避難所における食中毒予防のための啓発			所管局	健福	
	事業概要	発災時における食中毒を防ぐため、平常時から避難所における食中毒予防対策の普及啓発を実施します。					
	事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
避難所運営の関係者や市民に対し、リーフレット等を用いた啓発を実施			避難所運営の関係者や市民に対し、リーフレット等を用いた啓発を実施				

161	事業名	保育所入所児童の保護者への防災教育			所管局	子青	
	事業概要	保育所が、入所児童の保護者に対し、「園だより」などを活用した防災教育の向上につながる情報の提供や、児童の避難訓練への参加の呼びかけを行うことにより、保育所入所児童の保護者への防災教育を推進します。					
	事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
保護者に対し、防災にかかる情報提供及び避難訓練への参加の呼びかけを実施			保護者に対し、防災にかかる情報提供及び避難訓練への参加の呼びかけを実施				

162	事業名	保育所入所児童への防災教育			所管局	子青	
	事業概要	保育所入所児童に対し、保育所における危機管理のマニュアルに基づき、津波や火災などさまざまな場面を想定し、避難訓練や待機・引き取り訓練等を実施し、防災教育を推進します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	保育所入所児童に対し、避難及び消火に対する訓練を実施			保育所入所児童に対し、避難及び消火に対する訓練を実施			

163	事業名	避難所建物の応急対応防災訓練			所管局	住都	
	事業概要	発災後、区本部依頼の避難所を速やかに応急危険度判定するため、職員による定期的な応急危険度判定訓練を実施するとともに、避難所(被災建築物)の応急措置連携訓練などを実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	実施			実施			

164	事業名	緊急輸送道路等の応急対策実務に関する合同訓練の実施			所管局	緑土	
	事業概要	緊急輸送道路等の応急復旧活動を円滑に行い、協力事業者との協定の実効性を確保します。併せて「名古屋市道路啓開計画」を深化していくため、関係機関との合同防災訓練を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
	合同防災訓練の実施			合同防災訓練の実施			

165	事業名	土木事務所の防災体制の維持・強化			所管局	緑土	
	事業概要	近年、豪雨等により多発する水害や本市でも発生が懸念されている大規模地震に備えるため、道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所において、関係機関等と防災訓練を実施するとともに、得た課題を踏まえてマニュアル等の見直しを実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
		現況			計画目標		
・防災訓練の実施 ・マニュアル等の見直し			・防災訓練の実施 ・マニュアル等の見直し				

166	事業名	愛知県博物館協会の災害発生時における支援活動要領に基づく災害対策訓練			所管局	教育	
	事業概要	南海トラフ地震をはじめ今後発生する恐れがある大規模災害に備え、愛知県博物館協会加盟館が定めた文化財レスキュー体制に基づく訓練を継続して行います。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		非常連絡訓練の実施・非常連絡訓練システムの改訂 ・被災情報報告内容の改訂					
		ブロック代表館の改訂					
現況			計画目標				
加盟館80%が安否確認サービスに参加			加盟館全館の安否確認サービスへの参加				

167	事業名	自然災害に関する歴史的文献の調査・公開			所管局	教育	
	事業概要	名古屋市の自然災害の歴史等を市民が学ぶ機会を確保するため、鶴舞中央図書館等に所蔵の自然災害に関する歴史的文献が含まれる貴重書をデジタル化し、インターネット上で公開するため、貴重書を調査します。(第2期/全7期)					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		調査					
現況			計画目標				
貴重書の調査率58%(累計) (第1期・第2期合計)			・貴重書の調査率100%(累計) (第1期・第2期合計) ・全7期に占める調査率21.9%				

168	事業名	児童・生徒の保護者の防災意識の啓発			所管局	教育	
	事業概要	児童・生徒が「なごやっ子防災ノート」を活用して学習した防災知識等を自宅に持ち帰り、保護者に伝え、話し合うことにより保護者の防災意識の啓発を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
100%(単年度達成度)			100%(単年度達成度)				

169	事業名	児童・生徒への防災教育			所管局	教育	
	事業概要	児童・生徒の防災に対する意識を高め、地域の危険個所や避難場所等を把握させるなど、家庭とも連携した防災教育を推進するために、「なごやっ子防災ノート」を作成し、児童・生徒に配付するとともに、津波や大規模火災などさまざまな場面を想定し、児童・生徒の待機・引き取り訓練等の実践的な防災訓練を実施します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		「なごやっ子防災ノート」の小1・小4・中1全員への配付 全小中特別支援学校での防災訓練の実施					
現況			計画目標				
100%(単年度達成度)			100%(単年度達成度)				

170	事業名	市民の防災意識を高める講座・事業の実施			所管局	教育	
	事業概要	市民の防災意識の高揚を図るため、各区の生涯学習センターにおいて、各区の実情にあった防災に関する講座・事業を実施します。					
	事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
		各区の生涯学習センターでの実施					
現況			計画目標				
全区で実施(単年度)			全区で実施(単年度)				

171	事業名	防災に関する教員研修の実施			所管局	教育	
	事業概要	経験年数や職務に応じた研修において防災に関する内容を取り扱い、教員の防災意識の向上を図ります。					
	事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
初任者研修会、学校運営研修会(I)、校(園)長研修会、教頭研修会、ミドルリーダー研修において防災に関する内容を取り入れ、実施			初任者研修会、学校運営研修会(I)、校(園)長研修会、教頭研修会、ミドルリーダー研修において防災に関する内容を取り入れ、実施				

172	事業名	応急手当の普及啓発			所管局	消防	
	事業概要	救急隊が到着するまでの間に、一人でも多くの市民が応急手当を行うことができるようにするため、AEDの活用を含む応急手当の普及を推進します。					
	事業計画	～R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命講習の実施</li> <li>▶救命講習 950回</li> <li>▶救急入門コース 550回</li> <li>・受講者のニーズに合わせた講習の実施</li> <li>▶ウィメンズ講習 15回</li> <li>▶シニア講習 2回</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命講習の実施</li> <li>▶救命講習 950回</li> <li>▶救急入門コース 550回</li> <li>・受講者のニーズに合わせた講習の実施</li> <li>▶ウィメンズ講習 15回</li> <li>▶シニア講習 2回</li> </ul>				

173	事業名	雨水ます等の清掃の啓発			所管局	上下、関係局区	
	事業概要	雨水ます等を適切に機能させるため、浸水対策の一つである雨水ます等の清掃を行うとともに、市民に対し啓発します。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
実施			実施 (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

174	事業名	簡易水防工法の普及啓発			所管局	上下、関係局区	
	事業概要	各家庭で簡易に実施できる浸水対策である簡易水防工法を広くPRするとともに、普及を通じて市民の水防に対する自助意識の向上を図ります。					
	事業計画	~R5	R6	R7	R8	R9	R10
		実施					
現況			計画目標				
実施			実施 (名古屋市上下水道経営プラン2028における R6~10見通し)				

## 第5章

# 進行管理

## 1 進行管理

### (1) 実施状況の公表

---

取組の推進状況について、方針ごとに主な指標とその目標、また事業ごとに計画目標を設定し、毎年度その実施状況を把握し、「名古屋市危機管理対策本部会議」において進捗状況の報告と評価を行った上で、公表します。

### (2) 進捗のフォローアップ

---

新たな課題の発生等により、当初の計画どおりの進捗が見られない取組が出てきた場合についても、「名古屋市危機管理対策本部会議」において検証し、フォローアップを行います。

### (3) 新たに実施すべき事業

---

災害対策に関する法令の改正及び国等において方針が変更された場合や新たに実施すべき事業が生じた場合など計画の見直しが必要となった場合は、「名古屋市危機管理対策本部会議」において適宜事業を追加するなどの見直しを行います。

# 參考資料

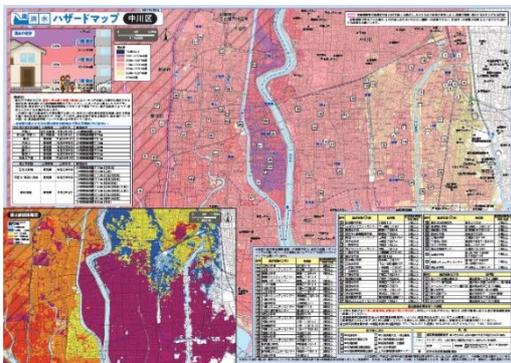
## 【資料1】ハザードマップ

平成27(2015)年水防法改正に基づく想定最大規模の洪水、内水氾濫、高潮に加え、地震、津波、ため池決壊などすべての災害を掲載した「ハザードマップ」を公表しています。

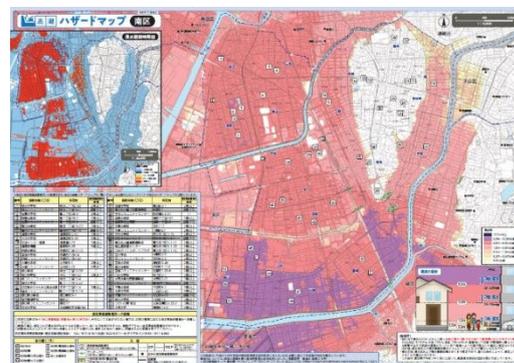
区	種類	ハザードマップ						指定避難所マップ	土砂災害(特別)警戒区域指定※1
		洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震	ため池		
千種	○	○	—	—	○	○	○	○	
東	○	○	—	—	○	○	○	—	
北	○	○	—	—	○	—	○	—	
西	○	○	○	—	○	—	○	—	
中村	○	○	○	○	○	—	○	—	
中	○※2	○	○	—	○	—	○	—	
昭和	○	○	○	—	○	—	○	○	
瑞穂	○	○	○	○	○	—	○	○	
熱田	○※2	○	○	○	○	—	○	—	
中川	○	○	○	○	○	—	○	—	
港	○	○	○	○	○	—	○	—	
南	○	○	○	○	○	—	○	○	
守山	○	○	—	—	○	○	○	—	
緑	○	○	○	○	○	○	○	○	
名東	○	○	—	—	○	○	○	○	
太白	○	○	○	—	○	○	○	○	

○:あり —:なし ※1 洪水、内水氾濫、高潮、地震、ため池のハザードマップに記載  
※2 家屋倒壊等氾濫想定区域はありません

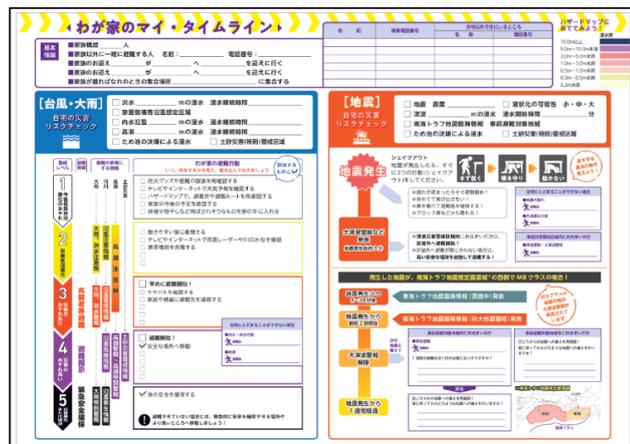
〈洪水ハザードマップ〉



〈高潮ハザードマップ〉



また、冊子形式で防災情報や日頃からの備え、過去の災害状況などをまとめた「防災ガイドブック」に加え、ハザードマップが市民にとって身近なものになるように「いつ」「何をするのか」という個人の避難行動を時系列で整理し、書き込みができる「わが家のマイ・タイムライン」と「ハザードマップ」を1つにまとめた「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を公表しています。



なごやハザードマップ防災ガイドブック

検索



詳細はこちら

## 【資料2】南海トラフ巨大地震の被害想定

本市が公表している「南海トラフ巨大地震の被害想定について～人的被害・建物被害等、震度分布・津波高等～（平成26(2014)年2月3日、名古屋市）」について、一部抜粋し要約の上掲載します。

### 1 想定地震

区分	発生頻度	最大震度
過去の地震を考慮した最大クラス	100～200年に一度	6強
あらゆる可能性を考慮した最大クラス	千年以上に一度	7

### 2 主な被害量と対策効果（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）

区分	対策前	対策後
死者数	約 6,700 人	約 1,500 人
重傷者数	約 3,000 人	約 1,400 人
軽傷者数	約 12,000 人	約 6,900 人
地震動による全壊棟数	約 34,000 棟	約 9,900 棟

（注）冬・深夜のケース

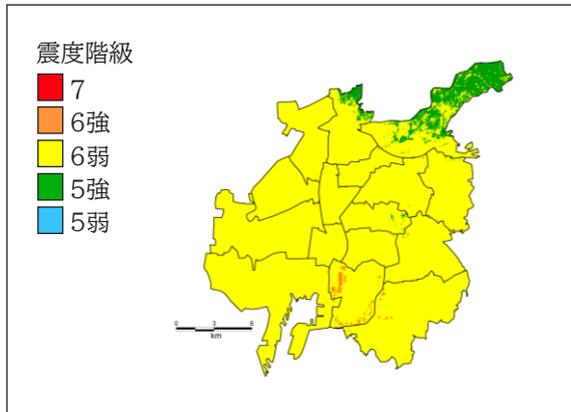
### 3 ライフラインの被害（過去の地震を考慮した最大クラス）

区分		内容
上水道	給水戸数	約 1,174 千戸
	断水戸数(率)	直後 約 357 千戸(約 30%)
	復旧期間	4 週間程度
下水道	処理人口	約 2,229 千人
	機能支障人口(率)	直後 約 61 千人(約 3%)
	復旧期間	4 週間程度
電力	需要家数	約 1,380 千軒
	停電軒数	直後 約 1,228 千軒(約 89%)
	復旧期間	1 週間程度
通信 (固定電話)	需要回線数	約 463 千回線
	不通回線数(率)	直後 約 413 千回線(約 89%)
	復旧期間	1 週間程度
通信 (携帯電話)	停波基地局率	直後 約 2%
	復旧期間	1 週間程度
ガス (都市ガス)	需要家数	約 966 千戸
	復旧対象戸数(率)	直後 約 48 千戸(約 5%)
	復旧期間	数日程度
ガス (LPガス)	需要家数	約 55 千戸
	機能支障戸数(率)	直後 約 11 千戸(約 20%)
	復旧期間	1 週間程度

#### 4 震度分布

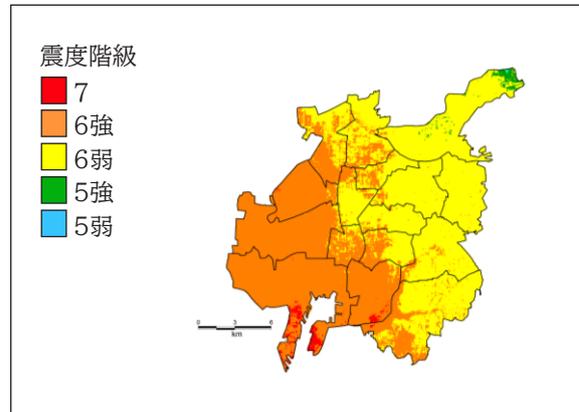
##### (1) 過去の地震を考慮した最大クラス

本市では、震度6弱の地域が大きく広がり、南区をはじめとした4区の一部地域で震度6強が想定される。



##### (2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

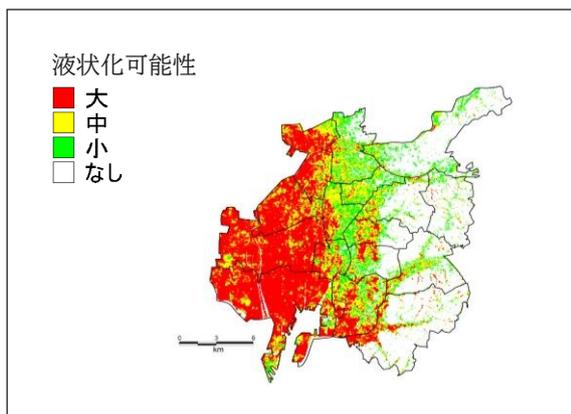
本市では、震度6弱、震度6強の地域が大きく広がり、港区をはじめとした5区の一部地域で震度7が想定される。



#### 5 液状化可能性分布

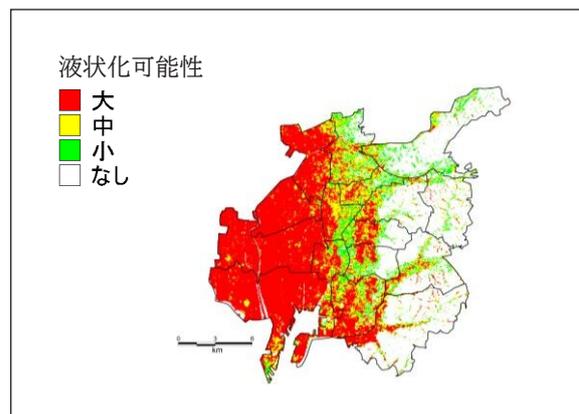
##### (1) 過去の地震を考慮した最大クラス

本市では、市西部および天白川などの河川沿いに、液状化可能性が大から中に評価される地域が広がっている。



##### (2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

本市では、市西部および天白川などの河川沿いに、液状化可能性が大に評価される地域が広がっている。



名古屋市 南海トラフ巨大地震について

検索



詳細はこちら

## 【資料3】 検討経過

### (1) 経過

時期	内容
令和5年3月	第1回次期名古屋市災害対策実施計画の策定に関する有識者懇談会(以下「有識者懇談会」という。)の開催
7月	第2回有識者懇談会の開催
10月	第3回有識者懇談会の開催
12月	パブリックコメントの実施

### (2) 有識者懇談会の構成員

氏名	職名
荒木 裕子	京都府立大学 生命環境学部 環境デザイン学科 准教授
浦野 愛	特定非営利活動法人レスキューストックヤード 常務理事
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
水谷 法美	名古屋大学大学院 工学研究科 教授
溝口 敦子	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授 東北大学 災害科学国際研究所 教授

## 【資料4】名古屋市防災条例

### 名古屋市防災条例

#### 前文

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威の前に失ってきました。また、今日では、名古屋市を含むこの地域は、東海地震や東南海地震などの大規模地震の発生により、甚大かつ広域的な被害を受けることが危惧されています。

私たちは、いつでも被災者になり得ます。そのうえ、日本のものづくりの中核としてのこの地域が、甚大な被害を受けた場合、その被害が日本経済全体に与える損失は非常に大きく、世界的にも影響を及ぼしかねません。

私たちの力で、自然災害を根絶することはできませんが、その災害によって生ずる被害を減らすことはできます。私たちは、自然とともに生き、自分や家族、地域、そして名古屋のまちを私たち自身で守っていかなければなりません。

自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことが必要になります。それは、一朝一夕にできるものではありません。しかし、先人がこれまで進めてきたように、地道なまちづくり、ひとづくりを続けていけば、私たちのこの名古屋のまちが災害に強いまちになるものと信じています。

ここに、自然災害に見舞われても、それを乗り越え、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を、後の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### 目的

#### 第1条

この条例は、災害に係る予防対策及び応急対策並びに災害からの復興に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それらの対策等の基本となる事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることができる、災害に強いまちの実現をめざすことを目的とする。

### 定義

#### 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (4) 指定緊急避難場所 法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。
- (5) 指定避難所 法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。
- (6) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項の規定による地震災害に関する警戒宣言をいう。

(7) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

(8) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をすることをいう。

### 市の責務

#### 第3条

市は、災害に強いまちづくりに関する総合的な対策(以下「災害対策」という。)を講じるものとする。

2 市は、災害対策に関する計画を策定するとともに、その対策を行うために組織及び機能の全てを挙げて必要な体制を整備するものとする。

3 市は、災害対策を行うに当たっては、市民、ボランティア、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体(以下「市民等」という。)との連携及び協力に努めなければならない。

4 市は、災害対策を行うために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 職員の責務

#### 第4条

職員は、災害対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策に関する計画に基づき、速やかに、災害対策に関し必要な業務に従事し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

### 市民の責務

#### 第5条

市民は、自己及び家族を災害から守るため、家族との話し合い、知識の習得等防災のために必要な事項を行うよう努めなければならない。

2 市民は、地域を災害から守るため、防災において、日頃から地域の構成員との交

流を深めるとともに、相互に連携及び協力に努めなければならない。

3 市民は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

### 事業者の責務

#### 第6条

事業者は、次の対策を講ずるとともに、その対策に関する計画の作成及びその対策を行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(1) 事業所に来所する者(以下「来所者」という。)及び従業員を災害から守るための対策

(2) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保するための対策

(3) 災害が発生した場合における被害を軽減するため及び事業を継続するため又は速やかに再開するための対策

2 事業者は、地域を災害から守るため、防災において、地域の構成員との連携及び協力に努めなければならない。

3 事業者は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

### 自主防災活動の推進

#### 第7条

市は、自主防災組織その他市民が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市民は、自主防災活動を推進するため、その活動に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

### ボランティアに対する支援

#### 第8条

市及び事業者は、ボランティアによる防災に関する活動に対する支援を行うよう努めなければならない。

## **第2章 予防対策及び応急対策**

### 第1節 情報の収集及び提供等 情報の収集等

#### 第9条

市は、豪雨、洪水及び地震の観測等防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

### 予想される災害の調査

#### 第10条

市は、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

### 情報の提供等

#### 第11条

市は、災害に備え、市民及び事業者に対し、あらかじめ、異常な自然現象の種類ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所の位置等避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民及び事業者に対し、速やかに、避難の指示に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供するよう努めなければならない。

3 市民及び事業者は、災害に備え、防災に関する情報を収集するとともに、気象警報等の情報に基づいて自らの判断において避難できるようにするための知識を習得するよう努めなければならない。

- 4 市民及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害に関する情報を収集するよう努めなければならない。

**第2節 防災訓練等  
教育の充実等**

**第12条**

市は、研修、防災訓練等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。

- 2 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に努めなければならない。
- 3 市は、防災に関する市民の理解を深めるため、学校教育及び社会教育を通じ、防災に関する教育の充実に努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員に対し、防災訓練又は講習に参加させること等により、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

**防災訓練**

**第13条**

市は、市民等と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う防災訓練に参加するとともに、地域における防災訓練を定期的かつ効果的に行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市又は市民が地域において行う防災訓練に参加するとともに、市及び市民と連携し、防災訓練を行うよう努めなければならない。

**第3節 避難  
物資の確保等**

**第14条**

市は、災害に備え、食糧、毛布その他被災した市民の生活に必要な物資の確保及び当該物資の円滑な供給を継続して行うための関係事業者の協力の確保並びに飲料水の供給のために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害に備え、食糧、飲料水その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

**応急的な医療等の確保**

**第15条**

市は、国、他の地方公共団体及び関係団体と協力し、避難所等における応急的な医療及び助産を行うことができるよう努めなければならない。

**指定緊急避難場所の確認等**

**第16条**

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。

- 2 市は、資機材の整備、物資の備蓄等により、指定避難所の機能の充実に努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、あらかじめ、災害が発生した場合の被害の状況を想定して、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等を確認するよう努めなければならない。

- 4 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めなければならない。

**災害時に特に配慮を要する者への配慮**

**第17条**

市、市民及び事業者は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他災害が発生した場合において特に配慮を要する者（法第8条第2項第15号に規定する要配慮者）をい

う。)の避難の誘導、安否の確認、救出等に関し、これらの者に配慮した対策を講ずるよう努めなければならない。

#### 第4節 応急措置

##### 第18条

市は、災害が発生した場合には、市民等と連携し、被害の状況を速やかに把握し、被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、災害が発生した場合には、相互に協力し、初期消火、被災者の救助その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 医療、建築等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### 第5節 緊急輸送の確保

##### 第19条

市は、警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合において、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、自動車の使用を自粛する等、緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

#### 第6節 地震対策

##### 耐震性の確保等

##### 第20条

市は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保するため、必要に応じて耐震診断を行い、その結果に基づいて耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 市は、自らが管理する橋りょう、配水管等の地震に対する安全性の確保に努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

4 市は、地震による火災の拡大を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

5 市民及び事業者は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、地震による火災の拡大を防止するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

##### 広告塔等の落下防止等

##### 第21条

市は、地震による、屋外に面しているガラス、タイルその他これらに類する建築物の部分及び広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「落下対象物」という。)の落下並びに道路に沿って設けられている門、塀その他これらに類する建築物等(以下「転倒対象物」という。)の転倒の防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、地震による落下対象物の落下及び転倒対象物の転倒を防止するため、これらの対象物を定期的に点検するよう努めなければならない。

##### 家具等の転倒防止

## 第22条

市は、地震による家具等の転倒の防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが所有し、又は占有する家具等の地震による転倒の防止に努めなければならない。

### 帰宅困難者対策

## 第23条

市は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、交通機関が休止したこと等により、徒歩による帰宅が著しく困難である者(以下「帰宅困難者」という。)による混乱、事故が生じること等を防止するため、一斉に帰宅することの抑制に関する周知、帰宅困難者に対する支援その他必要な対策を講ずるものとする。

- 2 市民は、警戒宣言が発せられたため、又は大規模な地震が発生したために交通機関が休止したこと等により、帰宅困難者となった場合に備え、徒歩による帰宅経路及び家族との連絡方法の確認等を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、来所者及び従業員の安全な帰宅等に対する支援のために必要な対策を講ずるとともに、これらの者が一斉に帰宅することの抑制を図るよう努めなければならない。
- 4 帰宅困難者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合には、むやみに移動を開始しないようにするとともに、第1項及び前項の対策に協力するよう努めるものとする。

### 被害を受けた建築物等の調査

## 第24条

市は、地震により被害を受けた建築物又は土地の危険性に関し調査を緊急に行う必要があると認めるときは、速やかに、当該調査を行い、又は資格を有する者に当該調査を行わせ、その結果を市民及び事業者に提供するものとする。

- 2 地震により被害を受けた建築物若しくは土地の所有者、占有者若しくは管理者である市民又は事業者は、前項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

## 第7節 浸水及び雨水対策

### 浸水の防止等

## 第25条

市は、豪雨等による浸水を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めなければならない。
- 3 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 洪水、高潮、津波等により浸水することが想定される地域及びその周辺地域に施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 前項の事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、浸水から避難する者の受入れに協力するよう努めなければならない。

## 雨水流出抑制

### 第26条

市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

3 市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

## 雨水ます等の清掃

### 第27条

市民及び事業者は、自らが占有する土地に設置された雨水を集水するます等の清掃を行うものとする。

## 第8節 広域的な連携体制の構築

### 第28条

市は、災害の拡大を防止するため、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めなければならない。

## 第3章 災害からの復興

### 第29条

市は、災害により甚大な被害を受けた場合には、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携するとともに、市民及び事業者と協力し、その被害を受けた地域の速やかな復興に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合には、相互に協力し、市民の生活及び事業者の事業の速やかな再建に努めなければならない。



名古屋市災害対策実施計画

発行・編集 名古屋市防災危機管理局  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL:052-972-3523  
FAX:052-962-4030  
策定年月 2024年3月



## め ざ す 姿

- ① 災害による死者が発生しない
- ② 物的被害を極力減らす
- ③ 迅速かつ的確な災害対応により、被害が拡大しない
- ④ 迅速かつ的確に復旧・復興が進み社会経済活動が早期に再開される

